

平成 2 7 年度版

業 務 概 況

平成 2 7 年 7 月

福島県県中保健福祉事務所

はじめに

少子高齢化と人口減少の急速な進行、平成23年3月の東日本大震災及び原発事故の発生により保健・医療・福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、中東呼吸器症候群（MERS）やデング熱等の新たな感染症の発生や放射性物質による健康や食の安全性への影響の懸念など県民の皆様の安全・安心への関心がより一層高まっています。

このため、県では、「夢・希望・笑顔に満ちる”新生ふくしま”」を基本目標とする県総合計画の基本理念を受け保健・医療・福祉施策の方向性を示した「福島県保健医療福祉復興ビジョン」を平成25年3月に策定しました。

県中保健福祉事務所では、これらの計画に示された県の新たな方向性を踏まえ、県中地域の復興へ向けた保健・医療・福祉施策の推進のために、「県中地域保健医療福祉推進計画」を平成25年7月に策定しました。

これら計画の着実な推進により東日本大震災及び原子力災害からの復興を図るため、管内市町村、被災市町村や関係機関・団体との緊密な連携を図りながら、地域の実情に応じた健康づくりや子育て環境づくり、2025年問題を見据えた医療と介護の連携推進、さらには健康危機管理対策、食品の安全性確保等の重点施策を、より積極的かつ効果的に展開してまいります。

この「業務概況」は、管内の保健・医療・福祉を取り巻く現状や課題を踏まえた当所の平成26年度の事業実績、平成27年度の基本方針及び新規重点施策をまとめたものです。県中地域の保健・医療・福祉に関する参考資料として、多くの方々に利用していただきますとともに、当事務所が実施する事業等に対しご理解とご協力をよろしくお願いします。

平成27年7月

福島県県中保健福祉事務所

所長 山口靖明

目 次

はじめに

I 県中保健福祉事務所の概況

1 県中地域の概況	1
2 県中保健福祉事務所の概要	3
3 平成26年度決算概要	8
4 管内人口動態データ	11

II 平成27年度県中保健福祉事務所基本方針及び重点施策

1 基本方針	16
2 重点施策	16
3 平成27年度県中保健福祉事務所新規重点事業等	20
4 県中地域保健医療福祉推進計画進行管理指標	26

III 総務企画部の業務

第1 総務企画課の業務

1 庶務・経理	28
2 財産管理	28
3 表彰	28
4 保健・医療・福祉の総合的な推進	28
5 地域保健等推進	29
6 保健・福祉宅配講座	30
7 社会福祉法人	31
8 民生委員・児童委員	31
9 保健福祉部創意事業	31
10 福祉避難所の指定促進	31
11 各種統計調査	31
12 戦傷病者援護	32
13 日本赤十字社・共同募金会	32

IV 健康福祉部の業務

第1 保健福祉課の業務

第1-1 高齢者支援チームの業務

1 高齢者福祉	36
2 介護保険	37
3 長寿社会対策・人にやさしいまちづくり	38

第1-2 児童家庭支援チームの業務

1 母子保健	44
2 児童の福祉	48
3 ひとり親家庭等の福祉	49
4 女性の福祉	50

第1-3 障がい者支援チームの業務

1 身体障がい者（児）の状況	51
2 身体障がい者（児）の福祉	51
3 知的障がい者（児）の状況	55
4 知的障がい者（児）の福祉	55
5 精神保健福祉	56

第2 生活保護課の業務	
1 生活保護業務の概況	65
2 管内の状況	65
第3 健康増進課の業務	
1 健康づくりの推進	71
2 歯科保健対策の推進	76
3 原爆被爆者対策の推進	77
4 難病対策の推進	77
V 生活衛生部の業務	
第1 医療薬事課の業務	
第1-1 医事薬事チームの業務	
1 医 務	82
2 救急医療	83
3 薬 事	84
4 毒物劇物	87
5 麻薬・覚せい剤・大麻・向精神薬	87
6 薬物乱用防止事業	88
第1-2 感染症予防チームの業務	
1 感染症・感染症患者の発生状況	89
2 予防接種実施状況（定期）	89
3 結核予防対策	91
4 エイズ予防対策	93
5 ウイルス性肝炎対策	93
6 新型インフルエンザ等対策	94
7 高病原性鳥インフルエンザ対策	94
第2 衛生推進課の業務	
第2-1 環境衛生チームの業務	
1 環境衛生	95
2 水 道	97
3 温 泉	98
第2-2 食品衛生チームの業務	
1 食品衛生	100
2 狂犬病予防・動物の愛護及び管理	104
VI 東日本大震災等被災者支援	
1 概要	107
2 健康サポート事業	107
3 被災者の心のケア、心の健康推進事業	108
4 妊産婦、母子への健康支援事業	109
5 東日本大震災における高齢者への支援事業	110

I 県中保健福祉事務所の概況

1 県中地域の概況

(1) 管轄区域

県中保健福祉事務所は、県中地域（12市町村：郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡）の保健、医療、福祉及び衛生に関する業務を行っています。

また、当所は、地域保健法に基づく県中保健所でもあります。

このため、当所の管轄区域は関係業務により異なっており、行政全般については、郡山市、須賀川市、田村市を含む12市町村ですが、生活保護業務については、郡山市、須賀川市、田村市を除く、岩瀬郡、石川郡、田村郡の6町3村です。

また、薬務、救急医療、水道等の業務については、中核市である郡山市が所管する一部を除き、12市町村を管轄区域としています。

(2) 県中地域の特性

ア 地 勢

県中地域は、県の中央に位置し、東側には阿武隈高地、西側には奥羽山脈が連なり、中央の平坦部には阿武隈川が北流するなど、変化に富んだ自然によって形成されており、面積は、2406.29平方キロメートルで県土の17.5%を占めています。

イ 人 口

平成27年4月1日現在の県中地域の人口は、530,274人で、県全体の27.5%を占めています。都市部への人口集中が続く反面、中山間地域では人口の減少が進んでいます。

ウ 交 通

県中地域は福島空港をはじめ、東北新幹線、東北自動車道、磐越自動車道に加え、あぶくま高原道路などの整備により、高速交通ネットワークが形成されています。

エ 産 業

県中地域の製造品出荷総額は県内の約28%を占めるとともに、年間商品販売額でも県内の44%を占めており、農業面では米・野菜・畜産を中心に本県生産額の約25%を占めるなど、本県経済の中心的な役割を担っています。

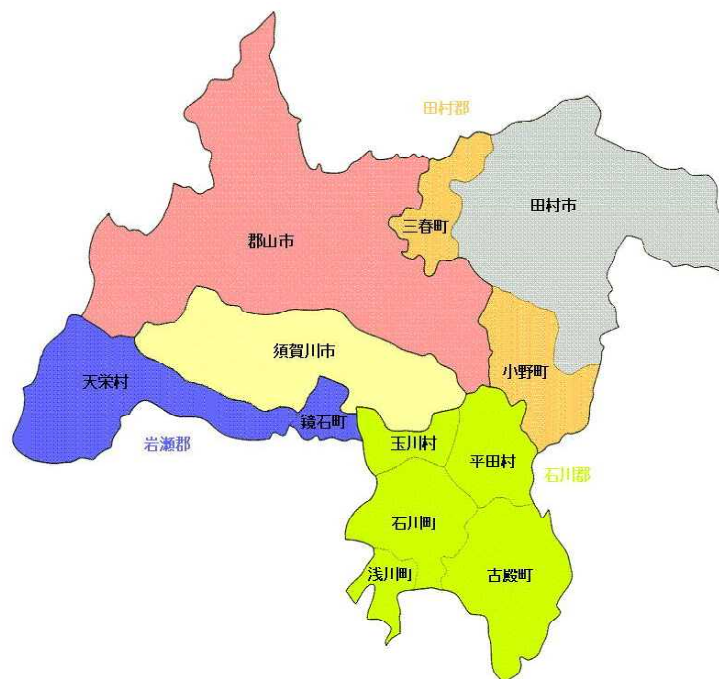
(3) 県中地域の市町村の概況(平成27年4月1日現在)

地域	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	年齢(3区分)別人口構成比(%)				人口密度 (人/km ²)	
				年少人口 0~14歳	生産年齢人口 15~64歳	老年人口 65歳以上			
						75歳以上			
須賀川市	279.55	26,613	76,698	13.7	61.2	25.0	12.7	274.4	
田村市	458.30	11,858	37,483	11.6	56.8	31.6	18.4	81.8	
	鏡石町	31.25	4,251	12,561	14.6	60.9	24.5	12.2	402.0
	天栄村	225.56	1,683	5,771	11.6	58.7	29.6	17.0	25.6
岩瀬郡	256.81	5,934	18,332	13.7	60.2	26.2	13.7	71.4	
	石川町	115.71	5,452	16,663	10.9	57.8	31.3	17.4	144.0
	玉川村	46.56	1,979	6,855	13.3	60.3	26.4	14.9	147.2
	平田村	93.53	2,038	6,396	12.4	59.3	28.3	16.8	68.4
	浅川町	37.43	2,068	6,564	13.4	57.4	29.1	16.0	175.4
	古殿町	163.47	1,706	5,509	11.6	55.3	33.1	21.4	33.7
石川郡	456.70	13,243	41,987	12.0	58.1	29.9	17.2	91.9	
	三春町	72.76	5,544	17,106	11.4	58.5	30.1	16.0	235.1
	小野町	125.11	3,487	10,322	11.7	57.1	31.2	18.7	82.5
田村郡	197.87	9,033	27,428	11.5	58.0	30.5	17.0	138.6	
県中管内	1,649.23	66,681	201,928	12.7	59.2	28.1	15.4	122.4	
郡山市	757.06	135,899	328,346	13.0	63.1	23.9	11.8	433.7	
県中地域	2,406.29	202,580	530,274	12.9	61.6	25.5	13.1	220.4	
福島県	13,782.75	729,896	1,926,961	12.5	59.3	28.2	14.9	139.8	

※上表の「県中管内」とは、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡の11市町村である。

※上表の「県中地域」は、県中管内に郡山市を加えた12市町村である。

(4) 管内地図



2 県中保健福祉事務所の概要

(1) 沿革

平成14年4月、保健と福祉の連携を強化し、地域への行政サービス提供の向上を図るため、県中保健所と県中社会福祉事務所を統合し、3部7グループ体制で構成する県中保健福祉事務所を須賀川市に設置しました。

ア 県中保健福祉事務所の沿革

- 平成14年 4月 機構改革により、県中保健所、県中社会福祉事務所を統合し、須賀川市旭町153番1に「県中保健福祉事務所」を設置
 - 事務所内に中央児童相談所須賀川相談室を設置
 - 課・係制を廃止し、県の出先機関として初のグループ制を導入
- 平成16年 4月 機構改革により、医療薬事グループ検査チームの業務を衛生研究所県中支所に移管
- 平成19年 4月 機構改革により、中央児童相談所須賀川相談室を廃止し、業務を県中児童相談所に移管
- 平成20年 4月 機構改革により、グループ制を廃止し、課・チーム制を導入。
- 平成23年 6月 機構改革により、総務課と地域支援課を統合し、総務企画課とする。

イ 参考

①統合前の県中保健所の沿革

(旧郡山保健所)

- 昭和19年 4月 郡山市稲荷町30番地に設置
- 昭和19年11月 昭和20年7月、昭和21年5月、昭和23年3月と 4度移転
- 昭和25年 7月 郡山市堂前56番地に新築移転
- 昭和44年 5月 郡山市麓山一丁目1番1号に新築移転
- 平成 9年 3月 郡山市の中核市移行に伴う市独自の保健所設置により廃止

(旧須賀川保健所)

- 昭和19年 9月 須賀川町(現須賀川市)六丁目18番地に設置
- 昭和26年 5月 須賀川町瀬戸堀に新築移転
- 昭和56年 8月 須賀川市旭町153番 1 に新築移転
- 平成 9年 3月 地域保健法の改正に伴う県の保健所再編統合により廃止

(旧石川保健所)

- 昭和23年 5月 石川町字南町14番地に設置
- 昭和25年 1月 石川町字南町35番地に新築移転
- 昭和60年 4月 石川町字渡里沢37番地5に新築移転
- 平成 9年 3月 地域保健法の改正に伴う県の保健所再編統合により廃止

(旧三春保健所)

- 昭和19年10月 三春町字尼ヶ谷2番地に設置
- 昭和25年 4月 小野町大字小野新町字本町32番地に小野分室を設置
- 昭和26年 8月 三春町字荒町50番地に新築移転
- 昭和44年 4月 小野分室を廃止
- 昭和50年 4月 三春町字六升蒔50番地に新築移転
- 平成 9年 3月 地域保健法の改正に伴う県の保健所再編統合により廃止

(県中保健所)

- 平成9年4月 機構改革により、郡山・須賀川・石川・三春の4保健所が統合し、須賀川市旭町153番1(旧須賀川保健所所在地)に「県中保健所」を設置

②統合前の県中社会福祉事務所の沿革

- 昭和26年 3月 社会福祉事業法の制定
- 昭和26年10月 安積、田村、岩瀬、石川(東白川郡古殿町を舍む。)の4郡及び郡山市に福祉事務所を設置
- 昭和29年 3月 合併による須賀川市の誕生により、当該町村だった区域が須賀川市福祉事務所に事務を移管
- 昭和40年 3月 安積福祉事務所管内町村と郡山市の合併により、安積福祉事務所廃止
- 昭和44年 4月 機構改革により従来の福祉地区が統合され、郡山社会福祉事務所が設置されるとともに、田村、岩瀬、石川の各福祉事務所は出張所として位置づけられた
- 昭和48年 4月 機構改革により、田村、岩瀬、石川の各福祉事務所の生活保護法事務を郡山社会福祉事務所に統合
- 昭和50年11月 事務所を郡山合同庁舎北庁舎に移転
- 平成 6年 4月 機構改革により、名称を郡山社会福祉事務所から県中社会福祉事務所に変更

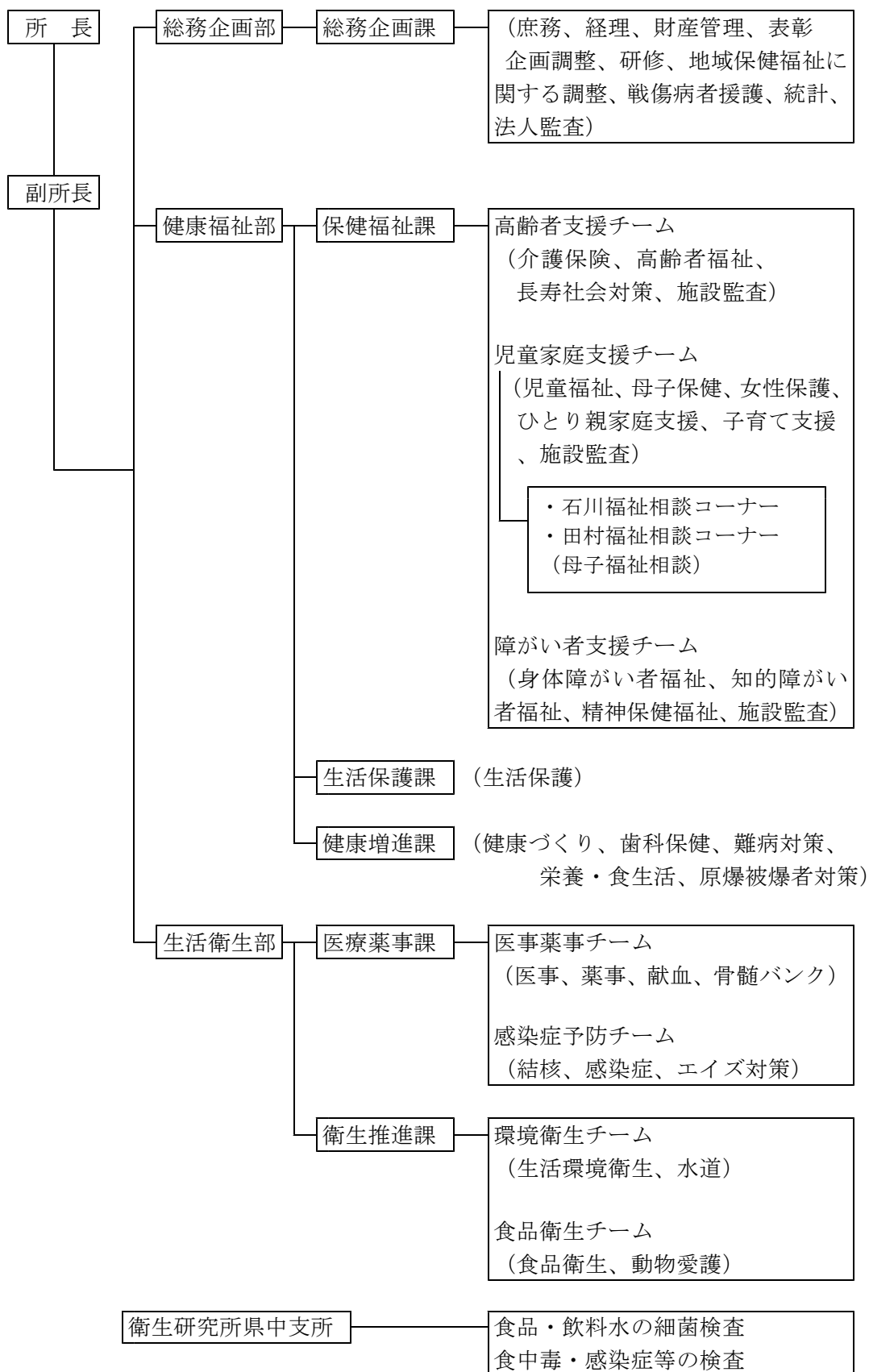
岩瀬、石川、田村の3出張所を廃止し、同所に福祉相談コーナーを設置

平成 9年 4月 郡山市の中核市移行に伴い、母子・寡婦福祉資金貸付等の事務を移譲

(2) 歴代所長 (近年)

県中保健所長	埴 義 郎	平成 9年4月～平成11年3月
	鈴木 美保子	平成11年4月～平成14年3月
県中社会福祉事務所長	川 島 一 雄	平成10年4月～平成13年3月
	井 上 秀 之	平成13年4月～平成14年3月
県中保健福祉事務所長	鈴木 美保子	平成14年4月～平成16年3月
	遠 藤 幸 男	平成16年4月～平成16年6月
	柳 澤 正 信	平成16年7月～平成24年3月
	山 口 靖 明	平成24年4月～現在

(3) 組織図 (平成 27 年 4 月 1 日現在)



(4) 職員配置状況 (平成27年5月1日現在)

組織	職 種	事務		技 術									技能労務		常 勤 職 員 計	専 門 員	嘱 託 員	計
		一 般 事 務	社 会 福 祉 主 事	医 師	技 師	獣 医 技 師	薬 劑 技 師	栄 養 技 師	医 療 技 師	放 射 線 技 師	保 健 技 師	看 護 技 師	技 能 員	運 転 手				
県 中 保 健 福 祉 事 務 所	所 長			1											1			1
	副所長(兼)総務企画部長	1													1			1
	総務企画部	6									1		1		8			8
	総務企画課	課 長	1												1			1
		課 員	5								1		1		7			7
	健康福祉部	4	15				3	1		11					34	3	8	45
	部 長	1													1			1
	主幹(兼)副部長						1								1			1
	保健福祉課	課 長	1												1			1
	高齢者支援チーム	チ ャーム 員		2							1				3	1		4
	児童家庭支援チーム	チ ャーム 員	1	3							2				6		3	9
	石川福祉相談コーナー																1	1
	田村福祉相談コーナー																1	1
	障がい者支援チーム	チ ャーム 員		3							5				8			8
	生活保護課	課 長	1												1			1
		課 員		7											7	1	3	11
	健康増進課	課 長(※1)						(1)							(1)			(1)
		課 員						2	1		3				6	1		7
	生活衛生部 (※2)				7	3	5 (1)		(4)	1	3	1	1		21 (5)	2	1	24 (5)
	部 長						1								1			1
医療薬事課	課 長									1				1			1	
医事薬事チーム	チ ャーム 員					4								4			4	
感染症予防チーム	チ ャーム 員								1	2	1			4			4	
衛生推進課	課 長			1										1			1	
環境衛生チーム	チ ャーム 員			2										2	1		3	
食品衛生チーム	チ ャーム 員			4	3	(1)		(4)				1		8 (5)	1	1	10 (5)	
計		11	15	1	7	3	5 (1)	3	1 (4)	1	15	1	1	65 (5)	5	9	79 (5)	
衛生 中 研 究 支 所	支 所 長					(1)								(1)			(1)	
	支 所 員					1		4						5			5	
	計				(1)	(1)		4						5 (1)			5 (1)	
合 計		11	16	1	7	3	6 (2)	3	5 (4)	1	15	1	1	70 (6)	5	9	84 (6)	

※1 健康福祉部主幹(兼)副部長は、健康増進課長も兼務している。

※2 「県中保健福祉事務所」欄の()内の数字は、衛生研究所県中支所からの兼務職員数を表示し、「衛生研究所県中支所」欄の()内の数字は、県中保健福祉事務所からの兼務職員数を表示している。

3 平成26年度決算概要

(1) 一般会計

(歳入)

(単位：円)

款	項	目	節	決算額
分担金及び負担金				3,897,367
	負担金			3,897,367
		民生費負担金		3,897,367
			児童福祉施設入所費負担金	3,897,367
		衛生費負担金		0
			公衆衛生総務費負担金	0
使用料及び手数料				244,550
	使用料			20,750
		行政財産使用料		20,750
			土地使用料	20,750
	手数料			223,800
		衛生手数料		223,800
			環境衛生手数料	223,800
財産収入				209,141
	財産運用収入			181,061
		財産貸付収入		181,061
			建物貸付料	181,061
	財産売払収入			28,080
		物品売払収入		28,080
			自動車売払代金	28,080
諸収入				44,324,549
	雑入			44,324,549
		雑入		44,324,549
			雑入	44,324,549
歳入合計				48,675,607

(1)一般会計

(歳出 2-1)

(単位：円)

款	項	目	決算額
総務費			2,176,720
	総務管理費		1,454,592
		一般管理費	1,299,420
		人事管理費	155,172
	統計調査費		722,128
		厚生統計調査費	722,128
民生費			3,009,450,826
	社会福祉費		2,278,326,168
		社会福祉総務費	21,458,437
		障がい福祉総務費	2,246,736,696
		高齢福祉総務費	8,871,210
		介護保険費	1,197,565
		精神障がい者福祉費	62,260
	児童福祉費		436,093,173
		児童福祉総務費	67,739,442
		児童措置費	362,605,086
		母子福祉費	5,748,645
	生活保護費		295,031,485
		扶助費	287,663,534
		生活保護総務費	7,367,951

(歳出 2-2)

(単位：円)

款	項	目	決算額
衛生費			59,604,091
	公衆衛生費		27,332,918
		公衆衛生総務費	6,705,876
		結核対策費	3,128,288
		予防費	2,270,583
		精神保健費	15,220,899
		衛生研究所費	7,272
	環境衛生費		4,506,614
		環境衛生費	3,519,159
		食品衛生費	987,455
	保健福祉事務所費		19,170,603
		保健福祉事務所費	19,170,603
	医薬費		6,146,806
		医薬総務費	4,927,311
		医務費	518,120
		保健師等指導養成費	44,000
		薬務費	657,375
	環境保全費		2,447,150
		除染推進費	2,447,150
労働費			9,149,485
	雇用対策費		9,149,485
		緊急雇用対策費	9,149,485
	歳出合計		3,080,381,122

(2) 母子寡婦福祉資金貸付金特別会計

(歳出)

(単位：円)

款	項	目	決算額
母子寡婦福祉資金貸付事業費			16,763,315
	母子寡婦福祉資金貸付事業費		16,763,315
		貸付金	16,738,000
		事務費	25,315

(3) 一般会計（繰越）

(歳出 2-2)

(単位：円)

款	項	目	決算額
衛生費			38,115,000
	保健福祉事務所費		38,115,000
		保健福祉事務所費	38,115,000

4 管内人口動態データ

(1) 人口動態総覧

(平成25年)

区 分	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	管内計	郡山市	福島県	全 国
出生数	601	235	115	47	104	53	50	46	37	102	80	1,470	2,694	14,546	1,029,816
出生率	7.8	6.1	9.1	7.9	6.1	7.6	7.6	6.9	6.6	5.8	7.6	7.2	8.2	7.5	8.2
死亡数	783	574	135	84	211	100	101	79	83	200	133	2,483	3,057	23,611	1,268,436
死亡率	10.1	15.0	10.7	14.1	12.4	14.3	15.3	11.8	14.7	11.5	12.6	12.1	9.3	12.2	10.1
自然増減数	△ 182	△ 339	△ 20	△ 37	△ 107	△ 47	△ 51	△ 33	△ 46	△ 98	△ 53	△ 1,013	△ 363	△ 9,065	△ 238,620
自然増減率	△ 2.4	△ 8.8	△ 1.6	△ 6.2	△ 6.3	△ 6.7	△ 7.7	△ 4.9	△ 8.1	△ 5.6	△ 5.0	△ 4.9	△ 1.1	△ 4.7	△ 1.9
(再掲) 乳児死亡数	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	4	5	24	2,185
乳児死亡率	3.3	0	0	0	9.6	0	0	0	27	0	0	2.7	1.9	1.6	2.1
(再掲) 新生児死亡数	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	9	1,026
新生児死亡率	1.7	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	1.4	0.7	0.6	1.0
死産数	15	8	5	0	2	4	1	4	1	3	2	45	79	385	24,102
死産率	24.4	32.9	41.7	0	18.9	70.2	19.6	80	26.3	28.6	24.4	29.7	28.5	25.8	22.9
(再掲) 自然死産数	9	2	5	0	1	3	1	3	1	2	2	29	44	222	10,938
(再) 自然死産率	14.6	8.2	41.7	0	9.4	52.6	19.6	60	26.3	19	24.4	19.1	15.9	14.9	10.4
(再掲) 人工死産数	6	6	0	0	1	1	0	1	0	1	0	16	35	163	13,164
(再) 人工死産率	9.7	24.7	0	0	9.4	17.5	0	20	0	9.5	0	10.6	12.6	10.9	12.5
周産期死亡数	4	2	0	0	0	1	0	2	0	0	0	9	15	78	3,862
周産期死亡率	6.6	8.4	0.0	0.0	0.0	18.5	0.0	41.7	0.0	0.0	0.0	6.1	5.5	5.3	3.7
婚姻数	338	136	54	19	51	30	29	20	15	63	33	788	1,803	9,069	660,613
婚姻率	4.4	3.5	4.3	3.2	3.0	4.3	4.4	3.0	2.7	3.6	3.1	3.8	5.5	4.7	5.3
離婚数	159	40	25	10	20	9	13	7	6	17	9	315	572	3,246	231,383
離婚率	2.06	1.04	1.99	1.68	1.17	1.28	1.97	1.05	1.06	0.97	0.85	1.54	1.74	1.67	1.84

※上段は実数、下段は人口動態率。

※人口動態率のうち、出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚は人口千人に対する割合、死産は出産（出生＋死産）千人に対する割合、周産期死亡は出産千人に対する割合、ほかは出生千人に対する割合。

(2) 死因別死亡者数

(平成25年)

市町村 /死因	総死亡数	結核	悪性 新生物	糖尿病	高血圧 性疾患	心疾患	脳血管 疾患	大動脈瘤 及び解離	肺炎	慢性閉塞 性肺疾患	喘息	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の 事故	自殺	その他
須賀川市	783	0	204	13	2	133	96	10	48	19	0	11	14	51	31	18	133
	1013.7	0	264.1	16.8	2.6	172.2	124.3	12.9	62.1	24.6	0	14.2	18.1	66	40.1	23.3	172.2
田村市	574	1	132	5	6	118	73	7	55	11	0	6	4	37	18	13	88
	1495.4	2.6	343.9	13	15.6	307.4	190.2	18.2	143.3	28.7	0	15.6	10.4	96.4	46.9	33.9	229.3
鏡石町	135	0	35	3	0	30	14	0	7	5	0	2	2	4	7	5	21
	1072.4	0	278	23.8	0	238.3	111.2	0	55.6	39.7	0	15.9	15.9	31.8	55.6	39.7	166.8
天栄村	84	0	22	2	0	19	5	1	4	1	0	2	3	6	0	1	18
	1414.4	0	370.4	33.7	0	319.9	84.2	16.8	67.4	16.8	0	33.7	50.5	101	0	16.8	303.1
石川町	211	0	55	3	3	31	26	4	18	4	0	3	4	15	5	6	34
	1237	0	322.4	17.6	17.6	181.7	152.4	23.5	105.5	23.5	0	17.6	23.5	87.9	29.3	35.2	199.3
玉川村	100	0	33	1	0	13	14	0	9	3	0	0	2	9	3	1	12
	1426.5	0	470.8	14.3	0	185.4	199.7	0	128.4	42.8	0	0	28.5	128.4	42.8	14.3	171.2
平田村	101	0	29	2	2	16	9	1	6	0	0	4	1	6	3	1	21
	1531	0	439.6	30.3	30.3	242.5	136.4	15.2	91	0	0	60.6	15.2	91	45.5	15.2	318.3
浅川町	79	1	17	4	0	11	9	2	10	0	0	0	0	12	1	3	9
	1180.7	14.9	254.1	59.8	0	164.4	134.5	29.9	149.5	0	0	0	0	179.3	14.9	44.8	134.5
古殿町	83	0	16	1	0	24	6	2	5	1	0	1	0	10	4	1	12
	1470.1	0	283.4	17.7	0	425.1	106.3	35.4	88.6	17.7	0	17.7	0	177.1	70.8	17.7	212.5
三春町	200	0	59	0	2	32	24	3	21	5	1	1	4	7	3	6	32
	1145.2	0	337.8	0	11.5	183.2	137.4	17.2	120.2	28.6	5.7	5.7	22.9	40.1	17.2	34.4	183.2
小野町	133	0	30	1	0	15	20	5	20	1	0	2	1	4	5	3	26
	1259.6	0	284.1	9.5	0	142.1	189.4	47.4	189.4	9.5	0	18.9	9.5	37.9	47.4	28.4	246.2
管内計	2,483	2	632	35	15	442	296	35	203	50	1	32	35	161	80	58	406
	1210.2	1.0	308	17.1	7.3	215.4	144.3	17.1	98.9	24.4	0.5	15.6	17.1	78.5	39	28.3	197.9
郡山市	3,057	6	855	45	20	464	330	41	284	49	2	47	69	162	90	60	533
	931.7	1.8	260.6	13.7	6.1	141.4	100.6	12.5	86.6	14.9	0.6	14.3	21	49.4	27.4	18.3	162.4
福島県	23,611	30	6,116	314	133	4,193	2,637	313	2,159	348	28	282	446	1,428	777	420	3,987
	1217.7	1.5	315.4	16.2	6.9	216.2	136.0	16.1	111.3	17.9	1.4	14.5	23.0	73.6	40.1	21.7	205.6
全国	1,268,436	2,087	364,872	13,812	7,165	196,723	118,347	16,105	122,969	16,443	1,728	15,930	25,101	69,720	39,574	26,063	231,797
	1009.1	1.7	290.3	11	5.7	156.5	94.1	12.8	97.8	13.1	1.4	12.7	20	55.5	31.5	20.7	184.4

※上段は死亡者数、下段は死亡率（人口10万対）。

(3) 市町村死因別標準化死亡比（SMR）＜全国との比較＞【男性】

1 標準化死亡比は、性、地域ごとに「全国の年齢階級別死亡率で死亡するとしたときのその地域の期待死亡数」に対する「実際の死亡数」の比を100倍して算出している。したがって、年齢構成の違いの影響を除いて死亡状況を表すものであり、地域比較に用いている。

標準化死亡比が100より大きい場合、その地域の死亡率は全国より高いと判断され、100より小さい場合は、全国より低いと判断される。

2 平成22年を中心とした平成20年～平成24年のデータについて、死亡に関する指標である標準化死亡比について市町村別に取りまとめている。

	福島県	管内	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町
	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR
総死亡数	106.3	108.4	109.3	104.0	114.1	127.3	102.9	105.9	131.7	111.7	108.3	103.9	107.4
悪性新生物	99.3	101.6	103.2	96.2	114.8	111.6	97.1	91.7	136.3	85.6	87.5	106.7	100.2
(胃)	105.6	112.2	120.6	93.0	145.3	61.5	113.5	116.2	119.4	179.9	99.9	95.0	126.7
(大腸)	105.0	105.7	107.2	95.5	169.9	98.2	136.2	66.1	121.8	81.6	75.4	96.4	98.5
(肝及び肝内胆管)	80.6	80.1	76.3	39.7	…	96.6	60.8	181.1	420.1	…	85.7	66.4	95.6
(気管・気管支・肺)	97.3	100.3	95.3	105.5	107.8	133.3	89.6	75.3	91.3	85.1	70.0	127.9	103.3
心疾患	119.8	124.9	126.6	115.9	119.9	168.0	132.5	111.3	179.9	120.6	127.6	91.4	148.4
(急性心筋梗塞)	184.6	182.7	162.2	148.9	110.3	206.2	285.0	196.5	427.1	231.1	232.6	104.1	229.9
(心不全)	109.6	128.8	145.4	134.1	154.0	203.4	74.3	157.2	115.4	71.8	150.0	66.6	154.9
脳血管疾患	117.5	122.1	114.6	133.0	137.3	116.3	114.3	97.2	155.0	158.8	111.5	105.6	130.5
(脳内出血)	106.5	108.1	105.7	101.5	115.7	89.3	118.7	…	138.0	122.9	80.1	110.8	154.7
(脳梗塞)	124.5	131.0	125.5	149.6	151.6	131.7	106.7	121.4	138.8	205.1	136.3	96.6	121.4
肺炎	96.7	87.6	92.2	73.0	101.9	130.7	69.6	65.8	96.2	113.9	114.5	75.9	109.8
肝疾患	90.2	94.3	105.0	75.7	118.7	…	…	…	156.6	…	…	104.9	…
腎不全	106.5	117.3	151.8	116.0	123.0	…	118.1	135.7	…	…	…	103.8	73.2
老衰	123.4	104.6	108.0	90.8	…	…	171.2	234.7	…	170.6	144.4	109.7	…
不慮の事故	145.8	132.0	116.7	146.3	136.9	189.1	147.4	126.8	155.4	118.6	197.0	93.4	124.8
自殺	112.0	124.0	115.5	136.8	79.0	188.9	113.8	183.2	187.6	…	97.1	132.7	129.4

※出典：厚生労働省 人口動態保健所・市町村別統計 標準化死亡比、主要死因・性・都道府県・保健所・市区町村別（平成20年～平成24年）

()内は再掲

(4) 市町村死因別標準化死亡比 (SMR) <全国との比較> 【女性】

1 標準化死亡比は、性、地域ごとに「全国の年齢階級別死亡率で死亡するとしたときのその地域の期待死亡数」に対する「実際の死亡数」の比を100倍して算出している。したがって、年齢構成の違いの影響を除いて死亡状況を表すものであり、地域比較に用いている。

標準化死亡比が100より大きい場合、その地域の死亡率は全国より高いと判断され、100より小さい場合は、全国より低いと判断される。

2 平成22年を中心とした平成20年～平成24年のデータについて、死亡に関する指標である標準化死亡比について市町村別に取りまとめている。

	福島県	管内	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町
	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR	SMR
総死亡数	104.8	104.9	110.2	100.9	99.7	111.9	94.3	109.8	111.5	111.6	97.5	106.7	100.1
悪性新生物	95.3	90.2	93.4	83.5	86.0	98.1	89.8	96.6	121.2	80.9	74.6	93.6	84.8
(胃)	101.5	117.1	120.8	112.1	98.8	145.6	116.2	237.6	140.4	88.6	117.0	88.1	96.2
(大腸)	101.4	84.3	106.0	66.5	113.7	91.7	75.9	...	73.7	102.3	72.6
(肝及び肝内胆管)	82.6	118.1	127.1	83.3	88.1	226.3	564.6	124.2	73.6
(気管・気管支・肺)	88.9	70.3	54.1	58.9	98.5	80.9	57.7	...	126.5	79.6	89.6	84.7	121.3
心疾患	112.6	116.4	133.8	120.9	127.0	116.4	82.1	96.0	90.9	117.5	119.0	107.3	93.4
(急性心筋梗塞)	175.1	186.4	202.3	212.6	211.8	137.7	152.1	139.3	221.9	285.2	287.2	104.7	79.1
(心不全)	106.2	111.8	131.8	123.6	124.7	146.1	69.1	80.4	89.1	101.1	77.0	88.2	94.5
脳血管疾患	119.7	122.9	104.0	138.4	109.2	150.0	115.7	145.7	160.8	174.5	125.1	109.7	124.8
(脳内出血)	107.0	107.9	103.0	125.0	98.9	158.7	113.5	140.8	116.1	117.4	...	52.7	114.8
(脳梗塞)	126.4	129.5	109.9	136.6	115.0	138.2	134.1	168.2	187.4	179.7	134.1	110.2	141.9
肺炎	97.0	91.6	85.1	94.3	80.4	86.0	73.7	53.9	137.4	84.9	80.4	91.7	151.5
肝疾患	86.5	102.5	122.7	51.0	223.1	187.4	...
腎不全	89.9	93.1	98.8	70.9	121.8	210.9	115.6	...	111.7	...	103.5	80.0	105.4
老衰	116.1	118.6	131.6	86.8	60.3	122.9	136.3	209.5	101.2	293.9	133.6	135.4	50.7
不慮の事故	155.1	111.1	166.9	61.3	93.1	...	121.9	100.9	141.3	57.7	125.4
自殺	106.3	157.6	153.2	129.0	145.5	...	163.0	385.3	190.6	128.1

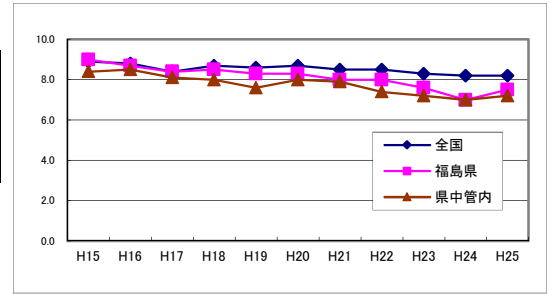
※出典：厚生労働省 人口動態保健所・市町村別統計 標準化死亡比、主要死因・性・都道府県・保健所・市区町村別 (平成20年～平成24年)

()内は再掲

(5) 人口動態年次推移

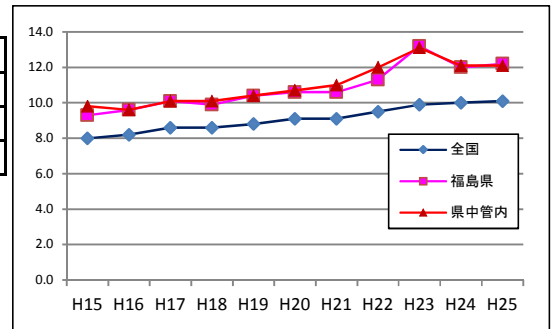
ア 出生率（人口千対）年次推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2
福島県	9.0	8.7	8.4	8.5	8.3	8.3	8.0	8.0	7.6	7.0	7.5
県中管内	8.4	8.5	8.1	8.0	7.6	8.0	7.9	7.4	7.2	7.0	7.2



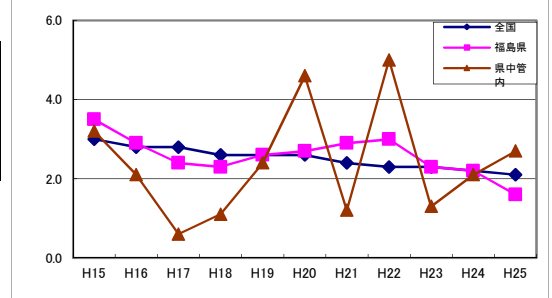
イ 死亡率（人口千対）年次推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国	8.0	8.2	8.6	8.6	8.8	9.1	9.1	9.5	9.9	10.0	10.1
福島県	9.3	9.6	10.1	9.9	10.4	10.6	10.6	11.3	13.2	12.0	12.2
県中管内	9.8	9.6	10.1	10.1	10.4	10.7	11.0	12.0	13.1	12.1	12.1



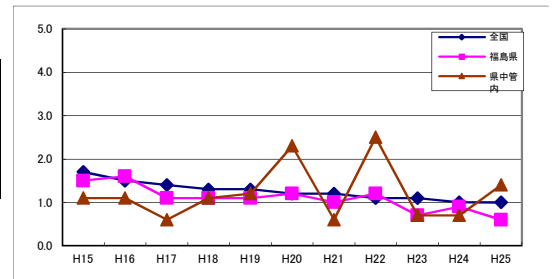
ウ 乳児死亡率（出生千対）年次推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国	3.0	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6	2.4	2.3	2.3	2.2	2.1
福島県	3.5	2.9	2.4	2.3	2.6	2.7	2.9	3.0	2.3	2.2	1.6
県中管内	3.2	2.1	0.6	1.1	2.4	4.6	1.2	5.0	1.3	2.1	2.7



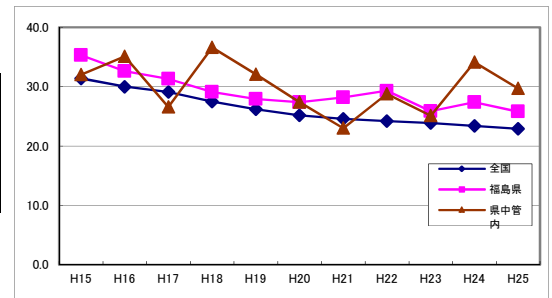
エ 新生児死亡率（出生千対）年次推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国	1.7	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
福島県	1.5	1.6	1.1	1.1	1.1	1.2	1.0	1.2	0.7	0.9	0.6
県中管内	1.1	1.1	0.6	1.1	1.2	2.3	0.6	2.5	0.7	0.7	1.4



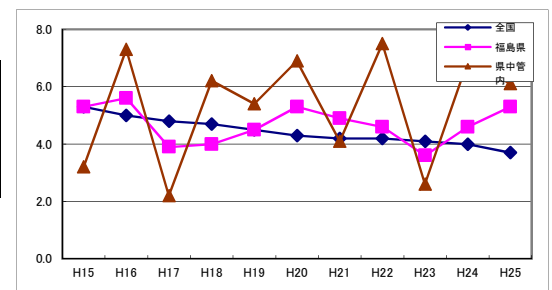
オ 死産率（出生千対）年次推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国	31.4	30.0	29.1	27.5	26.2	25.2	24.6	24.2	23.9	23.4	22.9
福島県	35.3	32.6	31.3	29.1	27.9	27.4	28.2	29.3	25.9	27.4	25.8
県中管内	32.0	35.1	26.6	36.6	32.1	27.4	23.0	28.8	25.1	34.1	29.7



カ 周産期死亡率（出産千対）年次推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国	5.3	5.0	4.8	4.7	4.5	4.3	4.2	4.2	4.1	4.0	3.7
福島県	5.3	5.6	3.9	4.0	4.5	5.3	4.9	4.6	3.6	4.6	5.3
県中管内	3.2	7.3	2.2	6.2	5.4	6.9	4.1	7.5	2.6	6.9	6.1



Ⅱ 平成27年度県中保健福祉事務所基本方針及び重点施策

1 基本方針

「福島県保健医療福祉復興ビジョン」において、子どもたちが親の世代となる30年ほど先を視野に入れ、8年をめどに本県が東日本大震災や原子力災害を克服し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により、将来の本県社会が支えられている「めざす将来の姿」を基本理念として長期的な展望に基づき、事業を展開しています。

平成27年度における当所の施策については、「福島県総合計画」及び「福島県復興計画」や「福島県保健医療福祉復興ビジョン」に示された方向性等を踏まえ策定した福島県県中地域保健医療福祉推進計画を推進するため、市町村等関係機関や保健・医療・福祉関係諸団体との連携・協力の下に、各種事業の積極的かつ効果的な展開を図ります。

2 重点施策

(1) 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

ア 災害時に何らかの特別な配慮を要する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者が避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された福祉避難所の運営整備等に向けた市町村の取組を支援します。

イ 東日本大震災及び原子力発電所事故に伴う被災者の健康状態の悪化予防及び健康不安の解消を図るため、仮設住宅や借上げ住宅、復興公営住宅入居者等に対する健康支援活動に取り組むほか、様々な悩みを抱える被災者の心のケアに取り組みます。

また、避難生活をしている子どもを持つ家庭を訪問し、生活・育児相談等に対応することにより、子育て家庭の不安の軽減を図ります。

さらに、被災市町村が本来実施すべき保健事業に取り組めるよう、その体制整備に向けた支援を行います。

ウ 災害時における救急医療を確保するため、関係機関と連携を図り、災害時医療体制の整備を図ります。

エ 食品中の放射性物質の基準値又は暫定規制値を超過した加工食品等の流通を未然に防止し、食品等の安全確保と消費者の安心の実現を図るため、県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に放射性物質検査を実施します。

また、飲料水の放射性物質による汚染に対する安全と安心を確保するため、水道水等の放射性物質の定期的なモニタリング検査を実施します。

(2) 全国に誇れる健康長寿の県づくり

ア 一人一人が生涯にわたり健康で生き生きと過ごすことにより、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指す「第二次健康ふくしま21計画」を推進するために、地域保健と職域保健が連携し、健康づくりのための情報共有や健康課題の検討等を行い、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備を推進します。

さらに、生活習慣病の早期発見、早期治療や健康づくりを推進するため、市町村が実施するがん検診等の健康増進事業や各医療保険者が実施する特定健診・特定保健指導の受診率向上等の充実を図るよう市町村や関係機関と連携し

取り組みます。

また、「第三次福島県食育推進計画」に基づき、特に東日本大震災後の子どもたちの新たな健康課題に対応する食育の推進や生活習慣の改善につながる健康情報の提供、給食施設や飲食店等、食を提供する施設における食環境の整備を推進します。

イ 自殺予防に対する普及啓発や人材の育成、うつ病を中心とした本人・家族等への相談支援について、関係機関と連携した自殺対策事業を強化し、自殺者数の減少を図ります。

ウ 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、介護を要する状態になった場合の不安が高まっていることから、健康で自立した生活が長く続けられるよう市町村で実施する介護予防事業の推進を支援します。

エ 原因が不明で治療法が未確立である難病患者やその家族が、安心して療養生活を送れるよう、新たな医療費助成制度の定着を図るとともに、関係機関との連携の下、支援者研修会や支援体制の整備に向けた検討会等を開催します。

オ 結核等の感染症に対する知識の普及や予防対策を推進し、発生時には適切かつ速やかな対応により、感染拡大防止に努めるとともに早期回復に向け療養生活上の支援をします。また、新型インフルエンザについては、国や県の行動計画に基づき、医療体制等の整備を推進します。

(3) 地域医療の推進

ア 医療介護総合確保推進法に基づき、「地域医療構想（ビジョン）」を策定し、医療計画へ反映させるとともに、ビジョンの実現をめざすため、関係機関と連携し、地域介護総合確保基金の活用により医療施設の整備を支援するなど、在宅医療の推進に取り組みます。

イ 医療法に基づく立入検査（医療監視）を通じて、各医療機関における医療安全に関する体制を確認するとともに、必要に応じて助言や指導を行います。

また、医療安全に関する研修会の開催等により、各医療機関における医療安全対策の充実を支援します。

ウ がん医療について在宅緩和ケアを中心とした地域がん医療推進に係る連携体制構築を支援します。

エ 事業所献血の減少及び若年層の献血率の低下等による血液不足が懸念されていることから、市町村及び血液センターと連携して献血思想の普及活動を推進し、安定的な献血者の確保に取り組みます。

(4) 日本一安心して子どもを生き育てられる環境づくり

ア 出生率の低下や核家族世帯の増加に加え震災による影響等、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、社会全体で子育て・子育てを支援し安心して子どもを育てられる環境づくりを進めるため、市町村の子育て支援施策を積極的に支援します。

イ 長期療養児や発達障がい児等の適切な療育について、指導・相談・助言を行うとともに、市町村母子保健事業の円滑な実施を支援します。

ウ 不妊や不育症に悩む夫婦の相談に対応するとともに、不妊・不育治療に要する負担軽減を図ります。

(5) ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

- ア 地域医療介護総合確保基金を活用し、必要となる医療介護施設の整備及び医療福祉人材の育成・確保、在宅医療における多職種連携の推進を図るとともに、市町村の地域福祉計画の策定支援など地域福祉を推進するための各種事業に取り組みます。
- イ 介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、市町村における地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ウ 第七次福島県高齢者福祉計画、第六次福島県介護保険事業支援計画の円滑な実施を推進するとともに、介護保険の円滑な制度管理に取り組みます。
- エ 市町村が行う地域支援事業や地域包括支援センターの運営を支援するため、市町村に対する適切な助言を行います。
- オ 障がいのある人もない人も、お互いに人格、人権、個性を尊重し、ともに家庭や身近な地域の中で日常生活を営むことができる地域社会の構築をめざし、障がい者自身のニーズに対応しながらライフステージに応じた支援に取り組みます。
- また、地域での受入条件が整えば退院可能な精神障がい者に対する退院促進と地域移行を図るとともに、精神障がい者の地域定着を促進するために、関係機関と連携しながら、地域での見守り体制や受入体制の整備を支援します。
- カ 児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者等からの暴力（DV）など、虐待を防止するため、保健福祉事務所が有する総合的な機能の活用を図り、地域の実情に応じた市町村の横断的なネットワークの構築及び運用を支援します。
- キ 要保護者の生活の支援と円滑な自立を促進するため、関係機関との連携を強化しながら、生活保護を適正に実施するとともに、生活困窮者の自立支援のため設置される自立相談支援機関と連携して、住宅確保給付金等の支援を行います。

(6) 誰もが安全で安心できる生活の確保

- ア おもいやり駐車場を利用できる者を明確にし、おもいやり駐車場を利用できる共通の利用証を交付することにより、おもいやり駐車場の適正利用を図ります。
- イ 安全な飲料水が安定的に供給されるよう、水道施設等の立入検査を行い、適正な水質管理や施設の維持管理について指導助言を行うとともに、水道施設等の計画的な整備促進を支援します。
- また、飲用井戸等設置者からの水質管理等に関する相談等に対し、必要な指導助言等を行います。
- ウ 食品等事業者に対して、自主的衛生管理の向上のための監視指導や指導助言を実施するとともに、食品検査や各種講習会の開催などを通して、食中毒の発生及び不良食品の流通を未然に防止します。
- また、一般消費者や小中学生を対象に家庭での食中毒予防に関する情報提供を行うとともに、消費者の食品等に対する不安や不信を払拭するため、保健・福祉宅配講座等の講習会を通じて食の安全等に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

エ 狂犬病発生と犬による危害を防止するため、飼育者、地域住民及び学校児童に対し、適正飼養の啓発を行うとともに、動物愛護に対する理解と関心を深め、人と動物の調和ある共生を推進します。

また、ペットショップ等動物取扱業者には、取扱動物の健康及び安全等を確保するため、監視指導や動物取扱責任者研修会を実施します。

さらに、特定動物による危害を防止するため、特定動物飼養者に対し、施設設備の確認及び適正管理について指導を行います。

オ 危険ドラッグの乱用が社会問題化しているのに加え、県内の覚せい剤事犯検挙者数が依然として高水準で推移していることから、薬物乱用防止を図るため、啓発活動リーダー育成を図るなど、より一層の普及啓発活動に取り組みます。

カ 住民の健康や生命を脅かす事態に対し、より一層の安全・安心に向けた対応ができるよう取り組みます。

キ 災害時の保健・医療・福祉の専門職チーム等の派遣体制の検討や、医療機関や福祉施設での利用者等受入の促進など関係団体との災害時連携体制の強化に努めます。

3 平成27年度県中保健福祉事務所新規重点事業等

◎ 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

事業名	事業の概要
福祉避難所の指定促進事業 (重点事業) [総務企画課]	<p>災害時、自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等を強化する視点から、市町村が指定する福祉避難所の必要性や指定方法等について、管内市町村や関係団体との情報交換の場を持つなどして福祉避難所に対する理解を深め、もって、管内における福祉避難所の指定数の更なる増加を図る。</p> <p>また、福祉避難所に避難する避難行動要支援者名簿や個別計画作成等を促進するため、県中地方振興局と連携し、市町村の共通課題の把握、助言を行う。</p>
子ども健やか訪問事業 (重点事業) [保健福祉課] [児童家庭支援センター]	<p>避難の長期化等に伴う新たな課題に対応するため、県中地域に避難している子育て世帯を訪問し、心身の健康に関する相談、生活・育児に関する相談等に対応し、不安の軽減を図る。</p>
被災者健康サポート事業 (重点事業) [健康増進課]	<p>県中地域に居住する被災者の心身の健康状態の悪化予防や健康不安の解消、孤立化予防に向けた住民の交流等を促進するために、被災市町村、県中地域市町村、関係機関等と現状や課題について情報交換を行うとともに、仮設住宅や借上住宅、復興公営住宅入居者等に対する健康相談や保健指導、栄養食生活指導を始めとする様々な活動の総合調整を行う。</p> <p>また、避難市町村が本来実施すべき保健事業に取り組めるよう、その体制整備に向けた支援を行う。</p>
飲料水及び食品等の放射性物質対策の推進 (重点事業) [衛生推進課] [環境衛生チーム] [食品衛生チーム]	<p>東京電力福島第一原子力発電所の事故により、飲料水や食品等が放射性物質に汚染され、これらを摂取することによる内部被ばくを県民は懸念している。このため、飲料水や食品等の放射性物質による汚染状況を確認し、検査結果を速やかに情報提供することにより、飲料水や食品等に対する県民等の不安の払拭に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の放射性物質モニタリング検査の実施 2 加工食品等の放射性物質検査の実施

◎ 全国に誇れる健康長寿の県づくり

事業名	事業の概要
<p>地域自殺対策強化事業 (重点事業)</p> <p>[保健福祉課] [障がい者支援チーム]</p>	<p>福島県自殺対策推進行動計画及び福島県自殺対策緊急強化基金事業実施要綱に基づいた地域における自殺対策を強化し、自殺者数の減少を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村等関係機関会議の開催 市町村等関係機関との連携調整を図り、効果的な自殺予防事業の推進を図る。 2 普及啓発活動の実施 3 市町村人材育成（ゲートキーパーの育成） 4 本人や家族等への相談や教室・講演会の開催 5 市町村計画策定等への支援
<p>健康ふくしま21推進事業 (重点事業)</p> <p>[健康増進課]</p>	<p>「第二次健康ふくしま21計画」の目標を達成するため、地域保健と職域保健の連携による健康づくりを推進し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備するとともに、一人ひとりが望ましい食生活を実践できるよう食環境を整備、推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県中圏域地域・職域連携による健康づくり事業の推進 地域保健、職域保健関係団体等との連携を図りながら、生活習慣病予防対策等について協議し、健康課題や情報の共有、保健事業の共同実施等を検討し、効果的・効率的な健康づくりを推進する。 2 食環境整備の推進 「第三次福島県食育推進計画」に基づき、特に子どもたちの健康課題に対応する食育の推進や生活習慣の改善につながる健康情報の提供、給食施設や飲食店等、食を提供する施設における食環境の整備を推進する。
<p>感染症対策事業 (一部新規) (重点事業)</p> <p>[医療薬事課] [感染症予防チーム]</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 結核患者発生の情報等を発生を迅速に把握し、療養支援とまん延防止を図る。 2 HIV感染に関する正しい知識の普及啓発及び検査・相談体制を充実させ、感染予防対策を推進する。 3 肝炎検査の受験機会の拡大を図るとともに、医療費助成による患者の経済的負担を軽減することにより治療を促進させ、将来の肝硬変、肝がんの発症予及び肝炎ウィルスの感染予防を図る。 4 麻しんの排除を達成するため、MRワクチン定期接種率の向上を支援し、発生時には速やかに調査等を行い、感染拡大防止を図る。 5 新型インフルエンザ等感染症対策については、県の行動計画に基づき、県中地域における医療体制等の整備を推進する。

◎ 地域医療の推進

事業名	事業の概要
地域医療構想 策定事業 (新規事業) (重点事業) [医療薬事課] [医事業事チーム]	医療介護総合確保推進法に基づき、「地域医療構想（ビジョン）」を策定し、医療計画反映させるとともに、関係者との協議の場を設置し、ビジョンの実現を図る。
献血推進事業 (重点事業) [医療薬事課] [医事業事チーム]	県内で必要とする血液を県民の献血により確保するため、市町村及び血液センターと連携して献血思想の普及や広報活動を行い、血液の確保を図る。 愛の血液助け合い運動（7月1～31日） <ul style="list-style-type: none"> ・街頭献血キャンペーン（須賀川市、田村市） ・事業所に対する協力依頼

◎ 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり

事業名	事業の概要
小児慢性特定 疾病対策等事 業 (重点事業) [保健福祉課] [児童家庭支援チーム]	慢性疾患児とその家族の負担軽減を図り、疾病の状態及び療育の状況に応じた適切な療育事業を行うため、相談や家庭訪問、患児や家族同士の交流支援を行う。 また、発達障がい児とその家族が、地域で安心して生活ができるよう関係機関の職員に対する研修会を実施する。
特定不妊治療費 等助成事 (一部新規) (重点事業) [保健福祉課] [児童家庭支援チーム]	高度生殖医療（体外受精・顕微授精）による不妊治療または不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成するとともに、不妊・不育治療等の悩みや、思春期の性や心の問題、更年期障がい等身近な所では相談しにくい悩み等について、“妊娠”女性の健康ホットラインを整備し、女性特有の健康に関する相談等に対応する。

◎ ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

事業名	事業の概要
<p>県中管内市町村地域福祉計画策定推進事業 (重点事業) [総務企画課]</p>	<p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく市町村地域福祉計画の策定主体である市町村及び計画の実行にあたって重要な役割を担う市町村社会福祉協議会等に対し情報を提供し、福祉避難所の指定促進事業と併せて意見交換を行い、同計画の策定及び改定を促進する。</p>
<p>地域包括ケアシステム構築支援事業 (新規事業) (重点事業) [保健福祉課] [高齢者支援チーム]</p>	<p>介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築について、市町村を支援するため、第七次福島県高齢者福祉計画・第六次福島県介護保険事業支援計画（平成27年～29年）の円滑な実施を推進するとともに、市町村に対する助言や研修事業を実施する。</p>
<p>精神障がい者地域移行・地域定着支援事業 (重点事業) [保健福祉課] [障がい者支援チーム]</p>	<p>退院可能な精神障がい者に対する退院促進と地域移行を図り、本人の望む地域で安心して暮らすことができる地域定着を促進するために、関係機関と連携しながら地域での見守り体制や受入体制の整備に取り組む。</p> <p>地域移行・地域定着推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活移行理解促進基礎研修会の開催 ・地域移行・地域定着検討会への参加 ・ピアサポーター活用事業の実施
<p>自立支援プログラム策定実施推進事業 (重点事業) [生活保護課]</p>	<p>被保護者の状況や自立阻害要因を把握して、これに対応する支援の具体的な内容や実施手順を定めたプログラムにより、必要な支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 若年者・中高年者就労支援プログラム活用による就労支援 2 長期入院患者退院促進プログラム活用による地域生活移行支援
<p>生活困窮者自立以遠事（住宅確保給付金の支給） (重点事業) [生活保護課]</p>	<p>生活困窮者の自立支援のため設置される自立支援機関と連携して住宅確保給付金（就労能力及び意欲のある離職者のうち、住宅を喪失又はおそれのある者にたいして、住宅扶助相当分）等の支援を行う。</p>

◎ 誰もが安全で安心できる生活の確保

事業名	事業の概要
<p>おもいやり駐車場利用制度推進事業 (重点事業)</p> <p>[保健福祉課] [高齢者支援チーム]</p>	<p>「車いす利用者用駐車施設」(以下「駐車施設」という。)を利用することができる利用対象者を明確にした上で、申請に基づき県が利用証を交付し、駐車施設管理者の協力の下、駐車施設の適正利用を図る。</p> <p>○利用証を交付する者の範囲 交付基準に該当する次のいずれかの者 「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、要支援高齢者等、妊産婦、けが人」</p>
<p>安全な水の安定的な確保 (重点事業)</p> <p>[衛生推進課] [環境衛生チーム]</p>	<p>安全な飲料水が安定的に供給されるよう、水道施設等の立入検査を行い、水道事業者等に対し適正な水質管理や水道施設の維持管理の徹底を図るよう指導助言を行うとともに、水道施設等の計画的な整備促進を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設等の立入検査の実施 2 国庫補助等の活用による水道施設等の計画的な整備促進の支援 3 飲用井戸等の衛生対策指導
<p>食品等の安全性の確保 (重点事業)</p> <p>[衛生推進課] [食品衛生チーム]</p>	<p>食品等の安全確保と消費者の安心を実現するため、福島県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設等への監視指導を重点的、効率的かつ効果的に実施するほか、流通食品等の各種検査を実施するとともに、講習会等を通じて食の安全に関する正しい知識の普及啓発及び情報提供を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食品営業施設等への計画的な監視指導 2 流通食品等の収去検査の実施 3 消費者や食品等事業者に対する食の安全等に関する情報の提供
<p>人と動物の調和ある共生の推進(重点事業)</p> <p>[衛生推進課] [食品衛生チーム]</p>	<p>狂犬病発生と犬による危害を防止するため、飼育者、地域住民及び学校児童に対し、適正飼養の啓発を行うとともに、動物愛護に対する理解と関心を深め、人と動物の調和ある共生を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 犬の適正飼養管理に関する啓発 2 動物取扱業者に対する監視指導及び動物取扱責任者に対する研修 3 特定動物飼養者に対する監視指導 4 未登録犬の解消と狂犬病注射実施率向上に関する指導助言

◎ 誰もが安全で安心できる生活の確保

<p>保健・福祉宅配講座 (重点事業)</p> <p>[総務企画課]</p>	<p>当事務所職員の有する専門知識を活用し、住民の求めに応じて健康づくりと衛生・福祉についての情報を提供する「保健・福祉宅配講座」を実施する。</p> <p>(平成27年度保健福祉部創意事業)</p>
<p>薬物乱用防止啓発等事業 (一部新規) (重点事業)</p> <p>[医療薬事課] [医療薬事チーム]</p>	<p>若年層の薬物乱用防止を図るための普及啓発を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「ダメ、ゼッタイ。」普及運動(国連薬物乱用根絶宣言支援事業)・626ヤング街頭キャンペーンの実施 薬物乱用防止指導員、高校生及び大学生とともに、国連決議による「6. 26 国際麻薬乱用撲滅デー」を県民に周知し、若年層に大して薬物乱用防止を啓発する。 郡山、田村、須賀川、石川地区：6～7月に開催 2 薬物乱用防止教室の開催 管内(郡山市を除く。)の小・中学校からの講師派遣要請により薬物乱用防止指導員又は当事務所職員が啓発のための講話を行う。 3 麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施 麻薬・覚せい剤等の事犯が青少年に浸透していることから、特に中学生や高校生などを対象に、ポスターやチラシなどの啓発資材を配布するなど薬物乱用防止の普及啓発を行う。 4 危険ドラッグ等撲滅対策事業 危険ドラッグ撲滅啓発活動のボランティアを高校生から募集し、リーダー養成講座を実施する。さらに、危険ドラッグ撲滅街頭キャンペーン活動を養成したリーダーとともに企画、実施する。 5 不正大麻・けし撲滅運動 不正大麻・けし撲滅の普及啓発を行うとともに、5/15～7/31の運動月間中に、不正栽培されているけし等の発見・抜去を行う。

4 県中地域保健医療福祉推進計画進行管理指標

【進行管理指標】

主要 施策	指 標 名	現況値	25～28年度 目 標 値					最終目標値
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	
1	放射性物質の基準値 を超えて出荷流通した 不良食品数(管内)	0	0	0	0	0	0	
	福祉避難所を指定して いる市町村数 (県中地域)	3町村 (25.0%)	9市町村 (75.0%)	12市町村 (100.0%)	12市町村 (100.0%)	12市町村 (100.0%)	12市町村 (100.0%)	
2	がん検診受診率 (管内)	(23年度)					(29年度)	
	[市町村が 実施する 集団検診 +施設検 診]	胃がん	22.6%	28.0%	33.5%	39.0%	44.5%	50.0% 以上
		子宮が ん	31.8%	35.4%	39.0%	42.6%	46.3%	50.0% 以上
		肺がん	33.2%	36.5%	39.8%	43.2%	46.6%	50.0% 以上
		乳がん	28.6%	34.8%	41.1%	47.4%	53.7%	60.0% 以上
		大腸が ん	22.8%	30.2%	37.6%	45.0%	52.5%	60.0% 以上
	特定健診実施率 [市町村国保](管内)	39.0% (22年度)	43.2%	47.4%	51.6%	55.8%	60.0% (29年度)	
うつくしま健康応 援店普及店舗数 (管内)	95店舗	100店舗	105店舗	110店舗	115店舗	135店舗		
麻しん予防接種 率(管内)	第1期92.2% 第2期93.0% (23年度)	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上			
3	献血者目標達成率 (赤血球換算数)(管内)	94.3%	100%	100%	100%	100%	100%	
4	一時預かり施設数 (管内)	14施設 (23年度)	増加を 目指す	増加を 目指す	増加を 目指す	増加を 目指す	増加を 目指す	
	延長保育実施施 設数(管内)	22施設 (23年度)	増加を 目指す	増加を 目指す	増加を 目指す	増加を 目指す	増加を 目指す	
	病児・病後児保育 実施施設数(管内)	0施設 (23年度)	増加を 目指す	増加を 目指す	増加を 目指す	増加を 目指す	増加を 目指す	
5	市町村地域福祉計 画策定率(県中地域)	66.6%	75.0% 以上	75.0% 以上	83.3% 以上	83.3% 以上	83.3% 以上	
	介護保険の要介 護(要支援)に該当 する高齢者の割合 (県中地域)	17.6%	17.9% 以下	18.1% 以下	17.9% 以下	18.0% 以下	29年度 に設定	

主要 施策	指 標 名	現況値	25～28年度 目 標 値					最終目標値
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	
5	地域生活に移行 した障がい者数 〔身体障がい者及び 知的障がい者〕 (県中地域)	32人 (累計) (23年度)	47人 (累計)	134人 (累計)	156人 (累計)	179人 (累計)	29年度 に設定	
	地域生活に移行 した障がい者数 〔精神障がい者〕 (県中地域)	16人 (累計) (23年度)	24人 (累計)	79人 (累計)	増加を 目指す	増加を 目指す	29年度 に設定	
6	不良食品件数 (管内)	11	0	0	0	0	0	

Ⅲ 総務企画部の業務

第1 総務企画課の業務

1 庶務・経理

所の予算・決算事務を総括し、各種事業や所内運営に必要な経費の支出や負担金等の収入事務を行っています。

2 財産管理

所が所管する県有財産の維持管理及び庁舎の維持管理や防火管理を行っています。

3 表彰

叙勲及び褒章、厚生労働大臣表彰、知事表彰・感謝状、各種団体表彰の推薦を行っています。

4 保健・医療・福祉の総合的な推進

少子・高齢化の進行、生活習慣病の増加等による疾病構造の変化、ノーマライゼーションの意識の高まりなど、保健・医療・福祉を取り巻く情勢の変化に伴い、高度化・多様化する県民ニーズに的確に対応するため、以下の会議等を通じて、市町村、関係機関等との協議や連携を深め、各種施策や事業を積極的かつ、効果的に推進しています。

【開催状況】

会議名	開催日	主な協議内容
県中地域保健医療福祉協議会(平成21年～)	平成26年 11月20日	1 会長の選出について 2 県中地域保健医療福祉推進計画の指標の進行状況について 3 平成26年度県中保健福祉事務所新規事業等について
管内市町村保健福祉衛生担当課長会議	平成26年 5月14日	1 平成26年度県中保健福祉事務所基本方針及び新規・重点施策について 2 平成25年度県中保健福祉事務所新規・重点事業等報告及び平成26年度新規・重点事業等について 3 管内市町村の平成26年度重点事業等について

5 地域保健等推進

(1) 保健師・栄養士の配置状況

市町村の保健部門、福祉部門等の配置状況。

(名)

職種	区分	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	管内計	郡山市	県中地域
保健師	保健	14	18	5	3	5	2	3	3	4	6	4	67	25	92
	福祉	2	-	-	-	2	1	-	-	-	-	1	6	19	25
	他	-	1	-	-	-	1	1	-	-	2	-	5	28	33
	計	16	19	5	3	7	4	4	3	4	8	5	78	72	150
栄養士	保健	2①	3	2①	1	1	1①	1	1①	1	2	-	15④		
	福祉	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2		
	他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2		
	計	4①	3	2①	1	2	1①	1	1①	1	3	0	19④		

※保健師数：「平成26年度保健師等活動領域調査：厚生労働省（H26. 5. 1現在）」

※栄養士数：「平成26年度行政栄養士等の調査：福島県（H26. 4. 1現在）」

※丸数字の数は嘱託職員数を表します。（2①は2人のうち1人が嘱託職員）

(2) 地域保健福祉活動推進研修

地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図るための研修会を開催し、地域保健福祉対策の推進に取り組んでいます。

【開催状況】

(平成26年度)

回	研修会名	開催日・開催会場	参加者数
1	新任期地域保健担当職員ネットワーク推進事業	平成26年11月28日 県中保健福祉事務所	26名
2	難病患者支援職員研修～神経難病療養者のよりよい支援のために～	平成26年8月25日 県中保健福祉事務所	77名
3	「看護から介護へつなぐ認知症ケア力」	平成26年10月31日 県中保健福祉事務所	28名
4	保育所等における感染症予防対策研修	平成26年10月10日 県中保健福祉事務所	48名

(3) 各種学生等実習状況（保健・福祉）

保健・医療・福祉の各分野からの実習生を受け入れて、これらの分野の人材育成を支援しています。

養成施設名（実習分野等）	人数(名)	日数(日)
県立医科大学看護学部 4年生（地域看護学実習）	13	1
2年生（地域を理解する実習）	14	5
ポラリス保健看護学院（地域看護学実習） 一斉講義	21	1
事業参加見学	0	0
福島介護福祉専門学校（社会福祉現場実習）	5	5
郡山健康科学専門学校（社会福祉現場実習）	2	4
郡山女子大学（管理栄養士養成施設における「臨地実習」）	4	5
獨協医科大学 5年生	1	4

(4) 養成施設への講師派遣

保健・医療の分野の養成施設からの講師派遣要請を受け入れて、これらの分野の人材育成を支援しています。

養成施設名	派遣職員数（名）	派遣延べ日数（日）
公立岩瀬病院附属高等看護学院	3	5
福島病院附属看護学校	3	5
ポラリス保健看護学院	1	2
郡山女子大学	1	1

(5) 県中管内市町村地域福祉計画策定研究会

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく管内市町村の市町村地域福祉計画の策定や見直しに当たり、同計画の策定主体である管内市町村及び密接に関連する管内市町村社会福祉協議会へ情報提供するとともに、意見交換の場を提供するなど同計画の策定を支援しています。

また、災害時の要援護者への支援体制整備に係る情報交換等を行うことで、福祉避難所の指定を促進し、管内における地域福祉の一層の向上を図ることを目的として開催しています。

6 保健・福祉宅配講座

(1) 事業の趣旨

管内の保健・福祉・衛生の向上に寄与するため、住民、民間団体、事業所、公共団体等の要望に応じて当事務所職員を派遣し、健康づくり・福祉・衛生に関する正しい知識や制度に関する普及啓発、情報提供などを内容とする研修会等を実施しています。

(2) 事業開始日 平成10年6月15日

(3) 平成26年度実績（参照：P34, 35「保健・福祉宅配講座」実施状況）

ア 開催回数 40回

イ 受講者数 1,558名

7 社会福祉法人

管内の社会福祉法人の運営について、定款変更の許認可、指導監査及び日常的な指導を行っています。

(1) 社会福祉法人の監査・運営指導

管内 8 法人で実施。(平成26年度)

(2) 市町村社会福祉協議会の監査

管内 5 市町村社会福祉協議会で実施。(平成26年度)

8 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の選任手続きや民生委員協議会負担金交付等の事務を行うなど、民生委員・児童委員の活動を支援しています。

民生委員協議会 23協議会

民生委員・児童委員 537名(平成25年度定数) 主任児童委員 49名(平成25年度定数)

9 保健福祉部創意事業

厳しい財政状況の中にあっても、私たちは、保健・医療・福祉サービスの充実・向上を図り、県民の安全、安心を確保していくため、事業としての予算措置はなくとも、職員の創意工夫と行動力により各種の取り組みを進めて来ており、保健福祉部創意事業として実施しております。

県中保健福祉事務所においても、次の3事業を創意事業として積極的に取り組んできました。

- 1 受動喫煙防止対策推進事業
- 2 保健・福祉宅配講座
- 3 障がい者虐待対応に係る市町村支援事業

10 福祉避難所の指定促進

災害時の要援護者への支援体制を整備するため、管内市町村及び関係団体等に対して、福祉避難所の協力を依頼するとともに、福祉避難所の必要性や指定方法等に関する研修会に参加することで情報を共有し、管内における福祉避難所の指定数の増加を図りました。

(1) 平成26年度末現在、12市町村で76か所の福祉避難所を指定しました。

(2) 県主催の研修会に参加し、福祉避難所の必要性や指定方法、運営方法等に関して情報を共有し、管内市町村へ提供しています。

11 各種統計調査

(1) 人口動態統計

人口動態調査は、国勢調査と並ぶ国の主要統計で、統計法に基づく指定統計です。

人口動態調査資料は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚について、市町村長が調査票を作成し、その調査票は、保健福祉事務所長、都道府県知事を経由し、厚生労働省に提出されます。

これらの調査結果は、衛生行政施策を企画するための科学的な基礎資料として活用されています。

(2) その他

各種統計調査の実施年度は、管内の調査結果について取りまとめを行っています。

12 戦傷病者援護

(1) 軍人軍属等であった方々の公務上の傷病に関して国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行う戦傷病者援護法により、戦傷病者手帳の交付を受けている方々に対して、戦傷病者乗車券引換証を市町村を通じて交付しています。

なお、この法律に基づく各種請求についての窓口は、請求者の居住している市町村となっています。

(2) 管内にある遺族会との連絡調整を行っています。

13 日本赤十字社・共同募金会

(1) 日本赤十字社

日本赤十字社は、「人道的任務を達成する」ことを目的に組織され、赤十字募金、災害救助、病院経営、赤十字奉仕団や青少年赤十字の組織活動、社会事業など、多岐にわたる活動を行っています。

これらの活動は、社員等が納入する社資によって実施されています。

各地区・分区の平成26年度の社資募集状況は、次表のとおりです。

(単位、円、%)

地区・分区名	目標額 (円)	実績額 (円)	達成率 (%)
鏡石町	1,631,000	1,670,500	102.4
天栄村	804,000	913,200	113.6
石川町	2,393,000	2,172,240	90.8
玉川村	855,000	897,000	104.9
平田村	966,000	875,500	90.6
浅川町	907,000	873,000	96.3
古殿町	857,000	922,500	107.6
三春町	2,585,000	2,258,750	87.4
小野町	1,599,000	1,526,500	95.5
郡山市	42,812,000	42,529,453	99.3
須賀川市	9,807,000	8,106,276	82.7
田村市	5,445,000	5,327,289	97.8
合計	70,661,000	77,874,054	96.3

(2) 共同募金会

“赤い羽根”で親しまれてきた全国規模による共同募金運動は、人間本来の社会連帯相互扶助精神に基づく住民の自発的寄付金により社会全体のしあわせを達成しようとする国民たすけあい運動です。

共同募金を実施する機関は、都道府県単位に組織している都道府県共同募金会であり、市町村に置かれている支(分)会が募金活動を展開しています。

募金は、毎年10月1日から12月末日までの3か月間に行われています。

募金による寄付金は、社会福祉施設の整備や地域福祉の充実のほか、災害時の緊急援護等の経費に充てられています。

各支会・分会の平成26年度の募金状況は、次表のとおりです。

(単位：円、%)

支会・分会名	一 般 募 金					歳末たすけ あい募金
	A 目 標	B 目 標	計	実 績	達成率	
鏡石町	1,014,000	721,000	1,735,000	1,748,509	100.8	1,085,859
天栄村	460,000	390,000	850,000	938,916	110.5	802,137
石川町	1,411,000	1,111,000	2,522,000	2,363,466	93.7	2,072,221
玉川村	540,000	1,310,000	1,850,000	1,892,734	102.3	833,438
平田村	530,000	1,290,000	1,820,000	1,942,492	106.7	750,549
浅川町	524,000	1,050,000	1,574,000	1,579,688	100.4	552,334
古殿町	466,000	1,101,000	1,567,000	1,549,702	98.9	531,293
三春町	1,439,000	1,061,000	2,500,000	2,389,090	95.6	1,403,524
小野町	908,000	792,000	1,700,000	2,456,230	144.5	856,608
郡山市	29,632,000	12,749,000	42,381,000	46,139,995	108.9	7,302,228
須賀川市	6,384,000	2,516,000	8,900,000	9,183,084	103.2	6,314,155
田村市	3,141,000	1,808,000	4,949,000	5,670,148	114.6	3,101,160
合 計	46,449,000	25,899,000	72,348,000	77,854,054	107.6	25,605,506

平成26年度「保健・福祉宅配講座」実施状況

No	申込者	開催日	開催場所	出席者数	テーマ	担当課・T名
1	福島県美容生活衛生同業組合 須賀川支部	4月14日	グランシア須賀川	49名	衛生管理講習(美容師)	衛生推進課 環境衛生T
2	(有)あぐりネット福島松川直売所	4月10日	(有)あぐりネット福島 松川直売所	15名	漬物製造販売について	衛生推進課 食品衛生T
3	須賀川地区保育研究会	10月22日	須賀川市中央公民館研修室	27名	感染症(インフルエンザ・ノロウイルス等)対策について 食物アレルギー対策について	医療薬事課 感染症予防T 健康増進課
4	道の駅ひらた	4月21日	平田村中央公民館 2F第2研修室	36名	有毒山野草誤食防止講習会	衛生推進課 食品衛生T
5	浅川町食品衛生協会	5月27日	浅川町商工会館	16名	食品安全に関する最近の話題	衛生推進課 食品衛生T
6	JAすかがわ岩瀬女性部	5月29日	(株)JAあぐりすかがわ岩瀬 「はたけんぼ」	24名	手の洗い方講座(包丁、まな板等調理器具の洗い方) 食品安全に関する最近の話題	衛生推進課 食品衛生T
7	岩瀬地方栄養士連絡協議会	6月19日	須賀川市中央公民館	25名	食中毒から身を守ろう 食品安全に関する最近の話題	衛生推進課 食品衛生T
8	日本工営株式会社	7月16日	日本工営株式会社	300名	うつ対策、自殺予防等(従業員向け)	保健福祉課 障がい者支援T
9	県中地区食生活改善推進員 連絡協議会岩瀬支部	6月30日	須賀川市保健センター	49名	食品表示の見方と食品添加物の内容	衛生推進課 食品衛生T
10	須賀川市健康づくり課	8月19日	須賀川市保健センター	23名	食品衛生と食中毒、食品の安全について	衛生推進課 食品衛生T
11	石川町中谷地区 まちづくり委員会女性部	7月11日	石川町中谷自治センター	20名	食品の製造・加工に必要な営業許可	衛生推進課 食品衛生T
12	福島県学校給食研究会石川支部	7月24日	たまかわ文化体育館	50名	学校給食における衛生管理について	衛生推進課 食品衛生T
13	船引町食品業者組合	7月3日	船引町商工会館	53名	食品安全に関する最近の話題	衛生推進課 食品衛生T
14	福島県学校給食研究会田村支部	7月25日	田村市船引公民館	85名	食品安全に関する最近の話題 食中毒から身を守ろう	衛生推進課 食品衛生T
15	医療法人社団三成会 南東北春日リハビリテーション病院	7月22日	南東北春日リハビリテーション病院	35名	施設における感染症予防対策	医療薬事課 感染症予防T
16	南東北通所 リハビリテーションセンター	8月12日	南東北通所 リハビリテーションセンター (南東北病院付属 須賀川診療所 2階)	29名	減塩食について	健康増進課
17	特別養護老人ホーム 牧場の朝	8月25日	特別養護老人ホーム 牧場の朝	30名	高齢者施設における食中毒の予防について	衛生推進課 食品衛生T
18	玉川地区食品衛生組合	7月23日	玉川村商工会館	8名	食品安全に関する最近の話題 (食品と放射性物質・食中毒について)	衛生推進課 食品衛生T
19	大越町食品衛生組合	7月31日	大越町公民館	17名	食品安全に関する最近の話題 食中毒から身を守ろう	衛生推進課 食品衛生T
20	福島県理容生活衛生 同業組合石川支部	8月25日	石川町商工会館	30名	(1)「感染症」(衛生消毒) (2)「ゲートキーパー講習会」	衛生推進課 環境衛生T 保健福祉課 障がい者支援T
21	須賀川市教育委員会学校教育課	8月19日	須賀川市産業会館 研修室	63名	学校給食における衛生管理と異物混入防止について	衛生推進課 食品衛生T
22	鏡石町教育委員会	8月22日	鏡石町公民館 第一研修室	15名	食品安全・食中毒予防について	衛生推進課 食品衛生T
23	特別養護老人ホーム 牧場の朝	9月29日	特別養護老人ホーム 牧場の朝	25名	こころの健康づくり (従業員向けのうつ病・ストレスの対策に関する話)	保健福祉課 障がい者支援T
24	特別養護老人ホーム 牧場の朝	10月27日	特別養護老人ホーム 牧場の朝	21名	感染症 (インフルエンザ、感染症・施設における感染症予防対策)	医療薬事課 感染症予防T
25	日本化学工業株式会社 福島第二工場	10月7日	日本化学工業株式会社 福島第二工場2階 食堂	44名	①感染症 (インフルエンザ・感染症・施設における感染症予防対策等) ②食品衛生(食中毒、食品安全に関する最近の話題等)	医療薬事課 感染症予防T 衛生推進課 食品衛生T

平成26年度「保健・福祉宅配講座」実施状況

No	申込者	開催日	開催場所	出席者数	テーマ	担当課・T名
26	須賀川理容師会	9月29日	須賀川商工会議所	43名	消毒薬の取扱い	衛生推進課
						環境衛生T
27	小野理容組合	11月10日	多目的研修集会施設(公民館)	22名	①理容所と器具の衛生消毒法 ②ゲートキーパーについて	保健福祉課 障がい者支援T
						衛生推進課 環境衛生T
28	三春理容組合	11月10日	船引公民館2F	28名	①理容所における消毒・公衆衛生 ②ゲートキーパーについて	保健福祉課 障がい者支援T
						衛生推進課 環境衛生T
29	東京工装株式会社 福島工場	10月7日	東京工装株式会社 福島工場	32名	こころの健康づくり	保健福祉課 障がい者支援T
30	県中調理師会	10月29日	中谷自治センター	14名	食品安全に関する最近の話題	衛生推進課 食品衛生T
31	県中調理師会	10月28日	小野町多目的研修集会施設	18名	食品安全に関する最近の話題	衛生推進課 食品衛生T
32	県中調理師会	11月10日	東公民館	17名	食品安全に関する最近の話題	衛生推進課 食品衛生T
33	株式会社ブリティッシュ・ヒルズ	11月28日	株式会社ブリティッシュ・ヒルズ	40名	ノロウイルスに対する心構えとその対応 食中毒から身を守ろう	医療薬事課
						感染症予防T
						衛生推進課 食品衛生T
34	葛尾村教育委員会	12月17日	葛尾村役場三春出張所 2F	30名	インフルエンザ・感染症の予防について	医療薬事課
						感染症予防T
35	県中建設事務所	1月14日	県中建設事務所	57名	食生活及び職場におけるこころの健康づくり	健康増進課
						保健福祉課 障がい者支援T
36	八幡長栄会	1月28日	八幡山集会所	45名	こころの健康づくり	保健福祉課 障がい者支援T
37	(株)ネクスコ東日本リテイ 阿武隈高原サービスエリア	2月24日	阿武隈高原サービスエリア (下り線)休憩室	11名	食品安全に関する最近の話題	衛生推進課 食品衛生T
38	県中農林事務所 田村農業普及所	3月6日	三春合同庁舎 大会議室	14名	加工食品の表示方法について 食品の製造・加工に必要な営業許可について	衛生推進課 食品衛生T
39	(株)こぶしの里 「玉川村生産物直売所こぶしの里」	3月5日	玉川村就業改善センター「日本間」 (玉川村役場敷地内)	80名	食品表示早わかり講座 食品安全に関する最近の話題	衛生推進課 食品衛生T
40	株式会社 八幡屋	3月23日	株式会社 八幡屋	18名	施設における感染症予防対策と食品衛生について	衛生推進課 食品衛生T
						医療薬事課 感染症予防T
合計				1,558名		

IV 健康福祉部の業務

第 1 保健福祉課の業務

第1-1 高齢者支援チームの業務

1 高齢者福祉

本県における65歳以上の高齢者人口の割合は、平成27年4月1日現在28.2%と、4人に1人以上が高齢者という状況にあり、今後、人口減少していく中、高齢者人口の割合はさらに上昇し続けるものと見込まれています。

また、今後、認知症を有する高齢者、医療ニーズの高い高齢者、重度の要介護者、そして、単身・高齢者のみ世帯の増加が見込まれるなど、総合的な高齢社会対策の推進が必要となっています。

このような状況を踏まえて、本県では「第七次福島県高齢者福祉計画及び第六次福島県介護保険事業支援計画【うつくしま高齢者いきいきプラン】」（計画期間：平成27～29年度）（以下「【うつくしま高齢者いきいきプラン】」という。）に基づき、国や市町村等と連携を図りながら、高齢者一人ひとりが大切にされ、いきいきと、健やかに、安心して生活できる、地域で支え合う「ふくしま」の実現を基本とした施策を展開しています。

(1) 【うつくしま高齢者いきいきプラン】の策定及び推進

当所においては、管内の保健医療福祉関係者、市町村担当課長等で構成する「県中地方高齢者福祉計画等連絡会議」を開催して、【うつくしま高齢者いきいきプラン】の策定時には、計画における介護保険対象サービスの見込量や施設整備量の設定にあたって、管内市町村の計画における数値をもとに、市町村や関係団体の意見を踏まえながら、広域的な調整を図ります。

また、【うつくしま高齢者いきいきプラン】の策定後は、管内における計画の進捗状況の管理、課題の調整及び施策の推進方策の検討などを行います。

平成26年度は、管内の既存計画の進行管理や新たな計画策定に係る連絡・調整等を行うため、「県中地方高齢者福祉計画等連絡会議」を平成26年10月及び平成27年2月に開催しました。

(2) 施設福祉対策（参照：p40資料(1)）

市町村、社会福祉法人、医療法人等が、【うつくしま高齢者いきいきプラン】に基づき実施する、高齢者の福祉施設等整備のための補助金の要望、協議、申請等の取りまとめや助言等を行います。

平成27年度においても、計画的な施設の整備を進めます。

○社会福祉施設整備事業

社会福祉法人、市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費に対して補助を行います。

○介護老人保健施設整備事業

医療法人等による介護老人保健施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費に対して補助を行います。

○小規模介護施設等整備事業

国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等による基金を活用して、地域の小規模介護施設等の緊急整備等を支援します。

2 介護保険（参照：p41資料(3)）

平成12年度から導入された介護保険制度について、【うつくしま高齢者いきいきプラン】に基づき、保険者である市町村を支援しながら、介護保険全般に関する施策の推進を図っています。

(1) 県事業の推進（参照：p42資料(4)）

介護保険制度が普及定着するとともに、サービス提供事業所も増加しているため、適切な指定申請受付事務を行っています。

また、適正な介護サービスが提供されるよう、サービス提供事業所に対する実地指導等を強化するとともに、指定地域密着型サービス事業者に対する市町村の指導を支援します。

さらに、介護保険に関する不服申し立てを審査するための機関である「介護保険審査会」の設置、運営を行っています。

<サービス提供事業所に対する事業実績> (単位：事業所数)

年 度	新規指定申請	実地指導	集団指導
平成24年度	35	37	278
平成25年度	23	41	18
平成26年度	16	27	26

(2) 市町村事業の支援

平成18年4月から介護保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、保険者である市町村の介護保険事業が適正に運営されるよう、必要な助言、研修等を実施します。

<平成26年度事業実績>

実 施 事 業	実 績	備 考
介護保険市町村事務技術的助言	2町村	小野町、浅川町
介護認定審査会委員研修	137人参加	3月4日開催
介護認定調査員研修	423人参加	2月20日開催

(3) 介護予防市町村支援事業

平成18年度の介護保険法改正により、新たな予防給付の導入や介護予防事業を含む地域支援事業が創設されました。

「介護予防市町村支援事業」において、市町村が実施する地域支援事業（介護予防事業）が効率的に実施されるよう、介護予防事業等に関する情報交換会を開催し市町村支援を行っています。

被災地支援においては、被災市町村の意向に沿い、県中地域リハビリテーション広域支援センター等と連携し、被災高齢者の生活不活発病予防等の支援に努めます。

なお、地域包括支援センターは、平成17年6月に行われた介護保険法の改正において導入され、介護保険制度の持続可能性の追求と、法定給付のみではカバーできないさまざまな高齢者住民の課題に対応する地域の拠点として位置づけられ、管内（郡山市を含む）には31カ所の地域包括支援センターがあり、2カ所が町直営、その他は社会福祉法人・医療法人・財団法人等に委託して運営されています。

団塊の世代が75歳以上となる2025年へ向けて、高齢者が尊厳を保ちながら重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続

けることができるよう、国は、住まい、医療、介護、予防、生活支援が日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制(地域包括ケアシステム)づくりを推進しています。

この「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、中心的役割を果たすことが求められている地域包括支援センターへの期待はますます高まっています。

<平成26年度事業実績>

実施事業	実績	備考
①介護予防事業等情報交換会	23名参加 20名参加	○平成26年9月10日開催 ○平成27年1月8日開催 新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業についてのイメージ化を図るとともに移行プロセスについての情報交換会を行った。
②県中地方高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定等連絡会議	15名参加	○平成27年2月3日開催 平成25年度の管内市町村の介護予防事業結果及び新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業について説明を行った。
③認知症施策情報交換会	21名参加 18名参加 22名参加	○平成26年4月25日開催 認知症施策について、認知症疾患医療センター・星総合病院、管内市町村と情報交換を行った。 ○平成26年9月10日開催 ○平成27年3月10日開催 認知症ケアパスについて管内市町村と情報交換を行った。
④地域支援事業に係る技術的助言	浅川町 小野町	○11月26日実施 ○11月27日実施 地域支援事業及び介護予防事業・日常生活支援総合事業への移行に係る助言を行った。
⑤その他	15名参加	石川地区保健師業務研究会において、石川地区の保健衛生担当の保健師を対象に介護保険制度の改正に伴う市町村の役割について理解を図った。

3 長寿社会対策・人にやさしいまちづくり

本県では、平成10年3月に策定された「新潟県高齢社会対策総合指針」、平成7年3月に制定された「人にやさしいまちづくり条例」及び【うつくしま高齢者いきいきプラン】に基づき、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、社会参加活動、そして、高齢者が安心して暮らせる環境の整備を促進し、豊かで明るい長寿社会づくりを進めています。

当所では、以下の事業等により、長寿社会対策・人にやさしいまちづくりを推進しています。

(1) 生きがい対策、敬老対策（参照：p 40資料(2)）

ア 老人クラブ活動等社会活動促進事業（国・県補助）

高齢者の自主的な組織である老人クラブが、高齢社会、地域社会を支える担い手として、地域でいきいきと活躍できるよう、老人クラブの活動費の一部に対し市町村（中核市を除く）を通じて補助します。

平成26年度は、264単位老人クラブ、11市町村老人クラブ連合会に対して、8,495千円を助成しました。

イ 百歳高齢者知事賀寿贈呈

高齢者の百歳の誕生日に長寿をお祝いするため、知事賀寿、記念品を贈呈します。

<百歳高齢者知事賀寿贈呈の状況>

	男	女	計
平成24年度	13	63	76
平成25年度	16	73	89
平成26年度	17	71	88

(2) やさしいまちづくりの推進（参照：p 43資料(5)）

ア やさしさマークの交付

「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、すべての県民が安心して利用できるよう配慮された建築物を広く県民にお知らせするため、条例の整備基準に適合する施設に対し、「やさしさマーク」を交付します。

<年度別交付実績>

	交付件数
平成24年度	1
平成25年度	0
平成26年度	0

イ 人にやさしいまちづくり支援事業

県では、「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準に適合する施設整備を実施する民間建築物等に対し、整備に必要な資金の融資を行っています。

当所では、当該融資の申込みがあった場合、その内容を審査し、適格認定を行います。

(3) おもいやり駐車場利用制度推進事業

「おもいやり駐車場」を利用することができる方を明確にした上で、その方からの申請に基づき県が利用証を交付します。

駐車施設管理者の協力の下、駐車時に利用証の掲示を求めることにより、この駐車施設の適正利用を図ります。

<年度別交付実績>

	交付件数
平成24年度	552
平成25年度	712
平成26年度	620

資 料

(1) 市町村別、施設別入所者状況

(平成27年4月1日現在)

市町村名	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設
郡山市	1,213	693
須賀川市	400	210
田村市	275	161
鏡石町	142	0
天栄村	51	0
石川町	78	85
玉川村	56	0
平田村	49	106
浅川町	80	0
古殿町	50	27
三春町	51	90
小野町	83	28
合 計	2,528	1,400

(2) 長寿社会対策・やさしいまちづくり

市町村名	平成26年度 百歳高齢者 知事賀寿 贈呈者数	老人クラブ (H26.4.1現在)		やさしさマーク 交付件数 (施設数) (H27.3.31現在)
		単位老人 クラブ数	市町村連合会 加入会員数	
郡山市	46	194	10,402	43
須賀川市	12	70	3,331	14
田村市	13	74	6,068	3
鏡石町	1	12	1,019	2
天栄村	2	3	80	0
石川町	3	22	1,077	3
玉川村	1	10	469	1
平田村	0	10	479	0
浅川町	2	8	462	2
古殿町	2	11	481	1
三春町	0	22	1,301	5
小野町	6	22	1,219	1
合 計	88	458	26,388	75

(注) 単位老人クラブ数及び市町村連合会加入会員数は、補助対象クラブ数及び会員数。

(3) 市町村別高齢者の人口、介護保険認定者数

区分 市町村	総人口	65歳以上人口	高齢化率 %	75歳以上人口	後期高齢化率 %	65歳以上高齢者の要支援及び要介護認定状況														認定率 %	
						要支援1		要支援2		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5			合計
						認定者	構成比 %	認定者	構成比 %	認定者	構成比 %	認定者	構成比 %	認定者	構成比 %	認定者	構成比 %	認定者	構成比 %		
郡山市	328,346	77,458	23.9	38,096	11.8	1,726	13.21%	1,621	12.40%	3,046	23.31%	2,395	18.33%	1,424	10.89%	1,771	13.55%	1,082	8.28%	13,065	17.3%
須賀川市	76,698	19,116	25.0	9,730	12.7	258	7.37%	484	13.84%	673	19.25%	657	18.79%	541	15.47%	542	15.50%	341	9.75%	3,496	18.5%
田村市	37,483	11,817	31.6	6,893	18.4	166	7.49%	276	12.46%	360	16.25%	408	18.41%	394	17.78%	340	15.34%	271	12.23%	2,215	18.6%
鏡石町	12,561	3,078	24.5	1,525	12.2	47	9.41%	82	16.43%	103	20.64%	67	13.42%	67	13.42%	74	14.82%	59	11.82%	499	16.3%
天栄村	5,771	1,711	29.6	980	17.0	9	2.85%	31	9.84%	50	15.87%	61	19.36%	60	19.04%	50	15.87%	54	17.14%	315	18.4%
石川町	16,663	5,188	31.3	2,887	17.4	61	6.60%	125	13.54%	129	13.97%	175	18.95%	169	18.30%	109	11.80%	155	16.79%	923	17.8%
玉川村	6,855	1,810	26.4	1,020	14.9	39	13.26%	46	15.64%	40	13.60%	41	13.94%	46	15.64%	36	12.24%	46	15.64%	294	16.3%
平田村	6,396	1,812	28.3	1,072	16.8	26	7.64%	27	7.94%	61	17.94%	64	18.82%	46	13.52%	44	12.94%	72	21.17%	340	19.5%
浅川町	6,564	1,912	29.1	1,050	16.0	20	7.60%	32	12.16%	36	13.68%	45	17.11%	46	17.49%	39	14.82%	45	17.11%	263	13.8%
古殿町	5,509	1,823	33.1	1,181	21.4	42	13.20%	23	7.23%	53	16.66%	56	17.61%	41	12.89%	41	12.89%	62	19.49%	318	16.8%
三春町	17,106	5,141	30.1	2,733	16.0	102	11.67%	108	12.35%	205	23.45%	144	16.47%	112	12.81%	97	11.09%	106	12.12%	874	16.9%
小野町	10,322	3,216	31.2	1,925	18.7	29	4.34%	75	11.24%	128	19.19%	162	24.28%	88	13.19%	109	16.34%	76	11.39%	667	20.3%
県中圏域	530,274	134,082	25.5	69,092	13.1	2,525	10.85%	2,930	12.59%	4,884	20.98%	4,275	18.37%	3,034	13.03%	3,252	13.97%	2,369	10.18%	23,269	17.6%
県計	1,926,961	540,793	28.2	285,540	14.9	11,124	11.06%	13,383	13.30%	18,436	18.33%	18,569	18.46%	14,425	14.34%	13,407	13.33%	11,223	11.15%	100,567	18.7%

注 1 総人口・65歳以上人口・75歳以上人口は、平成27年4月1日現在(福島県現住人口調査による)

2 高齢化率及び後期高齢化率は、総人口から年齢不詳者数を除いた数値を分母として算出(福島県現住人口調査による)

3 要介護認定者数と認定率は、平成27年1月末現在の数(介護保険事業状況報告による)

4 要支援・要介護の状態像

要支援1:日常生活上の基本動作は、ほぼ自立。要介護状態への予防のため手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態

要支援2:要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態

要介護1:要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態

要介護2:要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態

要介護3:要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態

要介護4:要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態

要介護5:要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態

(4) 市町村別介護保険指定サービス事業者数等一覧(平成27年4月1日現在)

ア 指定居宅サービス及び指定居宅介護支援事業所

市町村名	指定居宅介護支援事業	指定居宅サービス事業											合計	
		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入所者生活介護	福祉用具貸与		福祉用具販売
郡山市	79	56	7	25	2	4	101	8	29	14	9	35	37	406
須賀川市	26	20	4	5		3	26	3	6	3		6	7	109
田村市	8	7	1	2		1	10	2	5	2		3	4	45
鏡石町	1	1					3		2			1	1	9
天栄村	2	1	1				2		1					7
石川町	8	3		1		1	5	1	1	2		4	4	30
玉川村	1	1					1		1					4
平田村	2	1		1			2	1	1	2				10
浅川町	2	1					2		1					6
古殿町	1	1					1	1	1	1		1	1	8
三春町	5	2		2	1	1	7	1	1	1		1	1	23
小野町	3	2		1			3		2			2	2	15
計	138	96	13	37	3	10	163	17	51	25	9	53	57	672

(注) 保険医療機関のみなし指定を除く。

イ 施設サービス

市町村名	指定介護老人福祉施設			介護老人保健施設				指定介護療養型医療施設					合計	
	社会福祉法人	その他	小計	医療法人	社会福祉法人	社団・財団法人	その他(市町村・農協等)	小計	医療法人	社団・財団法人	その他の法人(市町村・農協等)	個人		小計
郡山市	15		15	6	1	3		10	3	1	1		5	30
	1,094		1,094	469	20	300		789	44	50	80		174	2,057
須賀川市	6		6	3				3					0	9
	400		400	250				250					0	650
田村市	4		4	1	1			2					0	6
	280		280	100	100			200					0	480
鏡石町	2		2					0					0	2
	140		140					0					0	140
天栄村	1		1					0					0	1
	50		50					0					0	50
石川町	1		1	2				2					0	3
	80		80	129				129					0	209
玉川村	1		1					0					0	1
	56		56					0					0	56
平田村	1		1	1				1	1				1	3
	50		50	100				100	20				20	170
浅川町	1		1					0					0	1
	80		80					0					0	80
古殿町	1		1	1				1					0	2
	50		50	29				29					0	79
三春町	1		1			1		1					0	2
	50		50			100		100					0	150
小野町	1		1					0					0	1
	50		50					0					0	50
計	35		35	14	2	4	0	20	4	1	1		6	61
	2,380		2,380	1,077	120	400	0	1,597	64	50	80		194	4,171

(注) 上段:事業者数 下段:定員数

(5) 福島県やさしさマーク交付先一覧(県中管内)

No.	市町村別	分類	建築物名称	建築物所在地	交付年度
1	郡山市	医療施設	針生ヶ丘病院診療管理棟	郡山市大槻町字天正坦11番地	5年度
2	郡山市	医療施設	南東北病院	郡山市富久山町人山田字前林18番地	5年度
3	郡山市	物品販売業	ヨークベニマル台新店	郡山市台新一丁目30番9号	5年度
4	郡山市	官公庁舎	郡山市役所分庁舎	郡山市朝日一丁目23番7号	5年度
5	郡山市	官公庁舎	郡山市水道局	郡山市豊田町1番1号	5年度
6	郡山市	文化施設	郡山市中央図書館	郡山市麓山一丁目5番25号	5年度
7	郡山市	文化施設	郡山市立美術館	郡山市安原町字大谷地130番地の2	5年度
8	郡山市	集会場等	郡山市民文化センター	郡山市堤下町1番2号	5年度
9	郡山市	官公庁舎	福島県ハイテクプラザ	郡山市片平町字山神館7の2	5年度
10	須賀川市	物品販売業	ヨークベニマル須賀川西店	須賀川市山寺道14番5号	5年度
11	郡山市	医療施設	桑野協立病院	郡山市島二丁目9番18号	6年度
12	郡山市	医療施設	今泉西病院	郡山市朝日二丁目18番8号	6年度
13	玉川村	公共交通機関	福島空港ビル	石川郡玉川村大字北須釜字 田21番地	6年度
14	浅川町	体育館等	浅川町勤労者体育センター	石川郡浅川町大字薬輪字山敷田56の1	6年度
15	郡山市	医療施設	原内科医院	郡山市芳賀一丁目16番1号	7年度
16	郡山市	飲食・料理店等	仕出し弁当清水屋	郡山市桑野清水台49番地の6	7年度
17	須賀川市	集会場等	須賀川アリーナ	須賀川市牛袋町5番地	7年度
18	浅川町	文化施設	吉田富三記念館	石川郡浅川町大字袖山字森下287	7年度
19	田村市	官公庁舎	田村市都路行政局	田村市都路町古道字本町33-4	7年度
20	郡山市	医療施設	五十嵐内科医院	郡山市小原田2丁目306-2他	8年度
21	郡山市	薬局	大学堂薬局	郡山市麓山1丁目204番の一部	8年度
22	郡山市	事務所	東邦銀行郡山北支店	郡山市富久山町久保田字上野56-5他	8年度
23	郡山市	学校等	郡山経済専門学校	郡山市芳賀2丁目2番地	8年度
24	石川町	事務所	東邦銀行石川支店	石川郡石川町字南町28-1他	8年度
25	三春町	医療施設	原歯科病院	田村郡三春町熊耳字下荒井190-1	9年度
26	郡山市	薬局	桑野ひかり調剤薬局	郡山市島二丁目101番	9年度
27	石川町	物品販売業	高橋写真館	石川郡石川町字石田6-1の一部	9年度
28	郡山市	医療施設	うさみ内科	郡山市大槻町字三角田88-2他	9年度
29	郡山市	医療施設	たるかわクリニック	郡山市大槻町字御前25-1	9年度
30	須賀川市	薬局	チェリー調剤薬局	須賀川市西川字後田78番8	9年度
31	郡山市	集会場等	郡山斎場	郡山市方八町二丁目89他	9年度
32	郡山市	医療施設	てちがわら内科	郡山市島一丁目185他	9年度
33	須賀川市	理容・美容所	inguz(イングズ)美容室	須賀川市芦田塚71-1	9年度
34	郡山市	社会福祉施設等	深沢デイサービスセンター	郡山市深沢2丁目217-2	10年度
35	郡山市	集会場等	大平町自治集会所	郡山市大平町字後田87-3	10年度
36	三春町	事務所	JAたむら三春支店	田村郡三春町字大町129-1他	10年度
37	郡山市	薬局	そのべ調剤薬局	郡山市島一丁目187番3	10年度
38	須賀川市	医療施設	ふるさわ整形外科	須賀川市大字前田川字宮の前166-140他	10年度

No.	市町村別	分類	建築物名称	建築物所在地	交付年度
39	須賀川市	薬局	コスモ調剤薬局牡丹台店	須賀川市前田川字宮の前166-147他	10年度
40	郡山市	複合施設	福島県産業交流館 (ビッグバレットふくしま)	郡山市安積町日出山字北千保19番8	10年度
41	郡山市	物品販売業	郡山中町第一地区第一種市街地再開発事業施設建築物	郡山市中町7番~16番	11年度
42	郡山市	物品販売業	カインズホーム郡山富田店	郡山市富田町字上田向22-1	11年度
43	郡山市	医療施設	渡邊歯科クリニック	郡山市安積二丁目18	11年度
44	郡山市	学校等	学校法人成田学園希望ヶ丘幼稚園	郡山市富田町十文字31他	11年度
45	田村市	薬局	わたなべ調剤薬局	田村市船引町船引字卯田ヶヶ59他	12年度
46	鏡石町	官公庁舎	須賀川警察署鏡石交番	岩瀬郡鏡石町大字鏡田字牛池207-3他	12年度
47	郡山市	宿泊施設	郡山簡易保険保養センター	郡山市熱海町熱海3丁目198	12年度
48	郡山市	物品販売業	福島トヨタ自動車(株) 郡山並木店	郡山市並木3丁目1-11他	12年度
49	郡山市	医療施設	根本クリニック	郡山市咲田1-82-2他	12年度
50	郡山市	官公庁舎	郡山北警察署	郡山市富田町字下曲田2-8	13年度
51	須賀川市	官公庁舎	須賀川警察署岩瀬駐在所	須賀川市桂田字長井132番	13年度
52	田村市	薬局	げんじろう調剤薬局船引店	田村市船引町船引字源次郎125-31	13年度
53	三春町	事務所	JAたむら桜支店	田村郡三春町大字鷹巣字瀬山356-1	13年度
54	郡山市	官公庁舎	郡山北警察署日和田駐在所	郡山市日和田町北ノ入56-1	13年度
55	須賀川市	社会福祉施設等	松南ホーム	須賀川市滑川字池田87-3他	13年度
56	郡山市	社会福祉施設等	希望ヶ丘ホーム	郡山市希望ヶ丘31-26	14年度
57	郡山市	学校等	郡山光風学園	郡山市大槻町西ノ宮西6-2	14年度
58	須賀川市	学校等	福島学園	須賀川市森宿字中新田128	14年度
59	郡山市	医療施設	あさかストレスクリニック	郡山市安積三丁目341	14年度
60	須賀川市	医療施設	森宿歯科医院	須賀川市森宿字御膳田38-15	14年度
61	郡山市	社会福祉施設等	福島県総合療育センター	郡山市富田町字上の台4-1	14年度
62	古殿町	官公庁舎	福島県石川警察署古殿駐在所	石川郡古殿町大字松川字桑原177-1	14年度
63	郡山市	医療施設	栗原歯科医院	郡山市久留米6丁目85-4	17年度
64	鏡石町	物品販売業	イオンスーパーセンター鏡石店	岩瀬郡鏡石町桜岡375-9	17年度
65	郡山市	官公庁舎	郡山警察署	郡山市字城清水23	18年度
66	須賀川市	医療施設	(仮称)関根医院	須賀川市影沼町226-3	18年度
67	須賀川市	薬局	さくら調剤薬局	須賀川市影沼町226-4	18年度
68	郡山市	事務所	みずほ銀行郡山支店	郡山市中町7-19	18年度
69	須賀川市	薬局	つばさ調剤薬局	須賀川市森宿字横見根13-86	19年度
70	小野町	官公庁舎	小野警察署	田村郡小野町大字小野新町字小太内13番地	20年度
71	郡山市	事務所	秋田銀行郡山南支店	郡山市安積町荒井字石樋83-4	20年度
72	三春町	官公庁舎	福島県三春警察署中妻駐在所	田村郡三春町大字下舞木字岩本81-42	21年度
73	須賀川市	社会福祉施設等	特別養護老人ホームいわき長寿苑	須賀川市矢沢字明池158	22年度
74	三春町	官公庁舎	福島県田村警察署	田村郡三春町大字熊耳字下荒井194	23年度
75	石川町	薬局	サンキュー薬局石川町本店	石川郡石川町大字双里字本宮71番1	24年度

イ 未熟児対象

開催月日	内 容	参加者数
平成26年 10月10日	事業名 第1回小さく生まれた赤ちゃんの育児支援教室 対象者 平成25年度に2,500g未満で生まれた子どもと保護者 内 容 講話「小さく生まれた赤ちゃんの発育発達と病気の予防」及び保護者の交流会 講 師 国立病院機構福島病院小児科 石井勉氏	19名 〔内訳〕 子10名 保護者9名
平成26年 10月30日	事業名 第2回小さく生まれた赤ちゃんの育児支援教室 対象者 平成25年度に2,500g未満で生まれた子どもと保護者 内容① 講話「発育発達を促す工夫」 講 師 福島県総合療育センター 主任医療技師 佐藤陸志氏 内容② 講話「小さく生まれた赤ちゃんの栄養」 講 師 国立病院機構福島病院 管理栄養士 寶恵美氏	9名 〔内訳〕 子5名 保護者4名

ウ 訪問指導（延べ件数）

（平成26年度）

妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	就学児	その他	計
0	19	5	4	13	1	0	2	44

(2) 発達障がい児支援者スキルアップ事業

発達障がい児とその保護者が、地域で安心して生活を送る事が出来るよう、関係機関の職員が、早期に発達障がいの行動特性に気づき、それぞれの特性にあわせた支援を行うための体制づくりを目的に研修会を開催しています。

発達障がい児支援者スキルアップ研修会

開催月日	実施内容	参加者
第1回 平成26年 8月28日	講話 「発達障がい児への支援～関係職員に出来る事～」 講師 福島大学子どもメンタルヘルス支援事業推進室 特任教授 黒田美保氏	48名 市町村、保 育所、幼稚 園、相談支 援事業所等 職員
第2回 平成26年 10月3日	講話 「発達障がい児の治療と関係する精神疾患について」 講師 福島県発達障がい者支援センター所長 増子博文氏	34名 市町村、保 育所、幼稚 園、相談支 援事業所等 職員

(3) 不妊・不育サポート事業

ア 不妊・不育総合相談

不妊症や不育症に関する相談や助言、必要な情報提供等を行っています。

	電話相談件数	来所相談件数
平成26年度	12	108

イ 特定不妊・不育症治療費助成事業

体外受精及び顕微授精による不妊治療を受ける夫婦、妊娠はするものの流産や死産により赤ちゃんを授けられない不育症の夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊・不育症治療に要する費用の一部を助成しています。

	申請件数	承認件数
平成26年度	実89・延136	136

(4) 医療援護事業

育成医療認定に係る医学的審査

身体に障がいをもつ児童または疾患を放置することで障がいを残すと認められる児童で、手術等の治療により確実な治療効果が期待できる場合に、公費による医療給付が行われます。

平成25年度から申請の窓口は市町村になり、県では育成医療の要否等について医学的審査を行っています。

(平成26年度) (単位：延べ件数)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	計
肢体 不自 由	視覚 障が い	聴覚 平衡 機能 障が い	音声 言語 咀嚼 障が い	心臓 機能 障が い	腎臓 機能 障が い	小腸 機能 障が い	肝臓 機能 障が い	その 他の 内臓 障が い	免疫 機能 障が い	17
2	2	2	5	6	0	0	0	0	0	

(5) 小児慢性特定疾病対策事業

小児慢性疾病のうち治療法が確立していない特定の疾患の治療研究を推進し、治療法を確立するための医学的知見の発見を促進するとともに、その医療の確保と普及を図り、併せて家族の医療費の負担を軽減して、児童の健全な育成を図ることを目的として医療給付を行います。

平成27年1月1日から新たな制度が始まり、11疾患群から14疾患群へ、対象は514疾病から704疾病になりました。

また、児童の病状を正しく理解し適切に対応してもらうことを目的に、「福島県小児慢性特定疾患児手帳（ひまわり手帳）」を交付しています。

小児慢性特定疾病対策事業認定状況（※認定件数）

年度	悪性 新生 物	慢性 腎 疾患	慢性 呼吸 器疾 患	慢性 心 疾患	内分 泌 疾患	膠原 病	糖尿 病	先天性 代謝 異常	血友病 等血液 疾患	神経 ・筋 疾患	慢性消 化器系 疾患	計
24	34	16	2	37	35	2	24	6	18	9	3	186
25	45	9	2	36	38	3	21	5	19	8	3	189

年 度	悪性 新 生 物	慢性 腎 疾 患	慢性 呼 吸 器 疾 患	慢性 心 疾 患	内分 泌 疾 患	膠 原 病	糖 尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	血 液 疾 患	免 疫 疾 患	神 經 ・ 筋 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患	染 色 体 等	皮 膚 疾 患 群	計
26	21	7	2	20	33	2	17	4	14	0	5	2	0	0	127

(6) 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性副腎過形成症等の早期発見・早期治療のため行われる新生児の血液によるマススクリーニング検査の結果、要精密検査となった児について、医療機関との連絡及び必要により保健指導を行っています。

要精密検査数	疾患内訳・件数	精密検査結果
10件	先天性副腎過形成症 6件	正常 4件 要治療 1件 死亡 1件
	甲状腺機能低下症 3件	要治療 2件 検査結果待ち 1件
	シトルリン血症 1件	正常 1件

(7) 市町村母子保健体制強化事業

母子保健推進連絡会議

県中地域における広域的な母子保健施策を推進するための体制整備や、母子保健分野の広域的な計画策定の検討等、母子保健事業を効果的に推進することを目的に会議を開催しています。

開催月日	議 題	出席者
平成26年8月18日	1 事業説明 ・平成26年度福島県母子保健事業計画 ・平成25年度県中保健福祉事務所事業実績及び平成26年度事業計画 2 情報提供 ・発達障がいサポートコーチ事業実施状況 ・障がい児通所支援事業所の状況 3 情報交換	19名 市町村保健師 保健福祉事務所

2 児童の福祉

「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」という児童福祉法の理念に基づき、子育てしやすい環境づくりに向けて、各種の施策を推進しています。

近年、女性の社会進出や就労形態の多様化が進む中で、育児と就労の両立支援が求められていることから、一時預かり事業や延長保育事業などの実施により、柔軟で弾力的な保育所運営を促進するとともに、放課後児童健全育成事業の充実に努めています。

(1) 児童の健全育成の推進

遊びを通して児童の健全育成を図ることを目的とし、そのための活動拠点としての児童厚生施設(児童館)の運営の円滑化を図るとともに、昼間保護者のいない小学校低学年児童の健全育成を図るため、児童クラブ等の育成と活動の充実に努めています。

(2) 保育対策の推進

ア 多様な保育需要に対応するため、各種保育事業の促進を図り、男女がともに育児と就労の両立ができるよう支援しています。

また、子育ての経済的負担を軽減し、仕事と子育ての両立を容易にするため、多子世帯に対して保育料の一部助成を行っています。

イ 認可外保育施設に対する立入調査・指導により児童の福祉の確保を図るとともに、入所している児童の健康診断費及び低年齢児受入施設の運営に要する経費の一部を助成し、入所児童の処遇の向上を図っています。

保育所・認定こども園設置状況 (平成27年4月1日現在)

市町村名	保育所			認定こども園				各種保育事業 実施状況(H26)		
	施設数 (箇所)	定員数 (人)	入所児 童数 (人)	施設数 (箇所)	定員数 (人)	入所児 童数 (人)	定員充 足率 (%)	延長 保 育	一時 預かり	障害児 保 育
須賀川市	12	810	765	4	285	420	108.2	○	○	○
田 村 市	5	380	340	1	190	168	89.1	○	○	○
鏡 石 町	2	212	143	1	130	130	79.8	○	○	○
天 栄 村	1	60	35	0	0	0	58.3		○	○
石 川 町	3	255	235	1	60	48	89.8	○		○
玉 川 村	1	80	52	0	0	0	65.0			○
平 田 村	0	0	3	2	200	180	91.5			○
浅 川 町	1	80	80	0	0	1	101.3			○
古 殿 町	0	0	0	1	160	127	79.3			○
三 春 町	2	200	167	1	70	45	78.5	○		○
小 野 町	3	225	111	0	0	0	49.3	○	○	○
計	30	2302	1931	11	1,095	1,119	89.7	6	5	11

(3) 児童手当制度の適正な運営

制度に関する広報に努めるとともに、市町村指導監査の実施により適正な支給事務の推進を図っています。

3 ひとり親家庭等の福祉

(1) 相談指導体制の充実

複雑多様化する相談需要に対応するため、関係機関との連携のもとに母子自立支援員等の相談活動を強化し、相談指導体制の充実を図っています。

ひとり親家庭数等の状況

(平成26年6月1日現在)

区 分	母 子 家庭数	父 子 家庭数	養育者 家庭数	寡婦数	ひとり親家庭医療費受給資格登録世帯数		
					母子	父子	父母のいない
管内計	1,875	316	23	2,053	1,834	272	14

母子相談員の相談指導状況

(平成26年度) (単位：延べ件数)

生 活 一 般					児 童					生 活 援 護					そ の 他		計		
住 宅	医 療	家 庭 紛 争	就 労	結 婚 其 他	養 育	教 育	非 行	就 職	そ の 他	母子 福祉 資金	寡婦 福祉 資金	公 的 年 金	児 童 扶 養 手 当	生 活 保 護 税	そ の 他	母子 世帯 公営 住宅		母子 生活 支援 施設	
0	2	0	1	0	5	0	0	0	0	1,111	18	1	0	0	0	5	0	0	1,143

(2) 母子・父子寡婦福祉資金の貸付

経済的、社会的に困難な状況にある母子家庭や寡婦の福祉の向上と自立支援を図るため、経済的な生活基盤援助として母子・父子寡婦福祉資金の貸付を行っています。

母子・父子寡婦福祉資金貸付状況【新規分】

(上段：件数(単位：件)、下段：貸付金額(単位：千円))

年度	事業 開始 資金	事業 継続 資金	修学 資金	就学 支度 資金	修業 資金	就職 支度 資金	技能 習得 資金	生活 資金	住宅 資金	転宅 資金	医療 資金	児童 扶養 資金	計
20			19	19				5		1			44
			8,621	5,987				832		192			15,632
21			18	11	2	1		2					34
			9,486	3,821	900	320		1,115					15,642
22			14	8	1	1	2	1		1			28
			8,818	2,148	320	76	1,060	200		129			12,751
23		1	9	6									16
		300	3,612	2,160									6,072
24			4	5									9
			2,184	2,089									4,273
25			7	4									11
			3,293	1,648									4,941
26			7	6	1	1							15
			3,423	1,523	323	320							5,589

4 女性の福祉

日常生活を営むうえで、何らかの問題を有する女性について、関係機関との連携のもとに相談指導業務を行っています。

また、離婚問題やドメスティック・バイオレンス(夫等からの暴力)など深刻な問題を抱える女性が多いことから、女性相談による相談活動とともに、管内各警察署及び福島県女性のための相談支援センターとの連携による相談・保護などの援助活動を行っています。

女性相談員の相談指導状況

(平成26年度)(単位：延べ件数)

本人の問題					家庭の問題				その他			計
生活 困窮 借金 サラ金	妊娠 出産	男女 問題	住居 問題	その他	夫等の 暴力	離婚 問題	家庭 不和	その他	売春 強要	ヒモ 暴力団	その他	
1	0	6	4	0	52	4	6	10	0	0	0	83

第1-3 障がい者支援チームの業務

1 身体障がい者（児）の状況（P61 関連資料(1)参照）

県中地域の身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）は、平成27年4月1日現在で21,344人（前年比68人減）となっています。

障がい種別では、肢体不自由者（55.4%）が最も多く、内部機能障がい者（28.9%）が続いています。

<管内身体障がい者手帳保持者数の推移> (各年度4月1日現在)

年度	総数	視覚	聴覚 平衡	音声 言語 咀嚼	肢体	内部
H25	20,979	1,338	1,789	187	11,810	5,855
H26	21,412	1,359	1,819	177	11,995	6,052
H27	21,344	1,345	1,826	174	11,829	6,170

2 身体障がい者（児）の福祉

身体障がい者（児）の福祉については、身体障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法等の理念を踏まえ、利用者の立場に立った制度の運用と市町村の支援に務めるとともに、職業能力や生活能力の回復を図り、生活の安定と向上が図られるよう各種福祉施策を推進します。

(1) 障害者総合支援法に基づくサービス

対象者は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい（発達障がいを含む。）者及び難病の方々です。

サービスは障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個々に支給決定が行われる「自立支援給付」（介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付）と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分かれます。

ア 介護給付（市町村）

(ア) 居宅介護（ホームヘルプ）〔障がい支援区分1以上〕

入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる援助サービス

(イ) 重度訪問介護〔障がい支援区分4以上〕

重度の肢体不自由者その他の障がい者であって常時介護を要するものを対象に、居宅での介護や外出時における移動中の介護を行う総合的なサービス

(ロ) 同行援護〔重度の視覚障がい者〕

移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(ハ) 行動援護〔障がい支援区分3以上〕

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある障がい者を対象とし

た行動の際に生じ得る危険回避のために必要な援護や外出時における移動中の介護

(オ) 療養介護〔障がい支援区分5、6〕

主として日中に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等

(カ) 生活介護〔障がい支援区分3以上（50歳以上区分2以上）〕

常時介護を要する障がい者を対象に、主として日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作活動、生産活動の機会の提供等

(キ) 短期入所〔障がい支援区分1以上〕

介護者の病気等を理由に、障害者支援施設等への短期入所による入浴、排せつ、食事の介護等

(ク) 重度障害者等包括支援〔障がい支援区分6〕

常時介護を要する重度障がい者・障がい児を対象とした居宅介護等の福祉サービスの包括的支援

(ケ) 施設入所支援〔障がい支援区分4以上（50歳以上区分3以上）〕

施設入所者を対象に、主として夜間行われる入浴、排せつ、食事の介護等

イ 訓練等給付（市町村）

(ア) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした身体機能の向上のための有期の訓練等

(イ) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした生活能力の向上のための有期の訓練等

(ウ) 宿泊型自立訓練

家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援等

(エ) 就労移行支援

就労を希望する障がい者に対して提供される就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等

(オ) 就労継続支援A型

雇用契約等に基づき生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等

(カ) 就労継続支援B型

生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等

(キ) 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間に行われる共同生活を営むべき住居における入浴、排せつ、食事の介護、相談、その他の日常生活上の援助等

ウ 地域相談支援給付（市町村）

(ア) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者又は保護施設や矯正施設等に入所している障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う。

- (イ) 地域定着支援
居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に関する相談その他必要な支援を行う。
- エ 計画相談支援給付（市町村）
 - (ア) サービス利用支援
障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、サービス等利用計画案等を作成する。
 - (イ) 継続サービス利用支援
障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、サービス等利用計画等の変更等を行う。
- オ 地域生活支援事業（市町村）
 - (ア) 計画相談支援
障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行うほか、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。
 - (イ) コミュニケーション支援事業
聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行う。
 - (ウ) 日常生活用具給付等事業
重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う。
 - (エ) 移動支援事業
屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行う。
 - (オ) 地域活動支援センター機能強化事業
障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。
 - (カ) その他の事業
日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、身体障がい者更生訓練費支給、身体障がい者就職支度金支給等
- カ 自立支援医療（市町村、県）
障がい者に必要な医療の給付を行います。
 - (ア) 育成医療（身体障がい児）
 - (イ) 更生医療（身体障がい者）
 - (ウ) 精神通院医療（精神障がい者）
- キ 補装具費支給制度（市町村）
身体の部位欠損または身体の機能の損傷を補い、日常生活または職業生活を容易にするために用いられる用具の交付及び修理を行います。

(2) 児童福祉法に基づくサービス

ア 障害児通所給付費（市町村）

(7) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知己技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

(4) 医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行う。

(7) 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

(エ) 保育所等訪問支援

障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

イ 障害児相談支援給付（市町村）

(7) 障害児支援利用援助

障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用する障害児通所支援の種類、障害児支援利用計画案等を作成する。

(4) 継続障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用状況を検証し、障害児支援利用計画の変更等を行う。

(3) 身体障害者福祉法による援護施策

ア 身体障がい福祉司及び社会福祉主事による助言指導

イ 身体障害者手帳交付（県障がい者総合福祉センター）

補装具、更生医療の給付、施設への入所等の身体障がい者福祉法上の各種援護を受ける場合や、税の減免、JR運賃の割引等の各種制度を利用する際に、法に定める身体障がい者であることの証票として交付されます（P61 関連資料(1)参照）。

(4) 特別障害者手当等支給制度（P62 関連資料(2)参照）

在宅の重度障がい者（児）に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障がい者（児）の福祉の向上を図ります。

(5) 県単独による施策

ア 重度心身障がい者医療費補助金の交付（P63 関連資料(3)参照）

重度心身障がい者の健康保持とその福祉増進を図るため、医療費自己負担額について市町村が補助する場合、当該市町村に対して補助します。

イ 在宅重度障がい者対策事業補助金の交付（P63 関連資料(3)参照）

日常生活において、常に医療的介助を必要とする在宅重度障がい者に治療材料等を給付する市町村に対して補助します。

ウ 人工透析患者通院交通費補助金の交付（P63 関連資料(3)参照）

腎臓機能障がい者の経済的負担の軽減を図るため、障がい者の人工透析のため医療機関へ通院するのに要する交通費に対し市町村が補助する場合、当該市町村に対して補助します。

3 知的障がい者（児）の状況（P64 関連資料(4)参照）

県中地域の知的障がい者数（療育手帳所持者数）は、平成27年4月1日現在で4,517人（前年比198人増）となっています。

障がい程度別では、A（最重度及び重度）は1,640人（同54人増）で、全体の36.3%を、B（中度及び軽度）は2,877人（同144人増）で、全体の63.7%を占めています。

年齢別では、18歳未満の知的障がい児は1,129人（同51人増）で全体の25.0%、18歳以上の知的障がい者は3,388人（同147人増）で全体の75.0%となっています。

管内療育手帳保持者数の推移

（各年度 4月1日現在）

年 度	総 数	0歳～17歳	18歳～	A	B
H25	4,228	1,072	3,156	1,578	2,650
H26	4,319	1,078	3,241	1,586	2,733
H27	4,517	1,129	3,388	1,640	2,877

4 知的障がい者（児）の福祉

知的障がい者（児）の福祉については、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法等の理念を踏まえ、利用者の立場に立った制度の運用と市町村の支援に務めるとともに、職業能力や生活能力の回復を図り、生活の安定と向上が図られるよう各種福祉施策を推進します。

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

P51～54、2(1)、(2)を参照ください。

(2) 知的障害者福祉法による援護施策

ア 知的障がい者福祉司及び社会福祉主事による助言指導

イ 知的障害者更生相談所（県障がい者総合福祉センター）

医学的、心理学的及び職能的判定を行い、指導方針を与えます。

ウ 療育手帳の交付（県障がい者総合福祉センター）（P64 関連資料(4)参照）

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳の交付を行います（P64 関連資料(4)参照）。

エ 職親委託

知的障がい者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の自立更生を図ります（市町村）。

(3) 特別障害者手当等支給制度（P62 関連資料(2)参照）

在宅の重度障がい者（児）に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障がい者（児）の福祉の向上を図ります。

(4) 県単独による施策

ア 障がい児（者）地域療育等支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、県中地域及び圏域における療育機能との重層的な連携を図ることによって、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

イ 発達障がいサポートコーチ事業

発達障がい児の地域における生活を支えるため、県発達障がい者支援センターの専門的な相談支援をもとに市町村や関係機関と連携を図りながら、利用できる支援機関をコーディネートし、個別支援計画による支援支援体制の整備を促進することにより、発達障がい児（者）等及びその家族等の福祉の向上を図ります。

ウ 重度心身障がい者医療費補助金の交付（身体障がい者（児）に同じ）

5 精神保健福祉

本県の自殺者数は、平成24年に453人と500人を割りましたが、平成26年は477人(*1)と増加傾向にあり、依然として自殺率が高いことから県では総合的な自殺対策を推進しています。

また、精神障がい者が自ら望む地域で暮らせるような社会づくりの推進を図っています。

当所では、一般住民への心の健康づくりのための啓発活動を行うとともに、精神疾患を持つ人の早期発見、適正医療ができるよう相談等を実施しています。

*1 警察庁統計（発見日、発見地別データ）による

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

P51～54、2(1)、(2)を参照ください。

(2) 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談に応じ、精神疾患の早期治療、精神障がい者の社会復帰及び自立を促すなど、精神的健康の保持・増進に取り組んでいます。

年度	来所相談	所外相談	電話相談	文書相談	計
H24	96	30	1,025	13	1,164
H25	104	13	636	1	754
H26	65	4	410	1	480

心の健康相談開催状況(上記再掲)

精神保健福祉業務の一環として、定期的に「心の健康相談会」を開催し、一般的な精神面の悩みはもとより、ひきこもり、自殺関連、思春期・青年期の問題、アルコール依存症など、様々な問題について精神科専門医師が相談対応しています。

年度	実施	相談数	相談数内訳（再掲）					
			医療保護	社会復帰・福祉	診断・判定	日常生活	経済	その他
H24	12回	24	9	4	6	2	0	3
H25	12回	23	4	0	2	12	0	5
H26	11回	21	10	1	1	8	0	1

(3) 措置入院及び移送等

精神障がい又はその疑いのある者のうち、「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす恐れがある」として通報等があった者に対し、調査の上必要な場合には精神保健指定医による診察を実施し、必要な者に対し入院措置及び適切な医療及び保護を行っています。

年度	一般人の申請	警察官の通報	検察官の通報	保護観察所の長の通報	矯正施設の長の通報	合計
H24	1	70	10	0	9	90
H25	1	47	14	0	8	70
H26	0	35	12	0	1	48

年度	通報受理件数	診察件数	措置入院		34条移送	退院請求
			継続	新規		
H24	90	72	9	32	25	6
H25	70	56	8	24	14	5
H26	48	37	4	14	3	3

* H25の退院請求には、調査中に取り下げた1件を含む。

(4) 自立支援医療申請承認及び精神障害者保健福祉手帳交付状況

自立支援医療（精神通院医療）は、精神通院医療の自己負担を軽減する制度です。申請窓口は市町村、有効期限は1年です。

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象で、1～3級に分かれています。申請窓口は市町村、有効期限は2年です。

年度	自立支援医療				精神障害者保健福祉手帳			
	申請		承認		申請		承認	
	郡山市	管内市町村	郡山市	管内市町村	郡山市	管内市町村	郡山市	管内市町村
H24	3,936	2,157	3,935	2,157	819	389	797	373
H25	4,173	2,382	4,173	2,382	942	480	925	474
H26	4,300	2,331	4,299	2,331	921	450	907	440

(5) ひきこもり対策事業

ア ひきこもりに関する理解を深め、家族教室へ繋げることを目的として、講演会を

開催しています。

開催月日	内 容	参加者数
平成26年6月27日	会場：県中保健福祉事務所 大会議室 「ひきこもりから一歩踏み出すために」 ～ひきこもり体験者と支援者からのメッセージ～ NPO法人 ビーンズふくしま理事長 若月ちよ氏	24名

イ ひきこもり本人、家族に対する支援として相談、家族教室を実施しています。

年度	相談件数		家族教室参加者数		
	実数	延数	実施回数	実数	延数
H24	23	67	6	23	90
H25	20	47	6	14	48
H26	16	27	6	10	41

ウ ひきこもり家族会の修了者による「飛鳥の会（家族会）」が平成18年4月に設立されたため、相談支援を行っています。

年 度	家族会相談支援者数		
	支援回数	実数	延数
H24	8	10	98
H25	7	9	47
H26	5	10	81

(6) アルコール問題への取り組み

アルコール依存症や多量飲酒に対する正しい知識と理解を深めることを目的に、講演会や家族教室を実施しています。

ア アルコール関連の研修会等

開催月日	内 容	参加者数
平成26年11月14日	事業名：自殺予防支援者研修会 会 場：県中保健福祉事務所 内 容：講演「多量飲酒者への対応」 講 師：さいたま市心の健康センター 所長 岡崎直人氏	24人
平成26年7月9日	事業名：アルコール関連問題市民講座 会 場：県中保健福祉事務所 内 容：講演「アルコール依存症からの回復と家族・支援者の対応」 講 師：国立病院機構久里浜医療センター 佐久間寛之氏	47人

イ 家族教室等実施状況

	開催回数	参加人数
アルコール家族教室	9回	実 19人、延 69人

(7) 精神保健普及啓発

住民及び関係者が精神保健福祉に対する正しい知識と理解を深め、精神的健康の保持増進を図ることができるよう講演会等を行っています。

年 度	開催状況	
	開催回数	参加人員
H24	14	547
H25	10	588
H26	7	534

(8) 病院実地指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6及び厚生労働省通知に基づき、人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、担当職員及び指定医が精神病院に立入検査を実施しています。

年 度	病 院 数	一般実地指導	特別実地指導
H24	5	3	2
H25	5	4	1
H26	4	2	2

(9) 自殺対策緊急強化基金事業

平成21年度から自殺対策強化のために相談体制の整備や人材育成、自殺対策に関する民間団体の活動支援等を行っています。

ア 普及啓発実施状況

年度	普及啓発				自殺予防セミナー		リーダー研修		会議・研修会	
	内訳回数		内訳人数		回数	人数	回数	人数	回数	人数
	回数	件数	キャンペーン	その他						
H24	4	1,696	4	0	3	1,132	2	69	6	207
H25	9	1,481	4	5	2	319	5	90	3	87
H26	7	1,245	4	3	2	214	8	261	1	24

イ 家族教室等実施状況

	開催回数	参加人数
うつ病家族教室	6回	実 8人、延 16人
公開講座「うつ病を知ろう講演会」	1回	29人

ウ 自殺予防支援者研修会 ((6)アルコール問題への取り組みを参照)

エ 自殺対策緊急強化基金事業補助金の交付

地域における自殺対策を緊急に強化するために必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む市町村の活動を支援することを目的に、補助金を交付しています。

年度	実施市町村数	事業名（実施市町村名）
H24	12市町村	普及啓発事業他（郡山市を含む管内全市町村）
H25	12市町村	普及啓発事業他（郡山市を含む管内全市町村）
H26	12市町村	普及啓発事業他（郡山市を含む管内全市町村）

(10) 精神障がい者地域移行・地域定着推進事業

精神科病院に入院している精神障がい者が、自ら望む地域で自立した生活ができるよう退院に向けた支援を行い、地域の理解を深め、受入体制の整備を図ることを目的に実施しています。

ア 精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修会

開催月日	内 容	参加者数
平成26年12月2日	会場：須賀川市産業会館 内容：講演・実技「回復力を高めるためのコミュニケーション技法」 講師：心の相談カウンセラー SSTリーダー 高森信子氏	64人

イ 精神障がい者地域移行・地域定着分野別研修会（精神科病院研修会）
（精神保健福祉センターと共同開催）

開催月日	内 容	参加者数
平成26年12月11日	会場：寿泉堂松南病院 内容：①講演「精神障がい者の地域移行・地域定着を支援する～地域移行支援とその他の地域障がい福祉サービスについて～」 講師：相談支援事業所コスモスクラブ 相談支援専門員 佐藤清一郎氏 ②体験発表「私のリカバリーストーリー」 講師：ピアサポーター	46人

関連資料

(1) 市町村別身体障がい者手帳交付状況

(平成27年4月1日現在)

区分 市町村	身体障 がい者数 A	左 の 障 が い 別 内 容					人口 (現住人口) B	手帳交 付率% A/B
		視 覚	聴 覚 平 衡	音 声 言 語	肢 体	内 部		
鏡石町	513	36	35	0	294	148	12,561	4.1
天栄村	318	21	21	2	213	61	5,771	5.5
石川町	752	37	54	6	429	226	16,663	4.5
玉川村	322	19	23	0	183	97	6,855	4.7
平田村	336	23	24	4	188	97	6,396	5.3
浅川町	265	22	13	2	158	70	6,564	4.0
古殿町	312	13	21	0	186	92	5,509	5.7
三春町	757	51	84	11	388	223	17,106	4.4
小野町	557	43	71	2	272	169	10,322	5.4
町村計	4,132	265	346	27	2,311	1,183	87,747	4.7
郡山市	12,136	766	1,078	109	6,630	3,553	328,346	3.7
須賀川市	3,323	192	249	25	1,896	961	76,698	4.3
田村市	1,753	122	153	13	992	473	37,483	4.7
市計	17,212	1,080	1,480	147	9,518	4,987	442,527	3.9
合計	21,344	1,345	1,826	174	11,829	6,170	530,274	4.0

(2) 町村別特別障害者手当等受給状況

(平成26年度)

区分 町村名	特別障害者手当										障害児福祉手当										経過の福祉手当								
	前 年 度 末 受 給 者 数	受 付 件 数	処 理 数		受給資格喪失件数					受 給 者 数	前 年 度 末 受 給 者 数	受 付 件 数	処 理 数		受給資格喪失件数					受 給 者 数	前 年 度 末 受 給 者 数	転 入 件 数	受給資格喪失件数					受 給 者 数	
			認 却	下 定	障 が い 非 該 当	死 亡	施 設 入 所	入 院	そ の 計				認 却	下 定	障 が い 非 該 当	死 亡	施 設 入 所	入 院	そ の 計				障 が い 非 該 当	死 亡	施 設 入 所	入 院	そ の 計		
																													0
鏡石町	6	0						0	6	12	2	2							0	14	0	0					0	0	
天栄村	6	1	1					0	7	0	0								0	0	0	0					0	0	
石川町	11	1	1	1		3		3	9	7	1	1							0	7	0	0					0	0	
玉川村	6	0						0	6	2	0								0	2	1	0					0	1	
平田村	4	0						0	4	4	0								0	4	0	0					0	0	
浅川町	0	0						0	0	9	0				1			1	2	7	0	0					0	0	
古殿町	2	1	1			1		1	2	1	0								0	1	0	0					0	0	
三春町	19	1	1					1	19	8	0								0	8	0	0					0	0	
小野町	6	0						0	6	4	0						1		1	3	0	0					0	0	
合計	60	4	4	1	0	4	0	1	0	5	59	47	3	2	1	0	1	1	1	3	46	1	0	0	0	0	0	0	1

注) 受付件数には、前年度末未処理件数を含む。

(3) 市町村別重度障がい者支援事業給付状況

(平成26年度)

市町村名	重度心身障がい者医療費補助事業		在宅重度障がい者対策事業			人工透析患者通院交通費補助事業	
	給付件数	給付額(円)	治療材料費 給付件数	衛生機材費 給付件数	給付額(円)	補助対象 人員	給付額(円)
鏡石町	4,214	20,099,622	48	14	200,000	2	210,088
天栄村	3,069	13,936,964	36	11	152,000	3	160,733
石川町	7,215	33,603,443	31	104	509,000	15	879,276
玉川村	3,472	14,141,051	85	0	255,000	2	123,043
平田村	4,012	22,458,092	0	0	0	9	433,209
浅川町	1,673	11,615,882	16	22	136,000	7	572,546
古殿町	3,466	13,736,295	24	0	72,000	5	450,182
三春町	7,089	32,117,255	84	33	384,000	11	864,500
小野町	4,301	29,368,073	51	36	297,000	5	557,594
町村計	38,511	191,076,677	375	220	2,005,000	59	4,251,171
郡山市	124,232	575,157,000					
須賀川市	34,495	144,027,748	346	46	1,221,330		
田村市	17,569	76,025,039	267	77	1,109,000	32	2,177,362
市計	176,296	795,209,787	613	123	2,330,330	32	2,177,362
合計	214,807	986,286,464	988	343	4,335,330	91	6,428,533

注1) 中核市の在宅重度障がい者対策事業及び人工透析患者通院交通費補助事業については、補助対象外である。

注2) 給付額は、市町村と県の補助金の合計額である。

(4) 市町村別療育手帳交付状況

(平成27年4月1日現在)

項目 市町村名	療育手帳									人口	療育手帳 交付率 %
	A			B			合計		総計		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上			
鏡石町	14	29	43	30	48	78	44	77	121	12,561	1.0
天栄村	1	24	25	7	20	27	8	44	52	5,771	0.9
岩瀬郡計	15	53	68	37	68	105	52	121	173	18,332	0.9
石川町	11	44	55	27	81	108	38	125	163	16,663	1.0
玉川村	3	19	22	4	39	43	7	58	65	6,855	0.9
平田村	4	16	20	12	49	61	16	65	81	6,396	1.3
浅川町	4	22	26	7	30	37	11	52	63	6,564	1.0
古殿町	3	19	22	7	42	49	10	61	71	5,509	1.3
石川郡計	25	120	145	57	241	298	82	361	443	41,987	1.1
三春町	7	62	69	30	86	116	37	148	185	17,106	1.1
小野町	7	32	39	9	53	62	16	85	101	10,322	1.0
田村郡計	14	94	108	39	139	178	53	233	286	27,428	1.0
郡部計	54	267	321	133	448	581	187	715	902	87,747	1.0
郡山市	203	695	898	518	1,095	1,613	721	1,790	2,511	328,346	0.8
須賀川市	52	217	269	108	307	415	160	524	684	76,698	0.9
田村市	18	134	152	43	225	268	61	359	420	37,488	1.1
市部計	273	1,046	1,319	669	1,627	2,296	942	2,673	3,615	442,532	0.8
合計	327	1,313	1,640	802	2,075	2,877	1,129	3,388	4,517	530,279	0.9

第2 生活保護課の業務

1 生活保護業務の概況

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活保護は、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、就労などによる自立を助長することを目的とします。保護には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の 8 種類があります。

保護は、原則として要保護者本人等からの各町村窓口への申請に基づき、保健福祉事務所が家庭訪問等による面接調査や資産や扶養義務者等への各種調査を実施して保護の要否、種類、程度及び方法を決定しています。

保護開始後は、生活状況等把握のため定期又は随時の訪問を行って、被保護者の自立助長のための援助を行います。就労支援員や退院促進員等による自立支援プログラムに基づく支援と併せて、被受給者の就労・自立など大きな成果を上げております。

扶養義務者、医療機関及び年金事務所、事業主等への照会・調査を随時実施するとともに、町村職員や民生委員、職業安定所等の関係諸機関と緊密に連携をしながら、適正な保護に取り組んでいます。

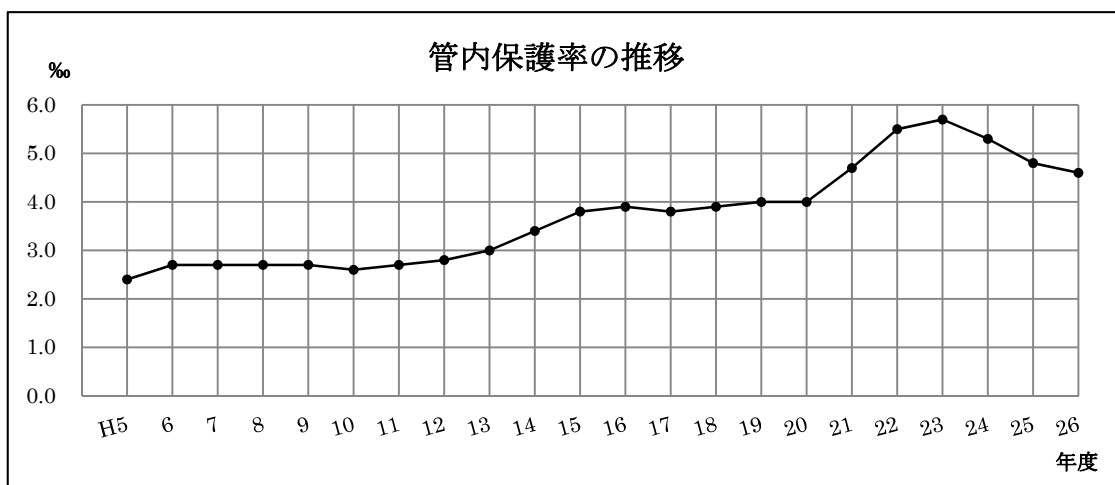
2 管内の状況

管内の 9 町村の保護率（被保護人員÷管内人口×1000）は、平成 10 年代初めから増加の傾向にあり、県、全国より低い値で推移していますが、高齢化の進展や扶養意識の低下等に加え、景気低迷や雇用情勢の悪化の影響により、平成 21 年度以降には、稼働年齢層のいる「その他の世帯」を中心として保護率が増加していましたが、平成 24 年度は、東日本大震災後の復興による雇用の改善等に伴い、保護率は減少に転じていますが、今後は、医療や介護サービスを必要とする世帯からの申請増加が見込まれています。

町村別には最小が 2.1‰、最大が 6.6‰（H27.3 月分現在）で、近隣都市部への交通の便や地元での就労機会の状況、人口の高齢化率などによって大きな較差が認められます。

保護世帯を世帯類型別にみると、全保護世帯の約 85%以上が高齢者世帯、傷病・障がい者世帯というハンディキャップを抱えた世帯ですが、稼働年齢層のいる「その他の世帯」は、25 年度以降は、世帯員の就労・自立により減少しています。

（各年度 3 月分）



注) ‰ : パーミル、千分率

(1) 被保護世帯数の状況

管内の被保護世帯数は、平成 17 年度の市町村合併後は増加に転じました。平成 24 年度以降は、震災復興等による雇用改善等に伴い減少に転じています。現在は平成 17 年度と比較すると約 1.2 倍になっています。

(管内：各年度 3 月分，県：平成 25 年度以降は 3 月分，それ以前は年度平均，
全国：平成 25 年度以降は 1 月分，それ以前は年度平均)

区分 年度	管 内		福 島 県		全 国	
	世 帯 数	指 数	世 帯 数	指 数	世 帯 数	指 数
H16	430	151.9	10,090	96.3	998,887	95.9
H17	283	100.0	10,483	100.0	1,041,557	100.0
H18	296	104.6	10,854	103.5	1,075,824	103.3
H19	309	109.2	11,093	105.8	1,105,274	106.1
H20	314	111.0	11,371	108.5	1,148,766	110.3
H21	348	123.0	12,373	118.0	1,274,239	122.3
H22	388	137.1	13,601	129.7	1,410,063	135.4
H23	394	139.2	13,667	130.4	1,498,375	143.9
H24	374	132.2	13,224	126.1	1,578,628	151.6
H25	344	121.6	13,018	124.2	1,599,264	153.5
H26	335	118.4	13,105	124.6	1,618,817	155.4

* 保護停止中を含む。

* 指数は、市町村合併により管内が9町村となったH17年度を100とした(以下同じ)。

* 管内値：『福祉行政報告例』，福島県値・全国値：厚生労働省『生活保護速報』

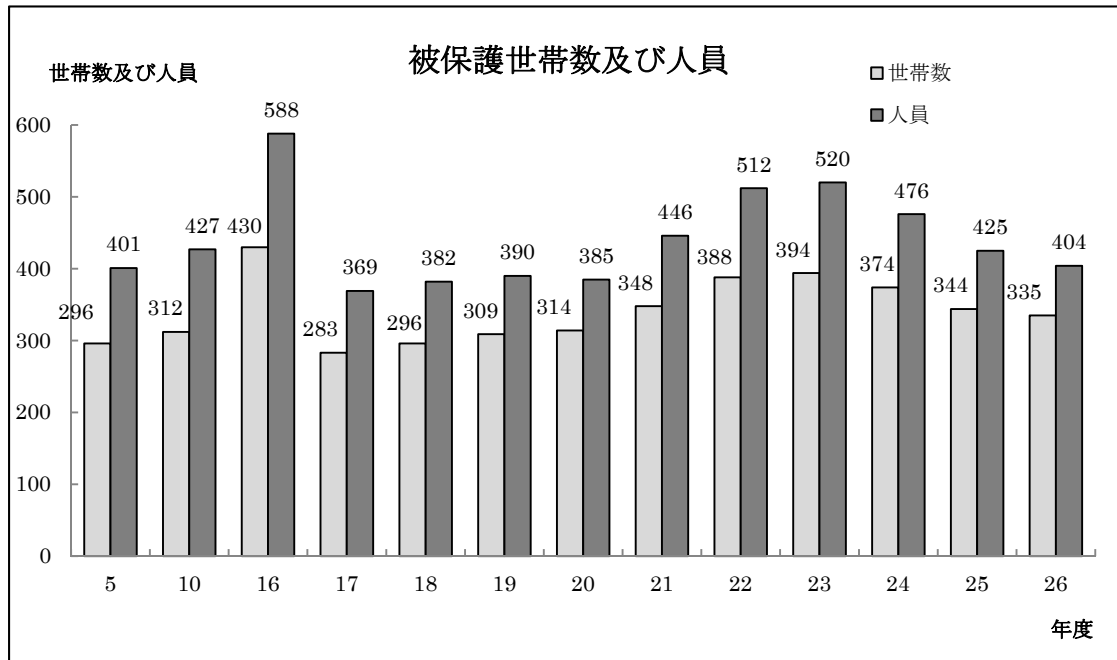
(2) 被保護人員の状況

管内の被保護人員は、平成 17 年の市町村合併後は微増が続いた後、平成 21 年から大きく増加しました。平成 24 年度以降は、震災復興による雇用改善に伴う就労自立等により減少傾向が続いています。

(管内：各年度 3 月分，県：平成 25 年度以降は 3 月分，それ以前は年度平均，
全国：平成 25 年度以降は 1 月分，それ以前は年度平均)

区分 年度	管 内		福 島 県		全 国	
	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
H16	588	159.3	14,259	97.0	1,423,388	96.4
H17	369	100.0	14,697	100.0	1,475,838	100.0
H18	382	103.5	15,013	102.1	1,513,892	102.6
H19	390	105.7	15,192	103.4	1,543,321	104.6
H20	385	104.3	15,417	104.9	1,592,625	107.9
H21	446	116.8	16,857	114.7	1,827,652	123.8
H22	512	138.8	18,635	126.8	1,998,975	135.4
H23	520	140.9	18,569	126.3	2,091,902	141.7
H24	476	129.0	17,411	118.5	2,161,053	146.4
H25	425	115.2	16,892	114.9	2,168,008	146.9
H26	404	109.5	16,797	114.1	2,170,242	147.1

* 保護停止中を含む。



(3) 保護率の状況

管内の保護率は、平成 23 年度までは増加傾向にあったが、それ以降は震災復興による雇用改善に伴う就労自立等により減少傾向が続いています。県及び全国と比較すると、管内の保護率はかなり低くなっています。

(管内：各年度 3 月分，県：平成 25 年度以降は 3 月分，それ以前は年度平均，全国：平成 25 年度以降は 1 月分，それ以前は年度平均)

区分 年度	管内 ‰	福島県 ‰	全国 ‰
H 5	2.4	4.0	7.1
H10	2.6	4.5	7.3
H16	3.9	6.8	11.1
H17	3.8	7.0	11.6
H18	3.9	7.2	11.8
H19	4.0	7.3	12.1
H20	4.0	7.5	12.5
H21	4.7	8.3	14.3
H22	5.5	9.2	15.7
H23	5.7	9.3	16.3
H24	5.3	8.9	16.9
H25	4.8	8.7	17.0
H26	4.6	8.7	17.1

* 保護停止中を含む。

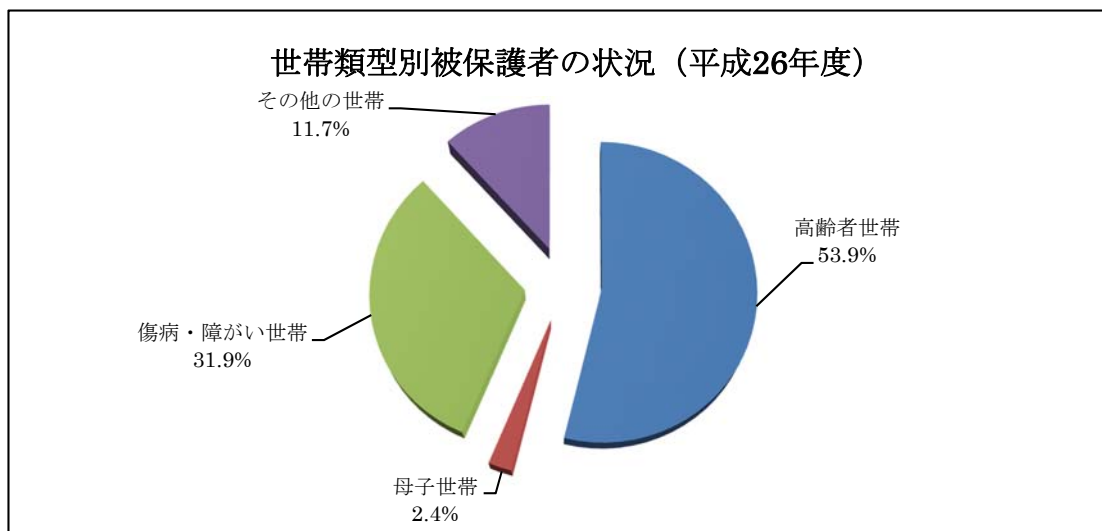
(4) 世帯類型別保護世帯の状況

管内を世帯類型別でみると、高齢者や傷病・障がい世帯の割合が高くなっていますが、母子世帯の割合は県及び全国より小さくなっています。「その他の世帯」は、21年度以降に増加しましたが、平成24年度後半からは減少傾向にあります。

(管内：各年度3月分，県：平成27年3月分，全国：平成27年1月分)

区分 年度	被保護 世帯総数		高齢者世帯		母子世帯		傷病・障がい者 世帯		その他の世帯	
	世帯数	構成	世帯数	構成	世帯数	構成	世帯数	構成	世帯数	構成
H16	430	100	192	44.7	9	2.1	180	41.9	49	11.4
H17	* 283	100	118	41.7	7	2.5	133	47.0	25	8.8
H18	295	100	133	44.9	7	2.4	129	43.6	27	9.1
H19	308	100	146	47.2	7	2.3	131	42.4	25	8.1
H20	312	100	157	50.3	7	2.2	127	40.7	22	7.1
H21	347	100	167	48.1	8	2.3	133	38.4	38	11.0
H22	388	100	182	46.9	14	3.6	143	36.6	50	12.9
H23	394	100	180	45.7	13	3.3	152	38.6	49	12.4
H24	374	100	179	47.9	12	3.2	119	31.8	64	17.1
H25	341	100	189	55.4	10	2.9	97	28.4	45	13.2
H26	332	100	179	53.9	8	2.4	106	31.9	39	11.7
県H26	13,001	100	6,433	49.5	519	4.0	3,912	30.1	2,137	16.4
国H26	1,610,680	100	765,735	47.5	109,337	6.8	456,229	28.3	279,379	17.3

- * 保護停止中の世帯を除く（現に保護を受けている世帯）。
- * 平成17年度の保護世帯数減少は、市町村合併による、須賀川市、田村市への移管による。
- * 管内値：『福祉行政報告例』，福島県値・全国値：厚生労働省『生活保護速報』



(5) 扶助別被保護人員の状況

各扶助別の構成比をみると、生活、医療扶助は8割を超えています。住宅扶助、教育扶助の受給割合が県及び全国と比べ低いものの、高齢化の進展等により介護扶助及び医療扶助の受給割合は県及び全国を上回っています。

(管内：各年度3月分，県：平成27年3月分，全国：平成27年1月分)

区分 年度	保護 人員	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助	
		人員	構成	人員	構成	人員	構成	人員	構成	人員	構成
H16	588	496	84.4	284	48.3	38	6.5	60	10.2	517	87.9
H17	*369	302	81.8	171	46.3	20	5.4	43	11.7	324	87.8
H18	382	318	83.2	170	44.5	21	5.5	49	12.8	329	86.1
H19	390	328	84.1	184	47.2	20	5.1	59	15.1	327	83.8
H20	385	315	81.8	194	50.4	15	3.9	64	16.6	312	81.0
H21	446	373	83.6	233	52.2	26	5.8	69	15.5	359	80.5
H22	512	450	87.9	297	58.0	39	5.8	77	15.0	406	79.3
H23	520	443	85.2	288	55.4	35	6.7	81	15.6	432	83.1
H24	476	387	81.3	261	54.8	26	5.5	79	16.6	426	89.5
H25	422	345	81.8	223	52.8	20	4.7	74	17.5	382	90.5
H26	404	327	81.5	214	53.4	18	4.5	78	19.5	365	91.0
県H26	16,797	14,990	89.2	12,718	75.7	903	5.4	2,685	16.0	14,216	84.6
国H26	2,170,242	1,961,986	90.4	1,851,192	85.3	148,636	6.8	316,702	14.6	1,774,840	81.8

* H26年度以降の人員は、国の生活保護速報に倣って、保護停止中を含める。

(6) 保護開始・廃止世帯数の状況

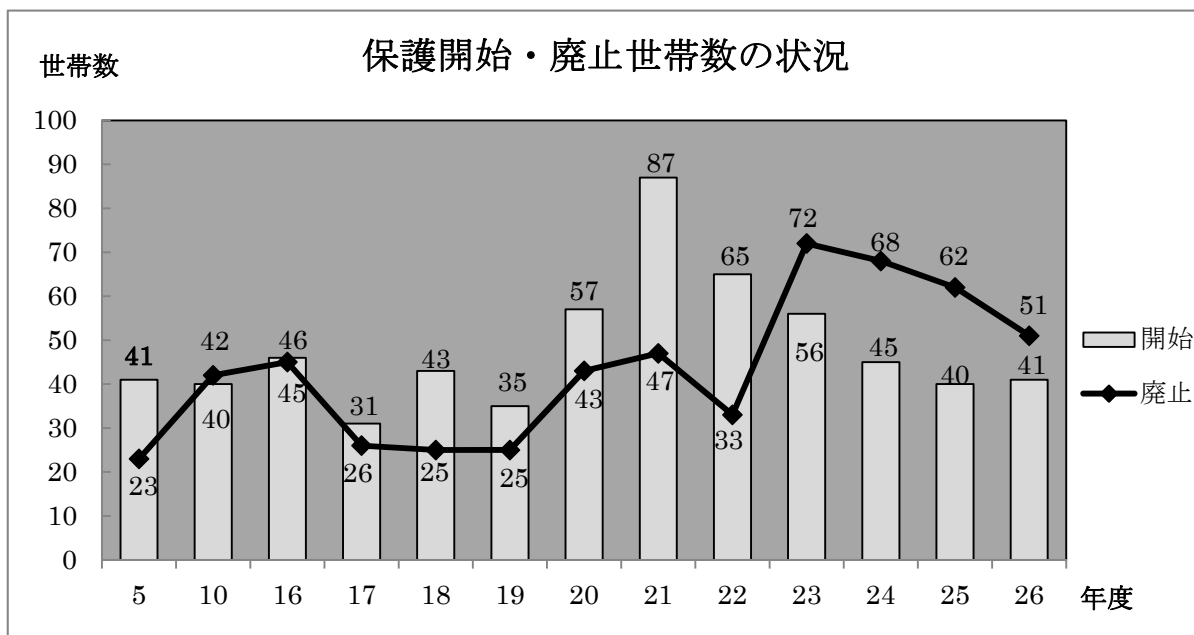
保護開始件数は、平成17年度市町村合併に伴い減少しましたが、景気後退、雇用情勢の悪化の影響もあり、平成21、22年度以降は、かなりの件数に上りました。その後平成23、24年度からは少しずつ減少に転じています。

廃止件数でも、平成24年度以降は同じ水準で推移しています。震災後の義援金の影響や、最近の就労自立の増加傾向が見受けられます。

(管内年度合計)

区分 年度	開 始 世 帯 数		廃 止 世 帯 数	
	管 内	県	管 内	県
H16	46	1,639	45	1,186
H17	31	1,505	26	1,148
H18	43	1,539	25	1,214
H19	35	1,406	25	1,194
H20	57	1,797	43	1,341
H21	87	2,681	47	1,356
H22	65	2,562	33	1,415
H23	56	1,876	72	2,684
H24	45	1,519	68	1,684
H25	40	1,551	62	1,662
H26	41	1,752	51	1,670

(葬祭扶助のみ開始・廃止を除く)



(7) 管内町村別の保護の状況 (平成 27 年 3 月分)

区分 町村名	被保護 世帯数	被保護 人員	保護率 (%) (H27.4 人口比)	保護の種類別(単位;人)						昨年度 同時期 保護率 増減
				生活 扶助	住宅 扶助	教育 扶助	介護 扶助	医療 扶助	生業 扶助	
鏡石町	61	83	6.9	68	60	9	10	68	1	6.9 -0.3
天栄村	11	12	2.1	8	3	0	3	9	0	2.4 -0.3
石川町	70	79	4.7	59	43	2	16	69	0	4.2 +0.5
玉川村	21	32	4.7	29	16	3	6	29	1	5.3 -0.6
平田村	24	29	4.5	26	7	0	9	25	0	4.1 +0.4
浅川町	31	34	5.2	27	16	0	5	33	0	6.4 -1.2
古殿町	26	29	5.3	24	9	0	4	29	0	4.3 +1.0
三春町	36	40	2.3	31	24	0	11	39	0	2.3 0.0
小野町	55	66	6.4	55	36	4	14	64	3	7.4 -1.0
計	335	404	4.6	327	214	18	78	365	5	4.8 -0.2

* 保護世帯数、人員には、停止中3ケースも含む。

第3 健康増進課の業務

1 健康づくりの推進

県民の「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を基本目標として策定された「第二次健康ふくしま21計画」に基づき、県民健康づくり運動の総合的推進を図っていきます。

特に、働き盛りの世代を中心とした生活習慣病を予防するため、地域保健と職域保健が連携した対策を推進する必要があります。また、生活習慣の改善につながる健康情報の提供や、飲食店や給食施設等、食を提供する施設における食環境の整備を進めていくことが重要となっています。

(1) 地域・職域連携推進事業

「第二次健康ふくしま21計画」の目標を達成するため、平成25年度に作成した5か年計画に基づき、地域保健と職域保健の連携による健康づくり事業を推進しています。特に県中圏域の重要な健康課題である高血圧対策として、減塩をメインテーマに掲げ、取り組んでいます。

ア 地域保健と職域保健の連携推進のための検討

・ 県中圏域地域・職域連携協議会の開催 2回

イ 定期健康情報「健康はなまるだより」の発行 3回

ウ 事業主向け講習会の開催 1回

期日・場所：平成26年12月2日 県中保健福祉事務所

参加者：県中圏域事業所の事業主等 40名

内容：①報告「県民の健康の現状について」

②講演「サイレントキラー（沈黙の殺人者）といわれる高血圧症とは？」

③説明・紹介「高血圧予防の取組みについて」

エ 事業所における出前講座「健康はなまる講座」の開催 8回

オ 県中圏域地域・職域連携協議会構成機関の会議等での情報提供 1回

カ キャッチコピー「みんなで減塩、健康ライフ」の普及

(2) 喫煙対策（受動喫煙防止）事業

喫煙は、各種がんや循環器疾患・呼吸器疾患等様々な疾病の誘因の一つとなります。中でも、非喫煙者にとっての受動喫煙や未成年者の喫煙は、特に健康に悪影響を及ぼします。

このため、禁煙対策、分煙対策、防煙対策を推進しています。

ア 「世界禁煙デー及び禁煙週間」

(ア) 当所作成チラシの配布 13か所

(イ) 禁煙週間ポスターの掲示 15か所

(ウ) ホームページへの情報掲載

(エ) 禁煙相談

イ 禁煙の害及び受動喫煙防止対策についての普及啓発

(ア) 県中圏域地域・職域連携推進事業での情報提供 3回

(イ) 特定給食施設等講習会での情報提供 1回

ウ 受動喫煙防止対策推進事業（創意事業）

特定建築物である施設及びうつくしま健康応援店に通知し、調査申込みのあった3か所で喫煙所内外の空気環境測定を行い、測定結果に基づき、効果的な受動喫煙防止対策について指導助言を実施しました。

エ 禁煙相談の実施

（ア）相談件数

電話相談 : 22件

（イ）ホームページへの掲載

(3) 健康増進事業技術的助言の実施

健康ふくしま21計画及びがん対策推進計画を推進するため、福島県生活習慣病検診等管理指導協議会の提言や既存の統計資料等を踏まえ、市町村の健康増進事業が効果的に推進されるよう市町村に対し技術的助言を行っています。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施件数	2町村	4町	4市町村	3市町村

(4) 「健康長寿」啓発活動事業

がんを含む生活習慣病を予防するため、「みんなで減塩、健康ライフ」というキャッチフレーズを掲げ、さらに啓発用マグネットを作成・配布し、地域住民への高血圧予防の普及啓発を行っています。

・「みんなで減塩、健康ライフ」のマグネット作成 1,000枚

(5) 市町村健康づくり推進協議会への出席

市町村が設置する健康づくり推進協議会において、健康づくり対策についての助言をしています。

・出席回数：延12回（8市町村）

(6) 食育推進支援事業

ア 「ふくしまのおいしい『食』で元気になろう食育プロジェクト」

未就学児の子どもを持つ親への食育推進の手段を検討するために、食育に関するアンケートを実施し、さらに、ワークショップを開催し、食育関連事業の推進に活用しています。

（ア） 「食育に関するアンケート」の実施

対 象 者：1歳6か月児及び3歳児を持つ親

実施方法：県中圏域市町村における乳幼児健診時にアンケートを実施

実施期間：12月～ 2月

内 容：子どもの食習慣や生活習慣に関する意識及び現状や、福島県の健康状況等の認識についての調査

（イ） 県中圏域ふくしまのおいしい『食』で元気になろうワークショップ

開催期日：平成27年3月4日

参 加 者：県中圏域市町村栄養担当者

内 容：「未就学の子どもの持つ親への効果的な食育アプローチ」

イ 食育月間の取組み

「うつくしま健康応援店健康情報だより」及び「はなまるだより」へ記事を掲載

し周知を図っています。

(7) 食環境整備推進事業

ア ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業

食育推進の観点から保健福祉事務所・農林事務所・教育事務所等関係機関が連携し、家庭・学校・地域が一体となって地域における食育推進体制を構築し、「元気なふくしまっ子」が育つ食環境整備を推進しています。

(ア) 県中圏域子どもの食を考えるネットワーク会議

《第1回》

開催期日：平成26年7月16日

出席者数：36名

内 容：① 「ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業」事業概要について
②本県における食に関する課題について
③平成26年度「ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業」取組計画について
④情報提供『福島の子どもたちの危機～今こそ肥満児ゼロを目指した地域を挙げての取組を！～』
⑤情報交換

《第2回》

開催期日：平成27年3月17日

出席者数：29名

内 容：①「ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業」取組状況について
②平成26年度各構成機関の食育推進事業等における活動状況について
③情報提供『学校における食育の推進について』
④平成27年度事業計画について

(イ) 県中管内保育所を対象とした食の指導者育成研修会

開催期日：平成26年8月8日

参加人数：31施設 37名

内 容：①説明「ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業について」
②講 話「食育計画実施における評価方法について」
③意見交換「自園の食育計画の評価方法について」

(ウ) 地域の子育て食環境支援事業の運営調整・指導助言

県中管内の保育所、幼稚園、認定こども園等に本事業の周知を図っています。

(エ) 福島県食育応援企業等におけるスリムアップイベント

開催期日：平成26年9月28日

場 所：酪王乳業（株）大槻工場

参 加 者：408名

内 容：酪王乳業（株）主催の「酪王まつり」で、体験型の4つの食育ブースを設置し、スタンプラリー形式で実施。
①「そのまんまお弁当カード」を使ってお弁当づくりシミュレ

ーション

- ② 食材のにおい当てゲーム
- ③ お野菜さわってゲーム
- ④ 理想のおやつを考えよう！

スタッフ：県中保健福祉事務所職員2名、福島県栄養士会栄養士7名

イ 健康ふくしま21推進食環境整備事業

飲食店等に対し、個人が望ましい食生活を選択し実践できるよう、メニューの栄養成分表示や健康に配慮した食事の提供に取り組んでもらうことで、安心して外食を楽しむことのできる食の環境整備を図るため、市町村、食生活改善推進員等の協力を得ながら事業を実施しています。

(ア) 事業の周知・普及と応援店の広報について

- a 所ホームページによる事業の周知
- b 「うつくしま健康応援店だより」の発行 3回 延291店舗

(イ) うつくしま健康応援店の登録

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
店舗数(累計)	81	87	91	95	99	100
内						
新規	4	7	8	5	5	3
取消等	6	1	4	1	1	2

(ウ) うつくしま健康応援店実態調査

調査実施店舗数：94店舗

(26年度新規登録店の3店舗、震災による休止中の1店舗、夏営業の2店舗を除いて実施。)

(エ) 情報提供・相談 11件

(8) 特定給食施設等管理事業

健康増進法に基づき、給食を通して喫食者の健康増進を図ることを目的に、巡回指導及び講習会を実施しています。

ア 給食施設数及び栄養士配置状況

区分	平成25年度			平成26年度		
	給食施設数	栄養士配置施設数(配置率)	県内栄養士配置率(%)	給食施設数	栄養士配置施設数(配置率)	県内栄養士配置率(%)
特定給食施設	82	67(81.7%)	82.3	89	73(82.0%)	81.6
小規模特定給食施設	92	54(58.7%)	55.1	95	57(60.0%)	54.8
合 計	174	121(69.5%)	68.8	184	130(70.7%)	68.2

* 特定給食施設：1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設
 小規模特定給食施設：1回 20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設

イ 巡回指導・書面指導による給食施設の状況(評価)

喫食者の健康の維持・増進のため、特定給食施設等において、栄養管理基準に基づく適正な食事が提供されているかを、栄養管理点検票により評価しています。

また、健康に配慮した食事の提供と食品安全対策についても評価し、毎年度の推移を確認しています。

(平成26年度)

施設の種類	施設数	実施設数	指導率(%)	総合評価			食品安全対策			健康に配慮した食事の提供		
				A	B	C	A	B	C	A	B	C
学 校	49	49	100.0	47	2	0	48	1	0	47	2	0
病 院	11	11	100.0	11	0	0	11	0	0	11	0	0
介護老人保健施設	9	8	88.9	8	0	0	8	0	0	8	0	0
老人福祉施設	41	39	95.1	36	3	0	38	1	0	36	3	0
児童福祉施設	35	35	100.0	35	0	0	35	0	0	35	0	0
社会福祉施設	7	7	100.0	7	0	0	7	0	0	6	1	0
事業所	17	17	100.0	15	2	0	15	2	0	13	3	1
寄宿舎	3	3	100.0	3	0	0	3	0	0	3	0	0
一般給食センター	2	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	10	10	100.0	9	1	0	9	1	0	9	1	0
合 計	184	179	97.3	171	8	0	174	5	0	168	10	1
改善 状況	平成26年度評価 (%)			95.5	4.5	0.0	97.2	2.8	0.0	93.9	5.6	0.5
	平成25年度評価 (%)			94.8	4.6	0.6	97.1	2.9	0.0	91.4	6.9	1.7
	平成24年度評価 (%)			94.7	4.1	1.2	92.9	5.3	1.8	97.6	1.8	0.6

(評価の判定) A: おおむね良好 B: 少し改善が必要

C: 早急に改善するために保健所の指導が必要

ウ 講習会・個別相談件数

- ・特定給食施設等講習会 4回 148施設 延205名
- ・個別相談 152件

(9) 国民健康・栄養調査

- ア 対象 1地区 三春町 24世帯 100名
- イ 身体状況調査 88名
- ウ 栄養摂取状況調査 24世帯
- エ 生活習慣調査 78名
- オ 血液検査 51名

(10) 市町村栄養改善事業

- ア 管内市町村栄養改善事業担当者会議の開催
 - ・1回 10市町村 19名
- イ 平成25年度に実施した「市町村栄養食生活事業の実態調査」結果から見えてきた課題についての検討会
 - ・1回 10市町村 17名

(11) 災害時における栄養・食生活支援

- ア 平成24年度に作成した「災害時に困らないための食の備え」のリーフレットの周知 回数5回
- イ 「災害時に困らないための食の備え」のリーフレットのホームページ掲載

(12) 地区組織(食生活改善推進員)育成支援事業

当管内市町村における食生活改善推進員の組織はボランティア化が進み、自主性

のある組織運営が求められていることから、市町村を通して会員増、組織強化に向けた支援を行っています。

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会員数	400名	397名	359名	372名	365名

・研修会 1回 60名、講演 1回 134名

(13) その他の事業

ア 特別用途食品許可事務及び栄養表示基準制度等普及啓発事業

特別用途食品の申請事務指導、栄養表示に関する指導及び誇大広告防止に関する指導を随時行っています。

・指導、相談等 6業者 6食品 延12回

イ 栄養指導事業 個別 4名、 集団 3回 139名

ウ 栄養士・管理栄養士免許申請等事務 申請等 65件、 相談等 延 17名

2 歯科保健対策の推進

地域住民が歯の健康を保ち、生涯自分の歯で食べる楽しみを持つなどの質の高い生活を送るためには、ライフステージに応じ、具体的な目標を掲げた歯科保健計画を立て、関係機関との連携のもと、推進していく必要があります。

(1) ヘル歯ーケア推進事業

口腔のケアの自立と介護者による援助を支援するため、口腔保健指導の必要な在宅療養児者及び障がい児者施設の入所者、職員等に対し、口腔のケアの助言指導を行っています。

口腔保健指導実施状況（平成26年度）

○ 在宅療養者

訪問指導実施者数（延べ）		
難病患者	心身障がい児・者	その他
1名	2名	0名

○ 施設入所者・通所者

訪問回数		指導実施者数	
実	延べ	実	延べ
8施設	10回	178名	178名

(2) 市町村歯科保健強化推進事業

地域特性に応じた支援体制の構築を図り、市町村における歯科保健対策の充実を図ることができるよう支援を行っています。

ア 市町村歯科保健強化推進研修会の開催 1回 45名

イ 市町村歯科保健強化推進検討会の開催 1回 14名

(3) 地域歯科保健活動推進事業

歯科・口腔に関する地域住民の健康の保持及び増進を推進することを目的に事業を行っています。

ア 市町村への技術的支援の実施 4回

イ 歯科健康教育の実施 11回 701名

(4) 幼児う蝕予防対策推進事業

1歳6ヵ月児健康診査後に、う蝕ハイリスク児等へのフォローアップ事業を実施して

いない市町村に対して、乳歯う蝕の予防を目的にフォローアップ事業及び検討会を行っています。

- ・ 幼児う蝕予防対策フォローアップ事業 6回 80名
- ・ 幼児う蝕予防対策検討会 1回 9名

(5) 歯科保健思想の普及啓発

- ア 歯と口の健康週間の周知
- イ 歯っぴいライフ8020運動の周知

3 原爆被爆者対策の推進

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、各種手当等の支給を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図っています。

(1) 被爆者健康手帳所持者 7名（平成27年3月末日現在）

(2) 原子爆弾被爆者健康診断

定期健康診断は年2回（6月、11月）、がん検診は年1回（11月）実施しています。

- ア 原子爆弾被爆者健康診断実施人数

平成26年 6月 一般検査	1名
平成26年11月 一般検査	2名、がん検診
	1名
- イ 被爆二世健康診断実施人数

平成27年 2月	1名
----------	----

(3) 原子爆弾被爆者各種手当支給 (平成26年度)

手当の種類	支給要件	人数
健康管理手当	造血機能障害等の11障害を伴う疾病にかかっている被爆者に支給。	5名
葬祭料	被爆者が死亡した時、葬祭を行う方に支給。	0名

4 難病対策の推進

(1) 特定疾患治療研究事業及び難病法に基づく新たな医療費助成制度

特定疾患治療研究事業は、原因が不明で治療方針が未確立であり、かつ、生活面への長期にわたる支障がある56疾患を対象としていましたが、平成27年1月1日より難病の患者に対する医療等に関する法律が施行されたことに伴い（5疾病を残して）、新たな医療費助成制度（特定医療費支給認定）に移行し、対象疾病（指定難病）数も110に増えています。

ア 特定疾患治療研究事業及び特定医療費支給認定の対象患者承認数（P80～81参照）

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (概数)
承認者数	1,213	1,397	1,379	1,386	1,467	1,451

イ 指定医療機関と指定医

指定難病の患者に医療を提供する医療機関（薬局、訪問看護ステーション含む）や臨床調査個人票を作成する医師は、予め申請により都道府県の指定を受けることとなっています。

(ア) 医療機関に対する説明会の開催

開催期日：平成26年10月20日

内 容：難病患者に対する医療費助成制度に関する事務説明

参加者数：93施設 112名

(イ) 指定医療機関の申請

申請件数：164件（病院又は診療所84件、薬局69件、訪問看護ステーション11件）

(ウ) 指定医の申請

申請件数：108件

(2) 難病在宅療養者支援体制整備事業

長期療養を続ける在宅難病患者の日常生活動作（ADL）の程度や病態等に応じた保健・医療・福祉サービスの提供等の適切な支援を行うことにより、患者及び家族の生活の質の向上を図っています。

ア 難病患者地域支援連絡調整事業

(ア) 難病患者地域支援連絡会議

開催回数：開催なし

《 開催状況 》

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
回 数	1	1	1	0
参集者数	41	44	28	

(イ) 難病患者地域支援連絡会議検討部会

開催回数：開催なし

(ウ) 難病患者在宅ケア調整会議

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実1件、延1件	実2件、延2件	0件	0件
対象疾患：神経系疾患	対象疾患：神経系疾患		

当所の難病患者ケア調整会議は開催せず、関係者打ち合わせや介護保険法に基づくサービス担当者会議で検討を行っています。

- ・関係者打合せ会 1回
- ・他機関が主催する地域ケア会議への出席 3回

イ 相談指導事業

電話、来所相談、家庭訪問等により、療養生活に関するサービス等の情報提供を随時行い、療養生活を支援しています。

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
家庭訪問件数	56	51	15
来所相談件数	1,958	2,240	2,915
電話相談件数	892	815	2,201

ウ 医療相談事業

神経難病の疾患を中心に、患者や家族に対して、難病に関する専門医師等による医療及び療養生活に係る相談や助言等を行い、疾病に対する不安の軽減や患者・家族の交流を深めることを目的に実施しています。

《平成26年度実施状況》

在宅神経難病患者・家族等を支える療養支援体制整備に向け、疾病等に対する不

安の軽減、患者・家族の生活の質の向上を図ることを目的に、管内3方部（須賀川、田村、石川）で実施しています。

また、各関係者の資質向上のため、訪問介護事業所、訪問看護ステーション等の支援者にも案内し、研修の場としても活用できるようにしています。

対象疾病：筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病関連疾患、脊髄小脳変性症、多系統萎縮症

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開 催 回 数	3回	3回	3回
出 席 者	患者等 26名 関係者 26名	患者等 28名 関係者 38名	患者等 51名 関係者 25名

エ 訪問診療事業

理学療法士が患者宅を訪問し、患者や家族の相談を行っています。

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	1	1	0
件 数	1	2	0

オ 難病患者支援職員研修会の開催

難病患者の支援関係職員がパーキンソン病についての理解を深め、日常の業務で直面する課題を踏まえた適切な支援ができるよう資質の向上を図るとともに、地域における支援体制整備の一助とすることを目的に開催しています。

・開催回数 1回 参加者数 71名

(3) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業

人工呼吸器を使用している難病患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施しています。

年 度	患者数	訪問看護ステーション数	訪問看護の回数
平成22年度	3	5	348
平成23年度	2	4	285
平成24年度	4	5	336
平成25年度	4	5	344
平成26年度	2	5	307

(4) 在宅重症難病患者一時入院事業（平成25年度開始事業）

在宅重症難病患者の介護の負担軽減を図るため、家族等の休息（レスパイト）又は、事故等の理由により、在宅での介護が一時的に困難になった患者を一時入院させ、患者の安定した療養生活の確保とその介護者の福祉の向上を図ることを目的に実施しています。

年 度	平成25年度	平成26年度
利 用 患 者 数	2名	0名
管内の契約医療機関数	3病院	3病院

1. 管内特定医療費支給認定対象患者承認者数

概数 (平成27年3月31日現在)

	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	計
1 球脊髄性筋萎縮症	2				2	1						5
2 筋萎縮性側索硬化症	3	2				1	1	1	1	2	2	13
3 脊髄性筋萎縮症												0
4 原発性側索硬化症												0
5 進行性核上性麻痺	1	1									1	3
6 パーキンソン病	55	35	14	7	14	7	2	11	3	13	11	172
7 大脳皮質基底核変性症	2	2									1	5
8 ハンチントン病												0
9 神経有棘赤血球症												0
10 シャルコー・マリー・トゥース病												0
11 重症筋無力症	18	4	2		2	2	1			1		30
12 先天性筋無力症候群												0
13 多発性硬化症/視神経脊髄炎	19	8	3		4				4		2	40
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	2				1	2	1			1		7
15 封入体筋炎												0
16 クロウ・深瀬症候群												0
17 多系統萎縮症	5	1	1		2		3		1	5		18
18 脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く)	11	11	2	1	1		4	1	1	10	4	46
19 ライソゾーム病												0
20 副腎白質ジストロフィー												0
21 ミトコンドリア病	1	1			1							3
22 もやもや病	15	6	1		7		2	2	2	5	2	42
23 プリオン病												0
24 亜急性硬化性全脳炎	1											1
25 進行性多巣性白質脳症												0
26 HTLV-1関連脊髄症												0
27 特発性基底核石灰化症												0
28 全身性アミロイドーシス	3											3
29 ウルリッヒ病												0
30 遠位型ミオパチー												0
31 ベスレムミオパチー												0
32 自己食空胞性ミオパチー												0
33 シュワルツ・ヤンベル症候群												0
34 神経線維腫症	2	1								1	1	5
35 天疱瘡	6	2								1		9
36 表皮水疱症					1					1		2
37 膿疱性乾癬 (汎発型)	1											1
38 ステューヴンス・ジョンソン症候群												0
39 中毒性表皮壊死症												0
40 高安動脈炎	3			1	1				2		1	8
41 巨細胞性動脈炎												0
42 結節性多発動脈炎	2	2		2	1			1		1	1	10
43 顕微鏡的多発血管炎	5	7			2			1			1	16
44 多発血管炎性肉芽腫症	1	1								1		3
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症												0
46 悪性関節リウマチ	8	3	4		1						3	19
47 バージェー病	2	4	1	1	3	1			2	1	1	16
48 原発性抗リン脂質抗体症候群												0
49 全身性エリテマトーデス	37	18	9	2	9		3	4	1	6	5	94
50 皮膚筋炎/多発性筋炎	16	7	1		8	1	1	1		4	3	42
51 全身性強皮症	16	3	4		3	1	2		1	2	1	33
52 混合性結合組織病	13	8	2	1	1	3				4		32
53 シェーグレン症候群												0
54 成人スチル病												0
55 再発性多発軟骨炎												0
56 ベーチェット病	14	5	5	1	3	4	1	1		7	3	44
57 特発性拡張型心筋症	24	9	6		2	2	3	1		3	6	56
58 肥大型心筋症	2	1			2	2	1					8
59 拘束型心筋症												0
60 再生不良性貧血	3	4	1					1		1		10
61 自己免疫性溶血性貧血												0
62 発作性夜間ヘモグロビン尿症												0
63 特発性血小板減少性紫斑病	23	11	4	2	6	2	2	1	2	5	1	59
小計	316	157	60	18	77	29	27	26	16	79	50	855

	須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	計	
64	血栓性血小板減少性紫斑病											0	
65	原発性免疫不全症候群	1	1							1		3	
66	IgA腎症											0	
67	多発性嚢胞腎											0	
68	黄色靭帯骨化症	1	3		1	1			1	1	2	10	
69	後縦靭帯骨化症	30	8	4	2	7	2	2	2	2	1	65	
70	広範脊柱管狭窄症	1										1	
71	特発性大腿骨頭壊死症	5	3	3	2	3		3		6	4	29	
72	下垂体性ADH分泌亢進症		2			1						3	
73	下垂体性TSH分泌亢進症	1										1	
74	下垂体性PRL分泌亢進症	3										3	
75	クッシング病			1	1					2		4	
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	3										3	
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2										2	
78	下垂体前葉機能低下症	12	4	1		2	2			3	2	26	
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）											0	
80	甲状腺ホルモン不応症											0	
81	先天性副腎皮質酵素欠損症											0	
82	先天性副腎低形成症											0	
83	アジソン病											0	
84	サルコイドーシス	17	4	3		3	1	1		1	2	33	
85	特発性間質性肺炎	7	5			1		1			1	15	
86	肺動脈性肺高血圧症	3	2			1			1			7	
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症											0	
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2										2	
89	リンパ脈管筋腫症											0	
90	網膜色素変性症	15	10	6		6	3	6	2	1	8	59	
91	バッド・キアリ症候群		1									1	
92	特発性門脈圧亢進症											0	
93	原発性胆汁性肝硬変	13	6	2		6		2	4	2	6	45	
94	原発性硬化性胆管炎											0	
95	自己免疫性肝炎											0	
96	クローン病	20	17		2	2	4	2	2		4	57	
97	潰瘍性大腸炎	88	31	13	3	17	14	4	5	10	25	225	
98	好酸球性消化管疾患											0	
99	慢性特発性偽性腸閉塞症											0	
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症											0	
101	腸管神経節細胞僅少症											0	
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群											0	
103	CFC症候群											0	
104	コステロ症候群											0	
105	チャージ症候群											0	
106	クリオピリン関連周期熱症候群											0	
107	全身型若年性特発性関節炎											0	
108	TNF受容体関連周期性症候群											0	
109	非典型溶血性尿毒症症候群											0	
110	ブラウ症候群											0	
	小計	224	97	33	11	50	26	18	19	17	60	39	594
	合計	540	254	93	29	127	55	45	45	33	139	89	1,449

2. 管内特定疾患治療研究事業対象者承認数

1	スモン												0
2	難治性の肝炎のうち劇症肝炎												0
3	重症急性膵炎	1	1										2
4	プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植による クロイツフェルト・ヤコブ症に限る）												0
5	重症多形滲出性紅斑（急性期）												0
	合計	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

3. その他

	遷延性意識障がい者	1			1								2
	先天性血液凝固因子障害者	1	1				1				3	3	9
	在宅人工呼吸器使用特定疾患患者	1					1						2

（注）3月31日までに申請した患者を含む

V 生活衛生部の業務

第 1 医療薬事課の業務

第1-1 医事薬事チームの業務

1 医 務

高度化・多様化するニーズに応じた良質な医療サービスを県民が必要なときに適切に受けられる体制の確立を目指し、医療体制の整備、医療施設の監視・指導、許認可等を実施しています。

(1) 医療施設

(平成27年3月31日現在)

区分 市町村	病 院						診 療 所			歯 科 診 療 所	施 術 所	歯 科 技 工 所	助 産 所
	施 設 数	病 床 数					有 床		無床 施 設 数				
		精神	結核	感染症	療養	一般	施 設 数	病 床 数 一般 療養					
須賀川市	7	215		6	206	707	4	54		55	36	53	14
田 村 市	1					40	5	59	15	19	16	33	9
鏡石町										11	3	12	3
天栄村										5	2	2	2
岩瀬郡										16	5	14	5
石川町							1	8		10	8	15	3
玉川村										4	2	6	1
平田村	1				112	30				3	3	1	
浅川町										3	2	4	1
古殿町										2	2	1	
石川郡	1				112	30	1	8		22	17	27	5
三春町	1					86	1	19		11	6	14	2
小野町	1				59	60	2	36		6	4	8	2
田村郡	2				59	146	3	55		17	10	22	4
管内計	11	215		6	377	923	13	176	15	129	84	149	37

※ 施術所数：出張専門は含まず。

助産所数：同上

(2) 医療従事者数（総務企画課担当）

(平成24年12月31日現在)

区分 市郡名	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	歯 科 技 工 士	歯 科 衛 生 士
須賀川市	115	43	109	34	25	661	306	44	14
田 村 市	28	17	37	18	0	64	114	22	9
岩 瀬 郡	11	6	15	8	0	27	28	1	33
石 川 郡	24	22	40	20	0	74	130	14	5
田 村 郡	30	5	27	11	0	125	96	17	8
管 内 計	208	99	228	91	25	951	674	98	73

(3) 医療従事関係者・免許申請手続きについて

厚生労働大臣、都道府県知事の免許申請等の手続きを行っています。

ア 厚生労働大臣

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士

イ 都道府県知事

准看護師

※次に掲げる免許は、厚生労働大臣指定登録機関が申請窓口です。

歯科衛生士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、
柔道整復師、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、歯科技工士（※H27.6.1～）

(4) 医療監視実施状況

関係法令に適合しているか立入検査を実施し、適正な医療が提供されるよう指導しています。

(平成26年度)

病 院	診 療 所		施術所	歯科技工所	合 計
	一 般	歯 科			
11	30	15	9	2	67

2 救急医療（県中地域保健医療圏：郡山市含む）（平成27年3月31日現在）

救急患者の症状に適切に対応できるよう初期救急から第三次救急までの体系的な救急医療体制を整備しています。

(1) 初期体制（第一次）（入院を必要としない軽症者に対するもの）

ア 休日・夜間急患センター

名 称	所 在 地	開 設 者
郡山市休日・夜間急病センター	郡 山 市	郡山市
須賀川地方休日夜間急病診療所	須賀川市	須賀川地方保健環境組合
田村地方夜間診療所	田 村 市	田村市

イ 在宅当番医制

地 域 名	実施主体
郡 山 市	郡山医師会
田村市・田村郡	田村医師会
石 川 郡	石川郡医師会

(2) 第二次体制（入院を必要とする中等症・重症患者に対するもの）

ア 病院群輪番制

地 域 名	市 郡 名	参加病院数	参 加 病 院 名
郡 山	郡 山 市	6	今泉西病院・太田熱海病院・太田西ノ内病院 寿泉堂総合病院・総合南東北病院・星総合病院
	田 村 市		
	田 村 郡		
須賀川	須賀川市 岩 瀬 郡	3	池田記念病院・公立岩瀬病院・須賀川病院

イ 救急病院

市 郡 名	病 院 数	病 院 名
郡 山 市	7	今泉西病院・太田熱海病院・太田西ノ内病院 桑野協立病院・寿泉堂綜合病院・綜合南東北病院 星綜合病院
須賀川市 石川郡	4	公立岩瀬病院・独立行政法人国立病院機構福島病院 須賀川病院・ひらた中央病院

ウ 救急協力病院（診療所）

市 郡 名	医療機関数	医 療 機 関 名
郡 山 市	1	佐藤胃腸科外科病院
田村市・田村郡	2	町立三春病院・大方病院

(3) 第三次体制（生命の危機が切迫している重篤患者に対するもの）

救命救急センター

（財）太田綜合病院附属太田西ノ内病院（郡山市西ノ内二丁目5-20）

3 薬 事

(1) 薬事関係営業

薬事法に基づき、保健衛生の向上を図るため、医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器について、監視・指導を実施しています。

ア 薬事関係営業業者数

（平成27年3月31日現在）

区分	薬 局	医 薬 品						医 薬 部 外 品		化 粧 品		医 療 機 器					体 外 診 断 用 医 薬 品		販 再 生 医 療 等 製 品	
		製 造 販 売 業		製 造 業		卸 売 業	店 舗 販 売 業	配 置 販 売 業	製 造 販 売 業	製 造 業	製 造 販 売 業	製 造 業	製 造 販 売 業	製 造 業	修 理 業	販 売 高 度 管 理 機 器	販 売 管 理 機 器	製 造 販 売 業		製 造 業
		医 薬 品	薬 品	医 薬 品	薬 品															
市町村																				
郡 山 市	1	7	87	22				2	6	12	52	247	941	1	1			3		
須賀川市	31	5	3	5	1	10	5	1	2	1	3	2	34	154			1			
田村市	14					9	5	1	2	1	2	6	66							
鏡石町	4	2	1	2	1	2						2	26							
天栄村	2					1					1	1	5							
石川町	7	2		2		6			1	1	1	1	5	64						
玉川村	2					2					1		11							
平田村	1					2						2	7							
浅川町	2					1				1	1		1	14						
古殿町	1					2							1	10						
三春町	5					2							3	35						
小野町	2					2	1						2	37						
合 計	71	1	9	11	9	89	39	33	0	2	1	7	10	21	54	304	1,370	1	2	3

イ 薬局・医薬品等販売業等の許可等事務処理件数

(平成26年度)

区 分	新規	更新	書換 交付	再交 付	変更 届	休廃止 等 届	届出済 証交付	販売先 変 更	承 認	配 置 従事届
薬 局	3	4			243	3				
(薬局)医薬品製造販売業		1			6	1				
薬局製造販売医薬品製造業		1			6	1				
一 般 販 売 業										
卸 売 販 売 業	4	4	1		76	6				
薬 種 商										
特 例 販 売 業					1	2				
店 舗 販 売 業	1				42					
配 置 販 売 業	2	5			3	1				
配置身分証明書	19	37	5			27				112
高度管理機器販売業	23	23	6		203	17				
管理医療機器販売業	83				60	39	13			
合 計	135	75	12	0	640	97	13	0	0	112

ウ 医薬品等製造業等の許可等事務処理件数

(平成26年度)

区 分	新規	更新	区分 追加	区分 変更	書換 交付	変更 届	休廃 止届
医薬品製造販売業		1					
医薬品製造業	2	6			1	21	1
医薬部外品製造販売業							
医薬部外品製造業		1			1	8	
化粧品製造販売業							1
化粧品製造業	1	1			1	9	1
医療機器製造販売業	3	1				1	1
医療機器製造業	2	4			2	15	2
医療機器修理業	1	21	5		2	57	3
体外診断用医薬品製造販売業							
体外診断用医薬品製造業		1				2	
合 計	9	36	5		7	113	9

(2) 医薬分業

医薬分業の推進を図り、医薬品の適正で安全な使用と医療の質の向上を目指しています。

処方せんの発行及び応需状況

年 度	応需枚数	応需薬局数	発行医療機関数	処方せん受け取り率
平成16年	2,491,196	160	205	51.6
平成17年	2,719,415	165	205	51.7
平成18年	2,808,986	180	238	54.3
平成19年	2,927,405	181	249	55.9
平成20年	2,949,488	187	267	56.8
平成21年	2,942,933	180	277	58.3
平成22年	3,071,842	186	302	60.9
平成23年	3,136,955	187	325	63.7
平成24年	3,323,563	193	286	64.0
平成25年	3,205,681	199	286	68.3
平成26年	3,170,494	199	270	

(3) 血液確保

安全な輸血用血液を確保するため、献血の必要性について普及啓発に努めるとともに、事業所訪問や街頭献血キャンペーン等を実施し、血液の確保を支援しています。

また、骨髄バンクに対する県民への普及啓発を推進するとともに、献血併行型骨髄ドナー登録会を開催し、登録者の確保に取り組んでいます。

ア 献血実績

区 分	献 血 者 数 (人)				赤血球 換算数	達成率 (%)	
	200mL	400mL	成 分	計		献血者数	赤血球換算数
平成15年	2,503	3,546	723	6,577	-	81.5	-
平成16年	2,411	3,166	393	5,970	-	73.9	-
平成17年	2,224	3,648	139	6,011	-	97.3	-
平成18年	2,035	3,848	-	5,883	-	95.3	-
平成19年	1,469	4,344	-	5,813	10,157	96.2	96.8
平成20年	1,520	4,644	-	6,164	10,808	101.7	98.8
平成21年	1,410	4,324	-	5,734	10,058	95.1	91.1
平成22年	1,493	4,954	-	6,447	11,401	98.0	95.1
平成23年	1,387	4,403	-	5,790	10,193	84.6	82.0
平成24年	1,549	4,927	-	6,476	11,403	96.9	94.3
平成25年	1,125	5,099	-	6,224	11,323	96.1	97.0
平成26年	647	4,544	-	5,191	9,735	-	84.1

※平成26年度に指標が「献血者数」から「献血量」へ変更となった。

イ 愛の血液街頭献血キャンペーンの実施

(ア) 平成26年7月27日 (日)

イオンタウン須賀川、メガステージ須賀川

献血者数：94人

(イ) 平成26年7月25日 (金)

メガステージ田村、田村市役所

献血者数：104人

ウ 市町村別献血実績 (平成26年度)

区 分		須賀川市	田村市	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村
献 血 者	400ml 献血者数(人)	1,832	849	435	96	236	142
	200ml 献血者数(人)	251	81	44	32	59	16
	計	2,083	930	479	128	295	158
献血量(L) (A)		783.0	355.8	182.8	44.8	106.2	60.0
目標量(L) (B)		929.6	406.6	143.0	65.2	184.0	79.0
達成率(%) (A)/(B)		84.2	87.5	127.8	68.7	57.7	75.9
献血車1稼働当たり献血者数		38.6	38.8	39.9	32.0	29.5	31.6

区 分		平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町
献 血 者	400ml 献血者数(人)	104	169	145	310	226
	200ml 献血者数(人)	25	13	21	83	22
	計	129	182	166	393	248
献血量(L) (A)		46.6	70.2	62.2	140.6	94.8
目標量(L) (B)		72.4	72.0	57.6	192.4	112.0
達成率(%) (A)/(B)		64.4	97.5	108.0	73.1	84.6
献血車1稼働当たり献血者数		32.3	36.4	41.5	35.7	31.0

(4) 骨髄バンクドナー登録（平成26年度）

・受付件数：110名

4 毒物劇物

毒物及び劇物取締法に基づき、保健衛生上の危害を防止するため、製造業者、販売業者及び業務上毒物劇物を取扱う業者等の監視・指導を実施しています。

(1) 毒物劇物営業者数 (平成27年3月31日現在)

区分 市町村	製造業	輸入業	販 売 業			業務上取扱者			特定毒物 研究者
			一 般	農 業 用 品 目	特 定 品 目	電 気 メ ツ キ 業	金 属 熱 処 理 業	運 送 業	
郡山市	8	1	-	-	-	-	-	-	5
須賀川市		1	11	25	2	3	2		1
田村市			5	21					
鏡石町	1		3	2					
天栄村				2					
石川町			5	9					
玉川村			1	3					
平田村			2	2					
浅川町			2	2		1			
古殿町			1	2					
三春町	1		6	5					
小野町	1		2	4					
合 計	11	2	38	77	2	4	2		6

(2) 販売業者の登録等の処理件数 (平成26年度)

区 分	新 規	登録更新	登録票		変更届	責任者 変更届	廃 止
			書換交付	再交付			
販 一 般		3	1		4	4	3
売 農 業 用 品 目	8	2			13	9	9
業 特 定 品 目							
特定毒物使用者							
特定毒物研究者							
合 計	8	5	1	0	17	13	12

5 麻薬・覚せい剤・大麻・向精神薬

麻薬向精神薬取締法等関係法令に基づき指導取締を行っています。

(1) 麻薬取扱者数 (平成27年1月1日現在)

麻薬卸 売業者	麻薬小 売業者	麻薬施用者		獣医師	麻薬管 理者	麻薬 研究者	特定麻薬等原料 卸小売業者	合計
		医師	歯科医師					
4	167	849	36	26	73	4	14	1,173

(2) 免許申請等事務処理件数

(平成26年度)

区 分		新 規	書換交付	再交付	変 更	廃 止
麻 薬	卸 売 業 者					1
	小 売 業 者	11	6			9
	施 用 者	108	142	1		83
	管 理 者	9	3			9
	研 究 者	1				1
	特定麻薬等原料卸・小売業者				2	1
覚 せ い 剤	施 用 者	1	1			
	研 究 者					
	原 料 取 扱 者	3			2	2
	原 料 研 究 者	1				
大 麻 研 究 者						
向 精 神	製 造 製 剤 業 者					
	試 験 研 究 者		1			
	卸 業 者					
合 計		134	153	1	4	106

(3) 不正栽培けし抜去本数

334本

(平成26年度)

6 薬物乱用防止事業

麻薬・覚せい剤等の薬物乱用を防止するため、保護司・民生児童委員・薬剤師等からなる地区薬物乱用防止指導員協議会を中心に中・高・大学生のヤングボランティアの協力を得て啓発活動を実施しています。

(1) 626 ヤング街頭キャンペーン（4地区で実施）

郡山地区：ザ・モール郡山店 須賀川地区：イオンタウン須賀川

田村地区：メガステージ田村、リオン・ドール船引店

石川地区：県立石川高校前・学校法人石川高校前・県立小野高校平田校

(2) 薬物乱用防止教室

中学校数：3校（参加生徒数：187名）

高等学校数：2校（参加生徒数：1580名）、その他：4か所（参加者数：約200名）

第1-2 感染症予防チームの業務

1 感染症・感染症患者の発生状況

感染症対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）、福島県感染症予防計画及び福島県感染症対策マニュアルに基づき実施しています。

感染症法第6条に規定されている感染症は、発生動向を踏まえ随時改正されており、主な改正は次のとおりです。

- ・平成18年：結核が二類感染症に位置付けられ、これにより結核予防法が廃止。
- ・平成20年：鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加、感染症の類型に新型インフルエンザ等感染症を新設。
- ・平成23年：チングニア熱を四類感染症に、薬剤耐性アシネトバクター感染症を五類感染症（定点把握）に追加。
- ・平成25年：重症熱性血小板減少症候群（SFTS）を四類感染症に追加。
- ・平成27年1月：中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザ（H7N9）が二類感染症に追加。

また、平成26年8月には、四類感染症のデング熱が約70年ぶりに国内発生し、東京都近郊で流行したほか、西アフリカでのエボラ出血熱の流行等に伴い、国内における新興・再興感染症への対策強化が求められています。

なお、管内の平成26年（1月～12月）の感染症発生届出状況及び定点医療機関からの届出状況は下記のとおりです。

感染症分類	一～五類感染症（全数把握）*（平成26年）				定点把握（平成26年）	
	二類	三類	四類	五類	五類感染症	
疾病名	結核	腸管出血性大腸菌感染症	つつが虫病 レジオネラ症	侵襲性肺炎球菌感染症 侵襲性インフルエンザ菌感染症 梅毒 風しん 水痘（入院例）	(週報) 小児科定点（6か所） 3,320件 インフルエンザ定点 （10か所） 2,299件 眼科定点（1か所） 8件	(月報) 性感染症 （2か所） 58件
届出件数	13件 （LTBI 1件含む）	5件	3件	6件		

* 診断をした医師の所属する医療機関の最寄りの保健所に届出をすることとなっていますが、結核については患者の住所地の保健所において届出の受理をしています。

2 予防接種実施状況（定期）

予防接種は、予防接種法に基づき伝染の恐れのある疾病の発生、まん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として実施されており、定期予防接種は市町村長が行うこととされています。

平成25年4月1日に予防接種法の改正があり、定期予防接種はA類・B類に類型化され、平成26年10月1日からは水痘ワクチン及び高齢者の肺炎球菌ワクチンが定期接種（A類）に追加されまっています。また、平成27年3月27日に麻しんの国内排除認定を受けましたが、

今後も MR ワクチン 1 期・2 期接種の更なる接種率向上に向け、市町村と協力しながら
 予防接種の重要性について継続して周知する必要があります。

類型	対 象 疾 病
定期接種 (A 類疾病)	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、 麻しん、風しん、日本脳炎、結核、水痘、Hib 感染症、 小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症
定期接種 (B 類疾病)	季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症 (65歳以上の者もしくは60歳以上65歳未満の者であって心臓や免疫機 能等等に障害のある者)

【麻しん・風しん予防接種接種状況】 (平成25年度)

		麻しん風しんワク チン接種者数(人) (年度内接種者数)	麻しんワクチン 接種率 (%)	風しんワクチン 接種率 (%)
福島県	第1期	13,868	93.2	93.2
	第2期	15,909	91.6	91.6
県中管 内	第1期	1,503	91.2	91.1
	第2期	1,692	95.2	95.2
須賀川 市	第1期	589	91.7	91.7
	第2期	723	95.2	95.2
田村市	第1期	288	91.0	91.0
	第2期	270	95.6	95.6
鏡石町	第1期	101	88.1	88.1
	第2期	136	94.9	94.9
天栄村	第1期	31	116.1	116.1
	第2期	51	86.3	86.3
石川町	第1期	120	90.8	90.8
	第2期	101	100.0	100.0
玉川村	第1期	45	86.7	86.7
	第2期	72	95.8	95.8
平田村	第1期	60	75.0	75.0
	第2期	60	95.0	95.0
浅川町	第1期	40	125.0	125.0
	第2期	47	95.7	95.7
古殿町	第1期	39	89.7	89.7
	第2期	42	100.0	100.0
三春町	第1期	123	87.8	87.0
	第2期	108	91.7	91.7
小野町	第1期	67	85.1	85.1
	第2期	82	96.3	96.3

(※上記データは、「都道府県別麻しん・風しんワクチン接種対象群別結果(厚生労働省作成)」から引
 用。)

- *対象者 1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
 2期：5歳以上7歳未満の者で小学校就学の始期に達する日の1年前の日から
 当該始期に達する日の前日までの間にある者

3 結核予防対策

(1) 結核登録状況

平成26年末の登録者（潜在性結核を除く）37名中28名（75.7%）が、新登録者においては12名中10名（83.3%）が高齢者（65歳以上）であり、高齢者等のハイリスク層への結核対策を重点的に推進する必要があります。

また、治療中の者の確実な服薬のための支援や、患者との接触により結核にかかっていると疑われる者に対する健康診断（接触者健診）の推進など、リスクに応じた効率的な健康診断の強化が求められています。

（平成26年 ※なお、（ ）は潜在性結核感染症（LTBI）で別掲）

区分 市町村別	前年末現在 登録患者数	新規登録		登録除外数		年末現在 登録患者数
		新規	転入	登録除外	転出	
平成24年	36(6)	15(6)	0	19(2)	0	33(10)
平成25年	33(10)	19(7)	1	8(2)	1	44(15)
平成26年	44(15)	12(1)	3	20(3)	2	37(13)
須賀川市	20(12)	6(1)	1	9(2)	1	17(11)
田村市	3	3	0	3	0	3
鏡石町	3	0	0	2	0	1
天栄村	2	0	0	1	0	1
石川町	5	0	0	3	0	2
玉川村	(1)	0	0	0	0	(1)
平田村	1	1	0	0	0	2
浅川町	2	1	0	1	0	2
古殿町	1	0	0	0	0	1
三春町	6(2)	1	2	1(1)	1	7(1)
小野町	1	0	0	0	0	1

(2) 結核定期健康診断実施状況

結核の早期発見対策として行われてきた一律的・集団的な定期の健康診断は、罹患率の低下と患者数の減少により、平成17年4月1日に対象者の見直しが行われました。市町村の行う健康診断は65歳以上の者を対象に、また、学校、医療機関、老人保健施設、社会福祉施設の従事者は年1回の定期健康診断を実施しています。

なお、学校における定期の健康診断は、高校以降の生徒、学生に対し入学した年度に1回実施しています。

（平成26年度）

	事業所	学校（高校、 各種学校等）	施設入所者	一般住民	計
対象者	7,015	2,023	1,406	52,726	63,170
受診者	6,785	2,017	1,365	15,589	25,756
受診率	96.7%	99.7%	97.1%	29.6%	40.8%
間接撮影者数	2,319	1,949	209	11,808	16,285
直接撮影者数	4,460	68	1,156	3,781	9,465
喀痰検査者数	11	0	1	342	354
発見 患者	結核患者数	0	0	0	0
	発病の恐れがある者	0	0	0	0

(3) 接触者健診

結核患者が発生した場合、家族及び接触者の健康状況を確認するために、医療機関等において健康診断を実施しています。
(平成26年度)

対象者数	受診者数	受診率%	要医療	潜在性結核感染症	異常なし	経過観察
281	280	99.6%	3	4	209	64

(内訳)

	対象者数	受診者数	要医療	潜在性結核感染症	異常なし	経過観察
保健カード	55	55	2	4	17	32
QFT 検査	208	208	0	0	176	32
病状照会等	18	17	1	0	16	0

(4) 結核患者登録者に対する管理検診

結核治療終了者、治療放置及び病状不明者等の者に対して再発等がないか確認するため、健康診断を実施しています。
(平成26年度)

対象者数	受診者数	受診率%	要医療	発病の恐れのある者	異常なし	経過観察
83	80	96.4%	0	0	52	28

(内訳)

	対象者数	受診者数	要医療	発病の恐れのある者	異常なし	経過観察
保健カード	53	51	0	0	28	23
病状照会	30	29	0	0	24	5

(5) 県中地区感染症診査協議会による診査状況 (平成26年度)

感染症法第24条に基づき感染症診査協議会を置いて、知事の諮問に応じ法第37条の2第1項の医療費公費負担申請及び就業制限、入院勧告、入院期間の延長について審議し、答申しています。

感染症診査協議会委員は6名で構成され、委員の任期は2年です。

開催回数 16回 (定例13回 臨時3回)

診査件数

医療費公費負担	27件
就業制限	11件
本入院勧告	3件
入院期間延長	5件

(6) 結核対策特別促進事業

ア 保健衛生ミニ講座

開催回数 1回 人数 30名

対象者 一般住民

イ 高齢者の結核予防対策

研修会 1回 人数 60名

対象者 高齢者福祉施設従事者

ウ 結核患者療養支援（DOTS）

DOTS 対象者：実人数20人

うち、地域 DOTS（訪問）実施数：実人数18人、延人数72人

4 エイズ予防対策

HIV 感染に関する正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、検査・相談体制を充実させるなど、感染予防対策を推進しています。

(1) エイズ相談及びH I V抗体検査

HIV 抗体検査は、週1回迅速検査を実施しています。

(平成26年度)

相談等件数			H I V抗体検査実施件数		
電 話	来 所	計	男	女	計
106	97	203	60	26	86

(2) 世界エイズデーキャンペーン

① 街頭キャンペーン

(平成26年度)

開 催 日	開催場所	開催内容	配布枚数
26. 12. 1（月）	ヨークベニマルメガステージ 田村店	啓発用資材配布	300

②啓発資材の配布

開 催 日	開催場所	開催内容
26. 11. 21 ～26. 12. 7	田村市・田村郡内高等学校	ポスター掲示、 各学校保健委員を活用した啓発資材配布・説明
26. 11. 21 ～26. 12. 7	管内市町村、 娯楽施設（カラオケボックス4店舗、 ゲームセンター5店舗）	ポスター掲示、啓発資材配布
26. 11. 21 ～26. 12. 7	福島空港展示スペース、 当事務所内	ポスター掲示、啓発資材設置

5 ウイルス性肝炎対策

ウイルス性肝炎は国内最大級の慢性感染症であり、平成22年1月1日に施行された肝炎対策基本法に基づき、肝炎患者の早期発見・早期治療の促進及び将来の肝硬変・肝がんの予防、肝炎ウイルスの感染防止を図るため対策を推進しています。

(1) ウイルス性肝炎一般相談及び検査実施数

(平成26年度)

相談等件数			H C V検査件数			H B s検査件数		
電 話	来 所	計	男	女	計	男	女	計
87	263	350	1	3	4	2	3	5

(2) 肝炎治療特別促進事業

平成20年度より B 型及び C 型肝炎患者のインターフェロン治療にかかる医療費の助成を実施しています。

治療薬の開発と共に助成対象の拡大も図られており、平成22年度からは B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療、平成23年度にはインターフェロンを含む3剤併用療法、平成26年度には内服薬のみで治療するインターフェロンフリー治療が追加されています。

年 度	承認件数	備考（承認件数以外の者 等）
平成24年度	124 件	取り下げ 1 件
平成25年度	145 件	
平成26年度	215 件	取り下げ 3 件

(3) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業

B 型及び C 型肝炎ウイルス陽性者に対し、定期的に医療機関受診状況等を確認し、未受診の場合は受診勧奨するとともに、検査（初回及び年 1 回の定期検査）費用等を助成する事業を平成27年2月（平成26年4月1日適応）から実施しています。

6 新型インフルエンザ等対策

平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、本法に基づき、同年6月には国の行動計画が、12月には本県でも「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定されました。

また、平成26年10月には「福島県新型インフルエンザ等対策マニュアル」が策定され、県の役割等について具体的に明記されています。

なお、地域の医療体制については、平成21年度より「県中地域医療会議」において検討しています。平成26年度は、下記のとおり関係機関による会議を開催し、新たな県中地域の体制について確認しています。

開催月日：平成26年4月22日

参加機関数：医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防、市町村、福島空港事務所、地方振興局 計38機関

7 高病原性鳥インフルエンザ対策

県中農林事務所を事務局とした福島県高病原性鳥インフルエンザ県中地方連絡会議が年 2 回開催されており、当所は、当該会議の構成員として会議に参加しています。

また、本県では、養鶏場で鳥インフルエンザが発生した場合の疫学調査等に加え、防疫作業員に対する作業前後の健康調査について保健所等の役割を明確にした防疫マニュアルを平成27年3月に策定し、所内での体制を整備しています。

第 2 衛生推進課の業務

第2-1 環境衛生チームの業務

1 環境衛生

旅館、公衆浴場、理容・美容所、クリーニング所、興行場等は生活に密着し、かつ多数の人が利用する営業施設であることから、衛生的でかつ安全に利用できることが求められるため、定期的に施設監視を行っています。また、公衆浴場や旅館の浴槽水中のレジオネラ属菌検査などの各種検査を行い、これらの結果を踏まえ、施設設備の衛生確保について指導するとともに、自主管理の強化を促しながら、衛生水準の維持向上のための指導・助言を行っています。

さらに、大型店舗、旅館、事務所など多数の人が利用する特定建築物の衛生的環境を確保するため、立入検査を行い適正な維持管理について指導・助言を行っているほか、遊泳用プール、コインオペレーションクリーニング等の生活衛生施設についても、管理状況の監視を行い、適正管理の指導・助言を行っています。

このほか、家庭用品による消費者の健康被害を防止するため試買検査を行うほか、居住環境におけるシックハウス対策、衛生害虫駆除方法など生活衛生に関する相談対応や情報提供を行っています。

なお、墓地等の事務については、平成24年度から地方分権第2次一括法により市へ、更に、平成25年度からは福島県が推進しているオーダーメイド権限移譲により三春町へ移譲されましたので、移譲市町分は統計から除外しています。

(1) 生活衛生営業施設の衛生確保

ア 施設数、監視指導件数等の状況 (平成26年度)

区 分	年度末 施設数	新規 施設数	廃業 施設数	監視 指導件数	違反 件数
ホ テ ル	10			7	
旅 館	120	1	6	58	
簡 易 宿 所	36	1	1	6	
下 宿	2				
常 設 興 行 場	8			4	
その他の興行場					
普通公衆浴場	1			2	
その他の公衆浴場	61	4	3	39	
理 容 所	332	7	7	23	
美 容 所	390	6	5	24	
クリーニング所（一般）	39	1	2	41	
取 次 所	143	2	19	3	
計	1,142	22	43	207	

イ 理容所、美容所における使用器具類の消毒効果確認検査

・指標細菌（ブドウ球菌）の検出状況（平成26年度）

（理容所）

検査対象	検査数	検出数
く し	15	8
は さ み	15	2
かみそり	15	6
計	45	16

（美容所）

検査対象	検査数	検出数
く し	17	7
は さ み	16	3
かみそり等	21	5
計	54	15

(2) その他の生活衛生施設及びビル管理登録業

ア 施設数、監視指導件数等の状況

(平成26年度)

区 分	年度末現在 施設数	新 規	廃 止	監視指導件数	違反件数
火 葬 場	2				
墓 地 ・ 納 骨 堂	419			3	
特 定 建 築 物	52	2	2	40	
ビル管理業登録業者	9			2	
コインオペレーションクリーニング	31	1		1	
一 般 プ ー ル	21		1	20	
計	534	3	3	66	

イ 浴槽水中のレジオネラ属菌検査

公衆浴場、旅館の浴槽水の検査

(平成26年度)

施設区分	検査数	検出数	施設指導・啓発内容
旅 館	10	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴施設の循環経路の清掃・消毒の実施 ・ 浴槽水の定期的な換水の実施 ・ 浴槽水の消毒の実施 ・ 浴槽水の自主検査（レジオネラ属菌）の実施
公衆浴場	5	0	
計	15	4	

ウ 普通公衆浴場の水質検査

(平成26年度)

対象施設	浴槽数	検査件数	不適件数	検査項目及び水質基準
1	2	2	0	濁度（5度以下） 過マンガン酸カリウム消費量（25mg/L以下） 大腸菌群（1個/ml以下）

エ 家庭用品試買検査

(平成26年度)

検 査 項 目	検 体 区 分	試買件数	検査結果
ホルムアルデヒド	生後24ヵ月以内乳幼児用繊維製品	5	適 合
	生後24ヵ月以上乳幼児用繊維製品	4	適 合
水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム	家庭用の洗剤で液体のもの（水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを含有する製剤たる劇物を除く。）	2点×3	適 合

オ 衛生害虫の相談、受付

(平成26年度)

衛生害虫の種類	ねずみ	ハエ	ゴキブリ	アタマジラミ	その他のシラミ	ダニ	ハチ	その他※
件 数	1	0	0	4	0	1	4	5
相談等の内容	同定			発生報告		駆除方法	駆除方法	同定駆除方法

※虫の種類：シバンムシ、シロアリ、ヤクヤスデ、チョウバエ幼虫、ジョロウグモ

2 水 道

県中地域の水道事業（市町村営）は、地形的要因から中小規模の水道施設が複数点在しており、その維持管理に多大な労力を要するとともに、老朽施設の更新や耐震化等災害に強い水道施設の整備が求められている一方で、人口の減少や節水による需要の減少に伴う水道料金収入の減少など、経営環境が厳しくなっています。

また、阿武隈高地などの山間部は、水道施設の整備効率が悪く、採算性が低いため水道施設の整備は困難な状況にあります。このため、山間部に点在する集落の多くは、地下水などの自己水源を利用し、集落で管理する給水施設や個人で管理する飲用井戸等により給水されています。

安全な飲料水が安定的に供給されるよう、水道施設及び給水施設等の立入検査を行い、水道事業者等に対し適正な水質管理や水道施設の維持管理の徹底を図るよう指導助言を行うとともに、水道国庫補助事業及び県費補助事業の活用による水道施設の計画的な整備促進の支援を行っています。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質放出事故以降、放射性物質の影響による水道水等の安全確保に万全を期すため、「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づき、管内の水道水等の放射性物質検査を実施しています。

なお、専用水道等の事務については、平成25年度から地方分権第2次一括法により市へ移譲されましたので、移譲市分は統計から除外しています。

(1) 施設数、監視指導件数等の状況 (平成26年度)

区 分	年度末施設数	新規施設数	廃 止 数	監視指導件数
上 水 道	8			16
簡 易 水 道	14			17
専 用 水 道	16	1		17
簡易専用水道	78	3	3	19
準簡易専用水道	55	1		2
給 水 施 設	22			21
計	193	5	3	92

(2) 水道普及率 (平成25年度)

市 町 村	24年度普及率 (%)	25年度普及率 (%)	市 町 村	24年度普及率 (%)	25年度普及率 (%)
郡山市	96.6	96.6	玉川村	83.8	83.5
須賀川市	92.1	92.0	平田村	42.6	43.1
田村市	60.6	61.6	浅川町	98.8	98.9
鏡石町	94.1	94.8	古殿町	81.0	82.0
天栄村	95.1	95.2	三春町	92.4	92.7
石川町	72.3	72.2	小野町	47.4	48.4
			管内普及率	90.4%	90.5%

(3) 水道関係施設の整備事業（平成26年度）

ア 水道水源開発等施設整備費（国庫）

事業者	補助区分	事業内容
須賀川市	ライフライン機能強化等事業費	城山配水池更新
〃	ライフライン機能強化等事業費	西川浄水場更新
小野町	ライフライン機能強化等事業費	重要給水施設配水管 布設

イ 簡易水道等施設整備費（国庫）

事業者	区分	内容
田村市（旧滝根町）	生活基盤近代化事業	水量拡張事業
田村市（旧常葉町）	生活基盤近代化事業	基幹改良事業
平田村	生活基盤近代化事業	基幹改良事業
天栄村	簡易水道再編推進事業	事業統合簡易水道事業
石川町	簡易水道再編推進事業	統合整備事業

(4) 飲料水の放射性物質モニタリング検査（平成26年度）

区分	検査検体数	検査結果
上水道・簡易水道	2, 199	全て検出下限値未満
専用水道	87	全て検出下限値未満
給水施設	128	全て検出下限値未満
一般飲用井戸水	928	全て検出下限値未満
合計	3, 342	

※検出下限値は、セシウム 134 と 137 の合算値で 2 Bq/kg

3 温泉

温泉資源の適正な利用を図るため、温泉の掘削等の許可申請に係る審査を行うとともに、源泉の温度、湧出量及び温泉利用状況等を調査し、温泉資源の適正な維持管理について指導・助言を行っています。

また、温泉利用施設におけるレジオネラ症発生防止のため、入浴施設の清掃・消毒の実施等衛生管理について指導するとともに、併せて温泉成分等の掲示について、指導・啓発を行っています。

(1) 温泉源泉数及び利用許可施設数（平成26年度）

区分	源泉数			利用許可施設数
	計	利用数	未利用数	
須賀川市	20	11	9	18(3)
田村市	3	1	2	1
鏡石町	5	4	1	5(1)
天栄村	24	21	3	18
石川町	13	12	1	10
玉川村	2	1	1	1
古殿町	1	1	0	1
三春町	6	5	1	9(2)
小野町	5	4	1	4
計	79	60	19	67(6)

(注) () x内数値は、飲用利用許可施設数を再掲

(2) 新規温泉利用許可状況 (平成26年度)

温泉利用許可		温泉利用廃止	
浴用	飲用	浴用	飲用
20	0	3	0

(3) 温泉関係立入指導状況 (件数) (平成26年度)

源泉調査	利用許可施設立入調査	計
18	58	76

第2-2 食品衛生チームの業務

1 食品衛生

食品の製造加工技術の進歩や流通の広域化、グローバル化が進展し、多種多様な食品が流通する一方で、健康志向が高まる中、食品に関連する様々な事件・事故の発生により、健康被害への危惧が高まり、消費者の食の品質や安全性に対する要求はますます強まっています。

このような状況を踏まえ、食中毒の発生防止及び不良食品が製造・流通しないよう、広域流通食品製造施設、食中毒の発生頻度の高い業種等に対する重点的な監視指導や集団給食施設の一斉点検等を実施するとともに、地元特産食品や流通食品の安全・衛生を確保するため、収去検査による不良食品の発見と排除、食品取扱い施設に対する監視指導の実施、営業施設における自主管理の強化支援等を実施しています。また、食品衛生懇談会や消費者に対する講習会の開催を通じ、食品衛生情報の提供、衛生知識の普及啓発を行っています。

さらに、原子力災害発生以降、市場等に流通する食品等の安全を確認するため、県内産の農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に放射性物質検査を実施しています。

(1) 食品営業許可と監視指導状況

ア 営業許可施設

営業許可を要する3,968施設に対して、延べ2,381施設の監視指導を実施しています。また、12件の食品衛生法違反の事例について行政措置を行っています。

(営業許可施設：2-1)

(平成26年度)

業 種	項 目	施設数 (年度末)	営業許可施設数		廃業施設数	違反件数	処分件数					処分以外の措置件数	告発件数	調査監視指導件数	
			新規	継続			許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	回収命令				その他
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	835	45	149	108	1			1						217
	仕出し屋・弁当屋	131	13	24	20										66
	旅 館	104	1	16	1	1			1						125
	そ の 他	644	89	64	57	2						2			850
	臨時営業（再掲）		41												41
	（小計）		1714	148	253	186	4								1258
菓子製造業		320	28	38	28	2						2			389
	臨時営業（再掲）		8												8
乳処理業															
特別乳さく取処理業															
乳製品製造業			2		1	1						1			8
集乳業															
魚介類販売業			312	20	51	26	2						2		133
魚介類せり売り営業															
魚肉ねり製品製造業															

(営業許可施設：2-2)

(平成26年度)

業種 項目	施設数 (年度末)	営業許可数		廃業 施設数	違反 件数	処分件数					処分 以外の 措置 件数	告 発 件 数	査 視 指 導 件 数
		新 規	継 続			許 可 取 消	営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	回 収 命 令			
食品の冷凍又は冷蔵業	7		1										6
かん詰又はびん詰食品製造業	23	3	2	3									23
喫茶店営業	450	24	68	37									99
臨時営業（再掲）		2											2
あん類製造業	7		2										5
アイスクリーム類製造業	18		2	3									12
乳類販売業	569	29	59	46									121
臨時営業（再掲）		2											2
食肉処理業	8	1	1	2									4
食肉販売業	322	25	45	30									125
食肉製品製造業	3												10
乳酸菌飲料製造業													
食用油脂製造業	3	1		1									3
マカロン又はショートニング製造業													
みそ製造業	42	5	7	4									24
醤油製造業	5	1	1		1					1			4
ソース類製造業	2												2
酒類製造業	7		4										7
豆腐製造業	25		6	3									39
納豆製造業	1												2
めん類製造業	43	2	5	2									37
そうざい製造業	65	4	6	4	2						2		52
添加物製造業	2		1										1
清涼飲料水製造業	12	2	1										16
冰雪製造業													
冰雪販売業	6		1	2									1
合 計	3,968	293	554	378	12			2		4	6		2,381

イ 営業許可不要施設

営業許可の不要な3,045施設に対して、延べ792施設の監視指導を実施しています。
また、1件の食品衛生法違反の事例について行政措置を行っています。

(営業許可不要施設)

(平成26年度)

業 種	項 目	施設数 (年度末)	違 反 件 数	処分件数					処 分 以 外 の 措 置 件 数	告 発 件 数	調 査 視 導 件 数
				営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	廃 棄 命 令	そ の 他			
集 団 給 食	学 校	51									10
	病院・診療所	8									7
	事業所	6									3
	その他(社会福祉施設等)	68									13
	(小計)	133									33
	乳さく取業	129									
食 品 製 造 業	漬物製造業	169	1						1		99
	野菜類(漬物を除く)加工業	29									18
	魚介類加工業	2									
	こんにやく製造業	18									24
	その他	18									34
	野菜果物販売業	271									114
	どうざい販売業	274									84
	菓子(パンを含む)販売業	737									91
	食品販売業(上記以外)	980									129
	添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたものを除く)の製造業										
	添加物の販売業	76									48
	氷雪採取業										
	器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業	209									118
	合 計	3,045	1						1		792

(2) 食品等の検査状況

市場等に流通する食品107検体の収去検査を実施したところ、発酵乳1検体に食品衛生法違反(発酵乳無脂乳固形分7.7%検出[基準値8.0%以上])が確認されたことから、違反した食品の自主回収等について指導しています。

また、加工食品等の放射性物質検査では、610検体の検査を実施し、食品衛生法に基づく基準値超過は、確認されていません。

ア 収去検査実施状況

(平成25年度)

食品等 項目	収去したものの実数	試験場所		不良検体数	不良理由 (延べ数)							
		衛生研究所	その他		大腸菌群	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗菌性物質	その他	
魚介類	5	5										
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品											
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	3	3									
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	3	3									
	生食用冷凍鮮魚介類											
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く)	2	2										
肉類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)	5	5										
乳・乳製品	1	1		1								1
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)												
アイスクリーム類・氷菓	2	2										
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)	18	18										
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・かん詰を除く)	41	41										
菓子類	15	15										
清涼飲料水	5	5										
酒精飲料												
氷雪												
水												
かん詰・びん詰食品												
その他の食品	7	7										
添加物及びその製剤												
器具及び容器包装												
おもちゃ												
合計	107	107		1								1

イ 加工食品等の放射性物質検査

(平成26年度)

検査検体数	610	左のうち基準値超過検体数	0
-------	-----	--------------	---

(3) 食中毒予防啓発事業

衛生教育の実施状況

(平成26年度)

対象者等	開催回数	受講人数	うち出前講座 (再掲)	
			開催回数	受講人数
食品等取扱者 (営業者)	13	459	11	320
集団給食施設従事者	9	434	5	237
消費者	2	69	2	69
その他	13	332	7	177
食品衛生責任者養成講習	4	158	-	-
食品衛生責任者再教育講習	18	341	-	-
	59	1793	25	803

(4) 小中学生の食の安全教室

小中学校へ食品衛生監視員を派遣し、児童・青年期から正しい食品の選択や食中毒から身を守るために必要な基礎知識の普及啓発を進めています。

実施した小学校の数及び受講者数	34校 1,719名
実施した中学校の数及び受講者数	5校 246名

※参考 食中毒発生状況

	年次	H22	H23	H24	H25	H26
管内	発生件数	8	2	1	1	1
	患者数	142	75	14	12	7
県内	発生件数	32	19	10	14	20
	患者数	425	340	73	156	456

2 狂犬病予防・動物の愛護及び管理

(1) 狂犬病予防及び動物愛護

狂犬病の発生を未然に防止するため、管内市町村と連携し、未登録犬の解消と狂犬病予防注射の実施率の向上に取り組んでいます。

また、犬による危害を防止するため、法令に基づき、放置犬の抑留を行うとともに、飼い主が判明した犬については、返還時にその飼い主に対して適正飼養を指導しています。

咬傷事故については、咬傷犬の発見抑留に努めるとともに、飼い主が判明している場合には再発防止の指導を行っています。

一方、やむを得ない理由により飼い主から引取申請があった犬及び猫、並びに飼い主の判明しない犬及び猫についての収容を行っています。これらの動物に可能な限り生存の機会を与え、適切な飼育方法を啓発していくために、飼育を希望する住民への犬及び猫の譲渡事業を推進し、抑留及び引き取った犬のうち97頭、引き取った猫のうち24頭を譲渡しています。

	年度末登録数	狂犬病予防注射実施頭数	犬抑留数	犬引取数	猫引取数	咬傷事件数	犬返還数
須賀川市	4,741	3,627	40	28	95	5	12
鏡石町	891	384	10	1	25	1	4
天栄村	536	347	7	9	20	0	0
田村市	2,650	1,732	27	14	55	0	2
三春町	1,076	751	8	21	24	0	1
小野町	731	415	3	0	16	0	0
石川町	1,025	891	8	9	19	1	2
玉川村	552	400	11	1	14	1	2
平田村	530	409	12	47	31	0	1
浅川町	426	300	6	0	28	0	0
古殿町	498	357	6	3	26	1	0
合計	13,656	9,613	137	133	353	9	24

犬の苦情は放浪犬等の放置犬の抑留依頼に関するものが最も多く、ついで放し飼い、脱糞、啼き声の順となっています。これらの苦情に対しては、人への危害防止、生活環境保全の観点から、抑留業務、飼い主への指導等を行っています。

内 訳		件 数
放 し 飼		28
捨 て 犬		18
迷 い 犬		49
放 浪 犬		82
野 犬		31
家畜田畑の被害		4
管理不良	咬傷の危険	5
	臭気・蠅等	0
啼 き 声		7
脱 糞		8
そ の 他		13
合 計		245

(2) 飼い犬のしつけ方教室

犬の無駄吠え等の問題行動は、地域のコミュニティーに重大な悪影響を及ぼしかねないものであり、これは、散歩、給餌等における飼育犬に対する飼い主の接し方が不適切であることが原因となっている場合があります。

そのため、飼い犬の様々な問題行動に対しその改善方法を講習し、飼い犬とともに円滑な地域社会を営むための一助としてもらうために、当教室を開催しています。

学 科 講 習 実 施 回 数	4回
学 科 講 習 受 講 者 数	20名
実 技 講 習 実 施 回 数	4回
実 技 講 習 受 講 者 数	21名
ボ ラ ン テ ィ ア 参 加 者 数	0名

(3) 小学校への獣医師派遣事業

小学生が動物についての学びや動物とのふれあいを通じて、自分と身近な動物との関わりに関心を持ち、命の大切さや相手を思いやる気持ちを育むことを目的として、小学校へ獣医師を派遣し、学校飼育動物の正しい飼育方法の指導や、犬及び猫等の身近な動物によるふれあい活動を行っています。

実施小学校数	24校
派 遣 回 数	25回
受 講 者 数 (児 童 等)	1,168名
ボ ラ ン テ ィ ア 参 加 者 数	延べ20名

(4) 動物取扱業者に対する監視指導

近年、犬の販売業者による売れ残った犬の遺棄事件や、動物の生態に配慮しない深夜営業等、営業者による不適切な動物の取り扱いが問題となるなど、動物の販売、保管、展示等を行っている業者に対する適切な指導が重要となっています。

そのため、犬・猫等の哺乳類、鳥類、及び爬虫類を、営利目的で販売、保管、貸出し、訓練、展示している者（以下、「第一種動物取扱業者」という。）、及び動物愛護団体の動物シェルター等、営利を目的とせずこれらの動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示を業として行なっている者（以下、「第二種動物取扱業者」という。）に対する監視指導を行い、取り扱い動物の適正管理を指導しています。

（第一種動物取扱業者）

	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養	計
登録数	26	17	1	7	4	0	0	55
監視件数	23	14	1	5	3	0	0	46

（第二種動物取扱業者）

	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	計
届出数	1				1	2
監視件数	2				0	2

(5) 特定動物（危険な動物）の飼養管理対策

人に危害を加える恐れのある危険な動物としてトラ、タカ、ワニ、マムシなど、約650種の動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）が政令で指定されており（以下「特定動物」という。）、これらの特定動物を飼う場合には、動物種・飼養施設ごとに都道府県知事等の許可が必要となっています。

また、特定動物が逃げ出すことを防止するため、飼い主は飼養施設の構造や保管方法についての基準を守らなくてはなりません。

そのため当所では、管内の許可施設について立入調査を行ない、飼い主に対して必要な指導を行い、事故の発生防止に取り組んでいます。

爬虫綱	トカゲ目	ボア科
飼養施設数		1
監視件数		1

VI 東日本大震災等被災者支援

1 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに続いた東京電力福島第一原子力発電所事故災害により管内に避難等をしている被災者に対して、被災市町村、保健医療福祉関係団体、ボランティアなどと密接に連携、協力しながら、保健医療福祉に関わる各種支援を実施しています。

2 健康サポート事業

(1) 被災者健康支援活動連絡会の開催

被災町村、受け入れ市町村、関係団体及び保健福祉事務所等が一堂に会し、被災者の健康支援に関する課題、利用可能な事業、サービス等に関する情報交換を行い、課題の共有と対応策の検討を行っています。

ア 葛尾村連絡会

開催期日：平成27年2月23日（月）

出席者：20名

イ 富岡町連絡会

開催期日：平成27年3月6日（金）

出席者：17名

(2) 健康支援活動の調整

10市町村他 会議等 11回 電話連絡等 112回

(3) 健康支援内容

仮設住宅や借り上げ住宅入居者に対する家庭訪問等による健康状況調査、仮設内集会所やサポート拠点を活用した健康相談、健康教育、入居者同士の交流の場づくり等の企画、実施を支援しました。また、総合健診の事後指導会やロコモティブシンドローム予防教室等保健事業の実施を支援しています。

ア 仮設住宅入居者の健康支援

・個別の健康相談	992世帯（内不在 380世帯）	963名
・健康サロン等における健康教育等	63回	598名

イ 借り上げ住宅入居者の健康支援

・個別の健康相談	92世帯（内不在 13世帯）	133名
・絆カフェ等における健康教育	26回	311名
・健康状況調査等	242世帯（内不在 114世帯）	317名

ウ その他の健康支援

・病態別健康教育、介護予防事業	39回	603名
-----------------	-----	------

エ 県中保健福祉事務所主催「みんなこらんしょひろば」の開催

避難者の生活する地域に出向き、市町村の枠を超えた健康サロンを開催しました。

開催場所：郡山市大槻町東公民館	4回	23名
-----------------	----	-----

(市町村別支援状況)

支援先市町村名	集 団		個 別	
	回 数	延人数	延世帯数 (内不在)	延人数
田村市	0	0	73 (26)	89
南相馬市	0	0	175 (88)	239
富岡町	83	680	58 (7)	70
川内村	2	44	170 (60)	119
双葉町	4	44	15 (1)	26
葛尾村	34	482	835 (325)	870
その他	5	262	0	0
相双管内 市町村	4	23	0	0
合 計	132	1,535	1,326 (507)	1,413

3 被災者の心のケア、心の健康推進事業

(1) 心のケアセンター県中方部センター運営に関する支援

- ① 県中方部連絡調整会議 1回
- ② 定例の情報交換会、研修会や会議の企画運営に関する打ち合わせ等 12回
- ③ 自殺予防セミナー 1回（共催）
- ④ 復興支援者のための研修会 2回

長期間ストレス状態にある支援者が心身の健康を維持し、活動が継続できるように、心のケアセンター県中方部センターと共催で研修会を開催しました。

開催月日	内 容	参加者数
平成 26 年 11 月 29 日 (土)	会場：郡山市総合福祉センター 内容：「市民くらしの健康講座」 (1) 午前（一般対象） 講演「認知症を支える家族のための生活術」 (2) 午後（職員対象） 講演「認知症を支えるための地域づくり」 講師 みどりの杜クリニック 医師 森川すいめい氏	70人
平成 27 年 3 月 3 日 (火)	会場：郡山市音楽・文化交流館 内容：「復興支援者のための研修会」 (1) 第 1 部：分科会 「わたしが変われば、あなたも変わる!？」 「めざせ睡眠上手！心身を軽くする眠りのコツ」 「仕事に役立つコミュニケーション法」 「今日はココロとカラダの快方日和」 (2) 第 2 部：全体ミーティング	33人

(2) 被災市町村における処遇困難ケースへの相談、支援

緊急性の高いケースの受診援助や、他県に避難した精神障がい者の帰住に係る相談、支援を行っています。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請、通報、届出に係る個別支援を実施しています。

(3) 被災地を含めた精神保健担当者会議 1回

(4) 被災地を含めた自殺予防支援者研修会 1回

4 妊産婦、母子への健康支援事業

(1) 子ども健やか訪問事業（平成26年6月3日～施行）

震災と原発事故により被災した南相馬市、相馬市、双葉郡、相馬郡から管内に避難している1歳児、4歳児、小学1年生の子どもを持つ家庭を訪問し、育児や児童の心身の健康に関する不安や悩みの傾聴や相談を行い、対象者の状況に応じて生活や育児に関する必要な助言、子育てに関する情報提供や専門の支援機関の紹介などを行った。

訪問件数：98件 電話対応：64件 文書対応：24件

(2) 母子の健康支援事業

妊産婦や乳幼児を持つ保護者等の健康や育児の様々な不安や悩みを解消し、安心して出産、子育てができるよう相談体制の充実を図るため、一般社団法人福島県助産師会に委託し訪問指導を実施しました。

訪問した中で、対象者の了解が得られたものについて、訪問結果を市町村に報告しま

した。

実施状況

(平成 26 年度)

訪問件数 (実)	訪問件数 (延)	報告件数 (延)
116	162	119

(3) 親子ふれあい教室

子どもの心のケアにはその保護者の安定が欠かせないことから、親子への支援の一つとして福島県臨床心理士会東日本大震災対策プロジェクトが実施した「親子ふれあい教室」の運営に協力しました。

実施状況

(平成 26 年度)

実施回数	参加者数 (延)	会場
11 回	391 名	須賀川市保健センター

(4) 子どもの心のケア事業

東日本大震災中央こども支援センターに委託して実施した、子どもの心のケアのための専門職派遣に係る連絡調整を行いました。

事業利用 3 町村 (鏡石町、天栄村、平田村)

5 東日本大震災における高齢者への支援事業

東日本大震災により被災された高齢者の方々の、避難生活の長期化による心身機能の低下や健康状態の悪化、孤立が懸念されることから、介護予防や地域交流の場の提供等のサポートが必要になってきています。

このため、県、市町村では、保健師や栄養士、歯科衛生士が仮設住宅や借り上げ住宅等の高齢者に対し、集会場等を活用した健康相談、健康教育、交流づくりなどの支援を実施しています。また、病院、施設の理学療法士、作業療法士等のリハビリ専門職や歯科衛生士、健康運動普及サポーター等のボランティアの協力を得て、転倒予防や生活不活発病予防のための運動教室、口腔機能向上のための支援が行われています。

当管内では、平成 26 年度は、県中地域リハビリテーション広域支援センター (太田熱海病院) が避難先市町村の意向に沿って、県からの委託事業である「仮設住宅における生活機能支援事業」を実施しています。

県中保健福祉事務所連絡先等

部 名	課・チーム名	電話番号	F A X 番号	
総務企画部	総務企画課	75-7800 75-7805	75-7824	
健康福祉部	保健福祉課	高齢者支援チーム		75-7808
		児童家庭支援チーム		75-7809・7810
		障がい者支援チーム		75-7811・7823
	生活保護課	75-7812・7813		
健康増進課	75-7814			
生活衛生部	医療薬事課	医 事 薬 事 チーム	75-7817	
		感染症予防チーム	75-7818	
	衛生推進課	環境衛生チーム	75-7820	
		食品衛生チーム	75-7821	
市外局番 (0248)				

☆ホームページアドレス

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21120a/10164.html>

☆Eメールアドレス

kentyuu.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp



平成27年度版

平成27年 月発行

業 務 概 況

編集・発行

福島県県中保健福祉事務所

〒962-0834

福島県須賀川市旭町153-1